



様式第1号(第2条関係)

令和8年4月24日

令和7年度 政務活動費収支報告書

鳥取県議会議長 福田 俊史 様

鳥取県議会議員 前田 伸一

1 交付を受けた政務活動費の額

3,000,000 円

2 政務活動費を充てた支出の額

項 目	金 額	主な支出の内訳
調査研究費	741,114 円	・竹原市本川、特定都市河川視察 ・介護保険勉強会 ・輪島港・七尾港・和倉港・金沢港の港湾施設視察 ・高知県水産業視察 ・日中友好会議出席 ・兵庫県の新犯防止の取組調査 ・山陰海岸ジオパーク推進三府県議会議員の会による国要望 ・柳のバイオマス資材可能性調査(森林総研・つくば)
研 修 費	20,240	・大阪関西万博視察研修 ・あいサポートとっとりフォーラム
会 議 費	4,197	・中国人留学生との意見交換会(日中友好協会主催) ・議員向け勉強会(学びの多様化学校と不登校支援の今)
資料作成費	0	
資料購入費	293,115	・福祉新聞 ・日本教育新聞 ・IJAMP時事通信社 ・日本海新聞・日経新聞・日本農業新聞
広 報 費	0	
事 務 所 費	0	
事 務 費	122,560	・NCNインターネット・電話・nuroモバイル(iPadmini)・UQモバイル(スマホ)・iPhone本体・シュレッダー本体
人 件 費	0	
合 計	1,181,226	

3 支出に充てない残額

1,818,774 円

令和7年度 政務活動費出納簿

合計		議員名: 前田 伸一										(単位:円)
月	収 入	支 出										残 高
		調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務所費	事務費	人件費	支出計	
4月	750,000	45,350	0	0	0	32,508	0	0	5,154	0	83,012	666,988
5月	0	55,170	1,500	0	0	9,980	0	0	4,268	0	70,918	596,070
6月	0	14,680	0	0	0	9,980	0	0	4,296	0	28,956	567,114
7月	750,000	18,000	0	0	0	10,750	0	0	11,558	0	40,308	1,276,806
8月	0	0	0	0	0	11,850	0	0	54,494	0	66,344	1,210,462
9月	0	90,500	0	3,497	0	153,970	0	0	4,363	0	252,330	958,132
10月	750,000	173,734	0	0	0	10,750	0	0	16,390	0	200,874	1,507,258
11月	0	118,148	0	700	0	10,750	0	0	4,395	0	133,993	1,373,265
12月	0	0	6,000	0	0	15,040	0	0	4,303	0	25,343	1,347,922
1月	750,000	0	12,740	0	0	9,980	0	0	4,483	0	27,203	2,070,719
2月	0	14,150	0	0	0	9,980	0	0	4,050	0	28,180	2,042,539
3月	0	211,382	0	0	0	7,577	0	0	4,806	0	223,765	1,818,774
合 計	3,000,000	741,114	20,240	4,197	0	293,115	0	0	122,560	0	1,181,226	1,818,774

令和7年度 政務活動費出納簿

4月分

議員名: 前田 伸一

(単位:円)

期 日	摘 要	算出方法等	収 入	支 出										領収書等の番号
				調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務所費	事務費	人件費	支出計	
2月4日	手をつなぐ育成会賛助会費	R7.4~R8.3		4,100									4,100	401
4月1日	日本教育新聞	R7.4~5月						5,500					5,500	402
3月11日	福祉新聞	R7.4~9月						11,220					11,220	403
4月1日	日本海政経懇話会会費	R7.4~R7.12		41,250									41,250	404
4月7日	日経ID	R7.1						2,288					2,288	405
4月7日	日経ID	R7.2						4,277					4,277	406
4月7日	日本海新聞(2月・新日本海新聞社)							3,300					3,300	407
4月7日	スマホ(UQモバイル)	3264×1/2									1,632		1,632	408
4月7日	日本農業新聞	R7.3						2,403					2,403	409
4月7日	ネット、電話(NCN)	7027×1/3									2,342		2,342	410
4月7日	毎日ID	R7.3						3,520					3,520	411
4月7日	Ipad mini 2月利用代(NURO)	627×1/2									313		313	412
4月10日	政務活動費		750,000										0	
4月23日	プリンター用紙	2601×1/3									867		867	413
4月 計			750,000	45,350	0	0	0	32,508	0	0	5,154	0	83,012	

令和7年度 政務活動費出納簿

5月分

議員名：前田 伸一

(単位：円)

期 日	摘 要	算出方法等	収 入	支 出										領収書等 の番号
				調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務所費	事務費	人件費	支出計	
5月7日	日経ID	R7.3						4,277					4,277	501
5月7日	日本海新聞(3月・新日本海新聞社)							3,300					3,300	502
5月7日	スマホ(UQモバイル)	3251×1/2									1,625		1,625	503
5月7日	日本農業新聞	R7.4						2,403					2,403	504
5月7日	ネット、電話(NCN)	6992×1/3									2,330		2,330	505
5月7日	Ipad mini 3月利用代(NURO)	627×1/2									313		313	506
5月8日	大阪関西万博視察、JR交通費 鳥取→三宮			6,850									6,850	507
5月13日	大阪関西万博視察、宿泊費 ダイワロイネットホテル神戸三宮			11,650									11,650	508
5月14日	大阪関西万博視察、交通費 神姫バス 三宮→万博会場			1,000									1,000	509
5月14日	大阪関西万博視察、交通費 大阪市高速電気軌道 夢洲→梅田			430									430	510
5月14日	大阪関西万博視察、交通費 日本交通 梅田→鳥取			4,200									4,200	511
5月14日	大阪関西万博視察、駐車場費 日本パーキング(鳥取駅前)			1,600									1,600	512
5月14日	大阪関西万博自治体向け研修 JTB				1,500								1,500	513
5月14日	大阪関西万博デジタルチケット (公社)2025年日本国際博覧会協会			6,000									6,000	514
5月17日	特定都市河川視察交通費 JR 鳥取→竹原			11,320									11,320	515
5月19日	特定都市河川視察交通費 JR 竹原→鳥取			11,320									11,320	516
5月20日	特定都市河川視察駐車場代 日本パーキング(鳥取駅前)			800									800	517
5月 計			0	55,170	1,500	0	0	9,980	0	0	4,268	0	70,918	

令和7年度 政務活動費出納簿

6月分

議員名: 前田 伸一

(単位:円)

期 日	摘 要	算出方法等	収 入	支 出										領収書等の番号
				調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務所費	事務費	人件費	支出計	
6月2日	介護保険勉強会 交通費 小田急 本厚木→国会議事堂			700									700	601
6月2日	介護保険勉強会 交通費 東京地下鉄 ため池山王→新橋			180									180	602
6月2日	介護保険勉強会 交通費 JR 新橋→浜松町			150									150	603
6月2日	介護保険勉強会 交通費 東京モノレール 浜松町→羽田			520									520	604
6月2日	介護保険勉強会 交通費 ANA 羽田→鳥取			13,030									13,030	605
6月4日	流域治水意見交換 駐車場代 鳥取大学			100									100	606
6月5日	日経ID							4,277					4,277	607
6月5日	日本海新聞(4月・新日本海新聞社)							3,300					3,300	608
6月5日	スマホ(UQモバイル)	3271×1/2									1,635		1,635	609
6月5日	日本農業新聞	R7.5						2,403					2,403	610
6月5日	ネット、電話(NCN)	7044×1/3									2,348		2,348	611
6月5日	Ipad mini 4月利用代(NURO)	627×1/2									313		313	612
6月 計			0	14,680	0	0	0	9,980	0	0	4,296	0	28,956	

7月分

令和7年度 政務活動費出納簿

議員名: 前田 伸一

(単位:円)

期 日	摘 要	算出方法等	収 入	支 出										領収書等の番号
				調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務所費	事務費	人件費	支出計	
7月7日	日経ID							4,277					4,277	701
7月7日	日本海新聞(5月・新日本海新聞社)							3,300					3,300	702
7月7日	スマホ(UQモバイル)	3268×1/2									1,634		1,634	703
7月7日	月刊誌潮							770					770	704
7月7日	日本農業新聞	R7.6						2,403					2,403	705
7月7日	ネット、電話(NCN)	7035×1/3									2,345		2,345	706
7月7日	Ipad mini 5月利用代(NURO)	627×1/2									313		313	707
7月10日	政務活動費		750,000										0	
7月18日	令和7年度青少年育成鳥取県民会議会費			3,000									3,000	708
7月20日	MicroOfficeHome&Bussiness2024 Offisu-Soft	21800×1/3									7,266		7,266	709
7月26日	鳥取県日中友好協会役員会費			5,000									5,000	710
7月18日	鳥取県緑化推進委員会会費			10,000									10,000	711
7月 計			750,000	18,000	0	0	0	10,750	0	0	11,558	0	40,308	

令和7年度 政務活動費出納簿

8月分

議員名：前田 伸一

(単位：円)

期 日	摘 要	算出方法等	収 入	支 出										領収書等の番号
				調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務所費	事務費	人件費	支出計	
8月5日	日経ID							4,277					4,277	801
8月5日	日本海新聞(6月・新日本海新聞社)							3,300					3,300	802
8月5日	スマホ(UQモバイル)	3294 × 1/2									1,647		1,647	803
8月5日	月刊誌潮							770					770	804
8月5日	日本農業新聞	R7.7						2,403					2,403	805
8月5日	ネット、電話(NCN)	7068 × 1/3									2,356		2,356	806
8月5日	Ipad mini 6月利用代(NURO)	627 × 1/2									313		313	807
8月18日	Iphone16e購入 Apple Japan,Inc.	99800 × 1/2									49,900		49,900	808
8月21日	令和7年度版鳥取県職員名簿							1,100					1,100	809
8月24日	スマホ充電器 ヤマダデンキ	836 × 1/3									278		278	810
8月 計			0	0	0	0	0	11,850	0	0	54,494	0	66,344	

令和7年度 政務活動費出納簿

9月分

議員名: 前田 伸一

(単位:円)

期 日	摘 要	算出方法等	収 入	支 出										領収書等の番号
				調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務所費	事務費	人件費	支出計	
9月2日	議員向け勉強会 学びの多様な学校と不登校支援の今					3,497							3,497	901
9月2日	万博視察(6.30～7.1)			41,800									41,800	902
9月2日	水産議連高知視察(9.8)			32,300									32,300	903
9月2日	鳥取県東部日韓親善協会会費			5,000									5,000	904
9月4日	耐震改修計画及び岩戸海難事故 レク			500									500	905
9月5日	日経ID							4,277					4,277	906
9月5日	日本海新聞(7月・新日本海新聞 社)							3,300					3,300	907
9月5日	スマホ(UQモバイル)	3264×1/2									1,632		1,632	908
9月5日	月刊誌潮							770					770	909
9月5日	日本農業新聞	R7.8						2,403					2,403	910
9月5日	ネット、電話(NCN)	7254×1/3									2,418		2,418	911
9月5日	Ipad mini 7月利用代(NURO)	627×1/2									313		313	912
9月8日	水産議連高知視察駐車場代金(9.8)			900									900	913
9月9日	時事行財政情報モニター 時事通信	R7.4.1～R8.3.31						132,000					132,000	914
9月11日	福祉新聞	R7.10～R8.3						11,220					11,220	915
9月18日	全国手話通訳問題研究会鳥取支部令 和7年度会費			10,000									10,000	916
9月 計			0	90,500	0	3,497	0	153,970	0	0	4,363	0	252,330	

令和7年度 政務活動費出納簿

10月分

議員名：前田 伸一

(単位：円)

期 日	摘 要	算出方法等	収 入	支 出										領収書等の番号
				調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務所費	事務費	人件費	支出計	
10月6日	日経ID							4,277					4,277	1001
10月6日	日本海新聞(8月・新日本海新聞社)							3,300					3,300	1002
10月6日	スマホ(UQモバイル)	3345×1/2									1,672		1,672	1003
10月6日	月刊誌潮							770					770	1004
10月6日	日本農業新聞	R7.9						2,403					2,403	1005
10月6日	ネット、電話(NCN)	8087×1/3									2,695		2,695	1006
10月6日	Ipad mini 8月利用代(NURO)	627×1/2									313		313	1007
10月6日	アイティサプライ(株) 電動シュレッダー400-PSD021	34800×1/3									11,600		11,600	1008
10月8日	政策要望・広域リージョン連携レク 交通費 ANA 鳥取→羽田			37,190									37,190	1009
10月8日	同上 交通費 東京モノレール 羽田→新橋			670									670	1010
10月8日	同上 交通費 東京メトロ 新橋→茅場町			180									180	1011
10月8日	同上、宿泊費 アパホテル茅場町八丁堀駅前			25,500									25,500	1012
10月9日	同上 交通費 東京メトロ 茅場町→国会議事堂			180									180	1013
10月9日	同上 交通費 東京メトロ 国会議事堂→新橋			180									180	1014
10月9日	同上 交通費 JR 新橋→浜松町			150									150	1015
10月9日	同上 交通費 東京モノレール 浜松町→羽田			520									520	1016
10月9日	同上 交通費 ANA 羽田→鳥取			37,190									37,190	1017
10月10日	政務活動費		750,000										0	
10月12日	ダイソー 文房具 ボールペン、両面テープ、ダブルクリップ	330×1/3									110		110	1018

10月分

議員名: 前田 伸一

(単位:円)

期 日	摘 要	算出方法等	収 入	支 出										領収書等の番号
				調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務所費	事務費	人件費	支出計	
10月19日	日中友好交流会議 交通費 ANA 鳥取、羽田往復			36,620									36,620	1020
10月19日	同上 交通費 京浜急行 羽田→品川			330									330	1021
10月18日	同上 交通費 JR 品川→日立			4,880									4,880	1022
10月19日	同上 交通費 JR 日立→品川			4,880									4,880	1023
10月20日	同上 交通費 京浜急行 品川→穴守稲荷			280									280	1024
10月19日	同上、宿泊費 ホテルウイングインターナショナル日立			8,784									8,784	1025
10月28日	再犯防止、生分解性プラ視察 交通費 JR 鳥取→三宮			6,850									6,850	1027
10月28日	同上 神戸市交通局 三宮→県庁前			210									210	1028
10月28日	同上 神戸市交通局 県庁前→三宮			210									210	1029
10月28日	同上 阪急 三宮→川西能勢			330									330	1030
10月28日	同上 阪急 川西能勢→梅田			280									280	1031
10月28日	同上 JR 大阪→鳥取			7,520									7,520	1032
10月28日	同上 NPC 駐車代金			800									800	1033
10月 計			750,000	173,734	0	0	0	10,750	0	0	16,390	0	200,874	

政務活動費出納簿

11月分

議員名：前田 伸一

(單位:円)

[illegible]

11月分

議員名：前田 伸一

(単位：円)

期 日	摘 要	算出方法等	収 入	支 出										領収書等の番号
				調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務所費	事務費	人件費	支出計	
11月12日	同上、宿泊費 竜ヶ崎プラザホテル本館	11月11日より1泊		9,240									9,240	1120
11月12日	同上 交通費 JR 龍ヶ崎市→牛久			190									190	1121
11月12日	同上 交通費(バス) 関東鉄道(株) 牛久→森林総研			290									290	1122
11月12日	同上 交通費(タクシー) 京成タクシー茨城(株) 森林総研→牛久駅			2,300									2,300	1123
11月12日	同上 交通費 JR 牛久→浜松町			990									990	1124
11月12日	同上 交通費 東京モノレール 浜松町→羽田			520									520	1125
11月15日	鳥取県日中友好協会 臨時役員会、留学生意見交換会					700							700	1126
11月 計			0	118,148	0	700	0	10,750	0	0	4,395	0	133,993	

令和7年度 政務活動費出納簿

12月分

議員名：前田 伸一

(単位：円)

期 日	摘 要	算出方法等	収 入	支 出										領収書等の番号
				調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務所費	事務費	人件費	支出計	
12月5日	日経ID							4,277					4,277	1201
12月5日	日本海新聞(10月・新日本海新聞社)							3,300					3,300	1202
12月5日	スマホ(UQモバイル)	3272×1/2									1,636		1,636	1203
12月5日	月刊誌潮							770					770	1204
12月5日	日本農業新聞	R7.11						2,403					2,403	1205
12月5日	ネット、電話(NCN)	7062×1/3									2,354		2,354	1206
12月5日	Ipad mini 10月利用代(NURO)	627×1/2									313		313	1207
12月24日	あいサポートとっとりフォーラム参加費(資料代)				6,000								6,000	1208
12月24日	鳥取県聴覚障害者協会書籍代 2冊							4,290					4,290	1209
12月 計			0	0	6,000	0	0	15,040	0	0	4,303	0	25,343	

令和7年度 政務活動費出納簿

1月分

議員名: 前田 伸一

(単位:円)

期 日	摘 要	算出方法等	収 入	支 出										領収書等の番号
				調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務所費	事務費	人件費	支出計	
1月5日	日経ID							4,277					4,277	101
1月5日	日本海新聞(11月・新日本海新聞社)							3,300					3,300	102
1月5日	スマホ(UQモバイル)	3285×1/2									1,642		1,642	103
1月5日	日本農業新聞	R7.12						2,403					2,403	104
1月5日	ネット、電話(NCN)	6850×1/3									2,283		2,283	105
1月5日	Ipad mini 11月利用代(NURO)	627×1/2									313		313	106
1月10日	あいサポートとっとりフォーラム26 交通費:JR	鳥取→米子			2,890								2,890	107
1月11日	あいサポートとっとりフォーラム26 交通費:JR	米子→鳥取			2,890								2,890	108
1月14日	あいサポートとっとりフォーラム26 交通費:自家用車駐車場代 (鳥取駅南口駐車場)	鳥取駅南口、2日間			1,800								1,800	109
1月10日	あいサポートとっとりフォーラム26 宿泊代:米子ワシントンホテル				5,160								5,160	110
1月13日	政務活動費		750,000										0	
1月20日	事務費:文具 セブンイレブン	407×1/3									135		135	111
1月27日	事務費:文具 ダイソー	330×1/3									110		110	112
1月 計			750,000	0	12,740	0	0	9,980	0	0	4,483	0	27,203	

令和7年度 政務活動費出納簿

2月分

議員名：前田 伸一

(単位：円)

期 日	摘 要	算出方法等	収 入	支 出										領収書等の番号
				調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務所費	事務費	人件費	支出計	
2月5日	日経ID							4,277					4,277	201
2月5日	日本海新聞(12月・新日本海新聞社)							3,300					3,300	202
2月5日	スマホ(UQモバイル)	3469×1/2									1,734		1,734	203
2月5日	日本農業新聞	R8.1						2,403					2,403	204
2月5日	ネット、電話(NCN)	6949×1/3									2,316		2,316	205
2月22日	鳥取県スポーツ協会表彰式 交通費：日交パーキング			400									400	206
2月8日	日本海政経懇話会会費 1月～3月	55000×3/12		13,750									13,750	207
2月 計			0	14,150	0	0	0	9,980	0	0	4,050	0	28,180	

令和7年度 政務活動費出納簿

3月分

議員名: 前田 伸一

(単位:円)

期 日	摘 要	算出方法等	収 入	支 出									領収書等 の番号	
				調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務所費	事務費	人件費		支出計
3月5日	日経ID							4,277					4,277	301
3月5日	日本海新聞(1月・新日本海新聞社)							3,300					3,300	302
3月5日	Ipad mini 12月利用代(NURO)	627×1/2									313		313	303
3月5日	スマホ(UQモバイル)	3537×1/2									1,768		1,768	304
3月5日	ネット、電話(NCN)	6791×1/3									2,263		2,263	305
3月5日	Ipad mini 1月利用代(NURO)	627×1/2									313		313	306
3月28日	ジュンテンドー コピー用紙	448×1/3									149		149	307
3月31日	令和7年度 議員連盟関係経費			124,253									124,253	308
3月31日	燃料費			87,129									87,129	燃料費
3月 計			0	211,382	0	0	0	7,577	0	0	4,806	0	223,765	

令和7年度 政務活動事務所状況報告書

議員名： 前田 伸一

1 所在地・所有形態

所在地：鳥取市福部町岩戸89

電話番号：0857-75-2502

FAX番号：0857-75-2502

設置形態

- ☐ 自宅敷地外
☐ 自宅敷地内別棟
☐ 自宅の一部を専用使用
☒ 自宅と兼用

所有形態

- ☒ 自己所有(生計を一にする親族名義を含む)
☐ 賃借
☐ 第三者所有(賃貸借契約先)
☐ 関連会社(会社名)
☐ 生計を一にしない親族)

2 兼用の有無と按分の積算

他用途との兼用

☒ 有り

- ☒ 自宅
☒ 後援会事務所
☐ 政党事務所
☐ その他

☐ 使用実態による按分

- ☐ 使用時間割
 (政務活動使用時間 h/事務所使用時間 h)
☐ 使用面積割
 (政務活動使用面積 m²/事務所面積 m²)
☐ その他
 (根拠：)

按分率(A)	
/	%

☐ 無し

按分率(C)
9/10

☒ 明確に区分できない場合

按分率(B)

☐ 1/2 ☒ 1/3 ☐ 1/4 ☐ ()

* 兼用の数による按分とする。

* 後援会事務所や政党事務所を別に設置されている場合は、参考までにその所在地を記入ください。

後援会事務所住所：

政党事務所住所：

(記載上の注意)

- ・年度中途に設置状況や活動状況に変動がある場合は、その都度作成すること(選挙時は特に注意すること)
- ・複数の政務活動事務所がある場合は、事務所ごとに作成すること。

費目ごとの按分率一覧

議員名:

前田 伸一

1 事務所費

按分率=

1/3	%
-----	---

 ←「政務活動事務所状況報告書」のA・B・Cのいずれか

- | | | | |
|---------------------------------|------------------------------|--------------------------------|------------------------------|
| ☐ 事務所賃借料 | ☐ 電気代 | ☐ 上下水道代 | ☐ その他 |
| ☐ 駐車場賃借料 | ☐ ガス代 | ☐ 灯油代 | |

2 事務費

(1) 固定電話・ファクシミリ ※以下の按分率によらない場合は、通話明細を添付すること

① 固定電話（ファクシミリ兼用含む） （番号 0857 — 75 — 2502 ）

☐ 自宅設置 …… 1/2

☒ 事務所設置 …… 事務所費の按分率による

② ファクシミリ専用 （番号 0857 — 75 — 2502 ）

☐ 自宅設置 …… 1/2

☒ 事務所設置 …… 事務所費の按分率による

(2) インターネット回線使用料、プロバイダ料

① (契約先 日本海ケーブルネットワーク)

☐ 接続環境が事務所以外の場合 …… 1/2

☒ 接続環境が事務所の場合 …… 事務所費の按分率による

② (契約先 NUROモバイル)

☒ 接続環境が事務所以外の場合 …… 1/2

☐ 接続環境が事務所の場合 …… 事務所費の按分率による

(3) 携帯電話 ※以下の按分率によらない場合は、通話明細を添付すること

(番号 XXXXXXXXXX)

☒ 政務活動以外(私用など)にも使う場合 …… 1/2

☐ 政務活動用携帯電話を別に持つ場合 …… 9/10

⇒政務活動用以外の携帯電話の番号を以下に記載願います。

(番号 — —)

(4) 消耗品、備品等

☐ 自宅や外出先で使用する場合 …… 1/2

☒ 事務所で使用する場合 …… 事務所費の按分率による

3 広報費 ※印刷物(はがきを含む)については、成果物を1部添付すること

(1) 広報紙印刷費・送料

☐ 政務活動以外(後援会活動など)に係る部分が含まれる場合 …… 面積按分

☐ 政務活動のみの場合 …… 10/10

ご利用明細票

お取扱日	店番	取扱番号												
07-02-0452087		A93180002												
取扱店	778*													
払込口座	00980-5 197547													
払込金額	*4,100	料金 *0												
<table border="1"> <tr> <td>0</td><td>0</td><td>9</td><td>8</td><td>0</td><td>5</td> </tr> <tr> <td colspan="6">197547</td> </tr> </table>			0	0	9	8	0	5	197547					
0	0	9	8	0	5									
197547														
振替受付票														
払込みの証拠となるものですから大切に保存して下さい。 料金には、消費税等が含まれています。														
振替人 新田伸一様 振替先 〇〇〇〇銀行														
入金額	*4,100													
おつり	*0													
〇〇〇〇でNISA!もれなく現金 プレゼントキャンペーン実施中!														

印紙税申告納付につき趣町
税務署承認済

按分率	10/10			
費目	伝票金額 (円)	実金額 (円)	支出内容	
調査研究費	4100	4100	手をつなぐ育成会 賛助会費 R7.4.1 ~ R8.3.31	
研修費				
会議費				
資料購入費				
資料作成費				
広報費				
事務所費				
事務費				
人件費			適用年月日	伝票No
			2.4	401

401

2025年2月4日

領 収 書

前田 伸一 様

<金額>

4,100

円

但し 2025年度賛助会員会費代として
上記金額を受け取りました。

一般社団法人

全国手をつなぐ育成会連合会

会長 佐々木

〒160-0023

東京都新宿区西新宿7-17-6

第三和幸ビル2FC

TEL : 03-5358-9274



2025 年度賛助(個人)会費お支払いのご案内

この度は、2025 年度賛助(個人)会員をご継続いただき誠にありがとうございます。

今年度も、障害児者の暮らしをより豊かに、また共生社会の実現のために、引き続き運動してまいります。

つきましては、下記の金融機関への振込か、同封のゆうちょ銀行払込取扱票にて 2025 年度の賛助(個人)会費の納入をお願い申し上げます。

※ご変更無で継続の方はご記入・ご返送・ご連絡不要。

お振込みをもって自動継続致します。

※ご入金の際の手数料につきましては、当団体払いにさせていただきますので、下記金融機関へのお振込の場合、手数料を差引いた金額をお支払い下さい。

(同封のゆうちょ銀行払込取扱票は、そのままお使い下さい。手数料不要となっております。)

ご入金を確認させていただいた後、2025 年 4 月中旬より順次、会員特典の 2025 年度 4 月号機関誌「手をつなぐ」を送付させていただきます。(以降毎月最新号のお届け)

<金 額> 年間 一口 4,100 円 (送料・手数料含む)

<内 50 円を災害基金への寄付とさせていただきます>

<ご入金方法> 同封の払込取扱票、又は、金融機関のどちらかでのご入金

<納入期限> **2025 年 2 月 28 日(金)までにご入金ください。**

振込先	銀行名	滋賀銀行	支店	県庁支店	口座番号	普通 510491
	口座名義 (カナ)	シャ) ゼンコクテヲツナグイクセイカイレンゴウカイ				
	口座名義	一般社団法人 全国手をつなぐ育成会連合会 会長 佐々木 桃子				

同封のパンフレットは紹介用パンフレットです。お知り合いの方に「手をつなぐ」を紹介して下さると幸いです。ご継続の方は改めて申込書のご提出の必要はありません。

お問い合わせ先

一般社団法人 全国手をつなぐ育成会連合会 滋賀事務所

TEL : 077-536-5297 FAX : 077-536-5299

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会と称し、英文ではNew Inclusion Japan Association, Inc.と表記する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、一般社会の知的障害児及び知的障害者（以下「知的障害児者等」という。）に対する理解を深め、人格・人権の尊重と、共生社会の実現による、知的障害児者等及びその家族等の「権利擁護に関する」社会への働きかけと行政への政策提言を行うことを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 知的障害等及び育成会運動の社会啓発活動
- (2) 知的障害児者等及び家族等の権利擁護、知識向上及び意識昂揚並びに相互連携
- (3) 知的障害等福祉向上のための関係団体等との連携及び協力
- (4) 知的障害児者等及び家族等に関係する機関等との連携及び協力
- (5) 知的障害等福祉向上のための調査研究、情報提供、意見具申、陳情等
- (6) 知的障害児者等の自立及び社会参加の促進
- (7) 災害等非常時における奉仕活動
- (8) 機関誌、その他図書の刊行
- (9) 電子媒体等を通じた各種情報サービスの提供及び物品の販売
- (10) 損害保険代理店業及び生命保険の募集に関する業務その他福利厚生に関する業務
- (11) その他この法人の目的達成に必要な事業

2 前項に掲げる事業は、国内又は海外において行うものとする。

第3章 会 員

(会 員)

第5条 この法人の会員は次の二種とし、次の会員をもって構成する。

(1) 正会員

都道府県または政令市を単位として組織する手をつなぐ育成会運動を営む法人（当該事業を営む法人を傘下に有する法人を含む。）、団体、であって、この法人の目的に賛同して入会したもの。

(2) 会員（個人・団体・法人・企業・賛助者）

この団体を賛助するため入会した法人、個人及び団体並びに事業所及び施設。上記以外の会員は、会員規程に定めるものをいう。

2 前項第1号の正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とし、その定数は55法人とする。

(入 会)

第6条 この法人に正会員として入会しようとする者は、入会申込書を当法人に提出し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を得なければならない。

2 この法人に会員（個人・団体・法人・企業・賛助者）として入会しようとする者は、当法人の定める会員規程に従い、入会手続きをしなければならない。

（会 費）

第7条 第5条第1項第1号乃至第2号に定める会員は、この法人の事業活動及び事業運営の財源に充てるため、理事会の定める会費に関する規程に基づき会費を納めなければならない。

2 この法人の運営上特に必要と認めたときは、理事会の決議を経て、会員から臨時会費を徴収することができる。

（会員規程）

第8条 会員に関する事項は、この定款に別に定めるもののほか、理事会の定める会員規程による。

2 会員は、前項の会員規程を遵守しなければならない。

（任意退会）

第9条 会員は、会員規程に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

2 正会員は、会員規定に定める退会届を提出するほか、退会について理事会の承認を得なければならない。

（除 名）

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

（1）この定款、この法人の規程又は総会の決議に違反したとき。

（2）この法人の名譽を毀損し、又は目的に反する行為をしたとき。

（3）その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の除名を行おうとする場合、その会員に対し、総会の1週間前までに理由を付して除名する旨を通知し、総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

（会員の資格喪失）

第11条 会員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

（1）退会したとき。

（2）第5条第1項第1号乃至第2号に定める会員が、第7条の会費を指定期間（12ヵ月）内に納入しなかったとき。

（3）総会の正会員が同意したとき。

（4）正会員である法人又は団体が解散したとき。

（5）除名されたとき。

（会員の資格喪失に伴う権利及び義務）

第12条 会員が前条の規定によりその資格を喪失したときは、会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既に納付した会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

3 会員が、第9条、第10条及び第11条の各号の規定により、会員の資格を喪失したときは、会員の地位を喪失するものとする。

第4章 総 会

（構 成）

第13条 総会は、すべての正会員をもって構成し、一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

第14条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 正会員の入会に関する承認
- (2) 正会員の除名
- (3) 理事及び監事の承認又は解任
- (4) 理事及び監事の報酬等の額
- (5) 事業報告
- (6) 資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類等の承認
- (7) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書等の承認
- (8) 定款の変更
- (9) 解散及び残余財産の処分
- (10) 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
- (11) 基本財産の処分の承認
- (12) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開催)

第15条 この法人の総会は、定時総会及び臨時総会とする。

- 2 定時総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催する。
- 3 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する

- (1) 理事会において開催の決議がされたとき。
- (2) 議決権の5分の1以上を有する会員から、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集の請求があったとき。

(招集)

第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。ただし、代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事会で定めた順序により、他の理事がこれに当たる。

2 代表理事は、前条第3項第2号の規程による請求があったときは、その日から4週間以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の2週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第17条 総会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事会で定めた順序により、他の理事がこれに当たる。

(議決権)

第18条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第19条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規程にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 正会員の除名
- (2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(議決権の代理及び書面決議)

第20条 総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理として総会の議決権を行使することができる。当該正会員又は代理人は総会ごとに、代理権を証明する書面をこの法人に提出しなければならない。

2 総会の決議について、書面により議決権を行使できるときは、正会員は、議決権行使書面に必要事項を記載し、総会の日時の直前の業務時間終了時までに、当該記載をした議決権行使書面をこの法人に提出しなければならない。

3 前2項の場合、前2条の規定の適用について、当該正会員は出席したものとみなす。

(決議の省略)

第21条 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第22条 理事が正会員の全員に対し、総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を総会に報告することを要しないことにつき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第23条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議事録には、議長及びその総会において選出された議事録署名人2名以上が記名押印する。

第5章 役員等

(役員等の設置)

第24条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 16名以上21名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち、1名を代表理事とし、呼称を会長とする。

3 代表理事以外の理事のうち、7名以内を一般法人法上の業務を執行する理事（以下「業務執行理事」という。）とすることができる。

(役員の選任)

第25条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事会の決議によって、業務執行理事より、副会長（5名以内）専務理事、常務理事を選定する。

4 監事は、理事又は使用人を兼ねることができない。

5 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係がある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 会長及び業務執行理事は、6ヵ月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第27条 監事は、次に掲げる職務を行う。

（1）理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。

（2）理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本法人の業務及び財産の状況の調査をすること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。

（3）理事会に出席し、必要あると認めるときは、意見を述べること。

（4）理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告すること。

（5）その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

（役員任期）

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了の時までとし、増員として選任された理事の任期は、他の現任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第24条第1項に定める定数に欠けるときは、任期の満了又は辞任により退任した後、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員解任）

第29条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

（報酬等）

第30条 理事及び監事に対しては、その職務執行の対価として報酬を支給することができ、その報酬の額は、次の各号の通りとする。

（1）理事 総会において定める理事報酬総額の範囲内で、理事会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額

（2）監事 総会において定める監事報酬総額の範囲内で、監事の協議により別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額

2 理事及び監事には、費用を弁償することができる。

（顧問）

第31条 この法人には、顧問を置くことができる。

2 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

（競業及び利益相反取引の制限）

第32条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

（1）自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引

（2）自己又は第三者のためにするこの法人との取引

（3）この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(責任の免除又は限定)

第33条 この法人は、理事、監事の一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 この法人は、理事（業務執行理事又は当該法人の使用人でないものに限る。）、監事との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、3,000万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第6章 理事会

(構成)

第34条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第35条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長及び業務執行理事の選定及び解職

(4) 副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(5) 総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定

2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

(1) 重要な財産の処分及び譲受け

(2) 多額の借財

(3) 重要な使用人の選任及び解任

(4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止

(5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備

(6) 第33条第1項の責任の免除

(種類及び開催)

第36条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種類とする。

2 通常理事会は、毎事業年度3回以上開催する。

3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。

(3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

(4) 監事から、一般法人法第100条に規定する場合において必要として会長に招集の請求があったとき。

(招集)

第37条 理事会は、前条第3項第3号による場合を除き、会長が招集する。

2 会長は、前条第3項第2号又は第4号の請求があった場合は、その請求があった日から2週間以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第38条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序により、他の理事がこれに当たる。

(定足数)

第39条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第40条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 決議について特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることができない。

(決議の省略)

第41条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第42条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第26条第3項の報告には適用しない。

(議事録)

第43条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

第7章 基金

(基金の拠出)

第44条 この法人は、会員又は第三者に対し、基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集等)

第45条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事会が別に規程で定める。

(基金の拠出者の権利)

第46条 基金の拠出者は、前条の規程で定める日までその返還を請求することができない。

(基金の返還の手続)

第47条 基金の返還は、定時総会の決議に基づき、一般法人法第141条第2項に定める範囲内で行うものとする。

(代替基金の積立て)

第48条 基金の返還をするため、返還する基金に相当する金額を代替基金として計上するものとし、これを取り崩すことはできない。

第8章 資産及び会計

(基本財産)

第49条 この法人は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第16号に定める公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産を法人の基本財産とすることができる。

2 前項の財産は、総会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない、処分するときは、あらかじめ理事会及び総会の承認を要する。

(事業年度)

第50条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第51条 この法人の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を経て、直近の総会へ報告しなければならない。なお、これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第52条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号の書類については、定時総会に報告するものとする。ただし、一般法人法施行規則第48条に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時総会への報告に代えて、定時総会の承認を受けなければならない。

(剰余金の不分配)

第53条 この法人は、剰余金の分配を行わない。

第9章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第54条 この定款は、総会における、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

2 この法人が認定法の規程に基づく公益認定を受けた場合において、前項の変更を行ったときは、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

(合併等)

第55条 この法人は、総会における、総正会員の半数以上であって、総正会員の3分の2以上に当たる多数の決議により、他の一般法人法上の法人との合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第56条 この法人は、一般法人法第148条第4号から第7号までに規程する事由によるほか、総会における、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により解散することができる。

(残余財産の帰属)

第57条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 委員会

(委員会)

第58条 この法人の事業を推進するために必要があるときは、理事会は、その決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、会員及び学識経験者の中から理事会が選任する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第11章 事務局

(事務局)

第59条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(備付帳簿及び書類)

第60条 この法人の事務所には、次に掲げる帳簿及び書類を常に備えて置かなければならない。なお、備え置くべき期間につき法令等に定めがあるものについては、それに準拠して備え置くものとする。

(1) 定款

(2) 会員名簿

(3) 会員総会の議事に関する書類

(4) 第52条の書類

(5) 第53条第1項の書類

(6) 監査報告書及び会計監査報告書

(7) その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項各号の閲覧については、法令の定めによる。

第12章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第61条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(個人情報の保護)

第62条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

第13章 公告の方法

(公告の方法)

第63条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。

第14章 その他

(法令の準拠)

第64条 この定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

第15章 附則

(事務所)

第65条 この法人の設立時の主たる事務所は次のとおりとする。

東京都新宿区西新宿七丁目17番6号第三和幸ビル2C

2 この法人の設立時の従たる事務所は次のとおりとする。

滋賀県大津市石山千町256番地 1 コスモスハウス108号

(最初の事業年度)

第66条 この法人の最初の事業年度は、この法人の成立の日から令和3年3月31日までとする。

(設立時理事、設立時監事及び設立時代表理事)

第67条 この法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事

設立時理事

設立時理事

設立時理事

設立時理事

設立時理事

設立時理事

設立時理事

設立時理事

設立時理事

設立時理事

設立時理事

設立時理事

設立時理事

設立時理事

設立時理事

設立時理事

設立時理事

設立時理事

設立時理事

設立時代表理事

設立時監事

設立時監事

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第68条 設立時社員の氏名又は名称および住所は、次のとおりである。

住所 札幌市中央区北二条西七丁目1番地北海道立道民活動センタービル

設立時社員 一般社団法人北海道手をつなぐ育成会

住所 青森市大字野尻字今田52番地4号

設立時社員 一般社団法人青森県手をつなぐ育成会

住所 岩手県盛岡市三本柳8地割1番地3ふれあいランド岩手内

設立時社員 一般社団法人岩手県手をつなぐ育成会
住所 仙台市宮城野区幸町四丁目6番2号

設立時社員 一般社団法人宮城県手をつなぐ育成会
住所 秋田市旭北栄町1番5号

設立時社員 公益社団法人秋田県手をつなぐ育成会
住所 山形市小白川町二丁目3番31号山形県総合社会福祉センター内

設立時社員 一般社団法人山形県手をつなぐ育成会
住所 福島県福島市渡利字七社宮111番地

設立時社員 一般社団法人福島県手をつなぐ親の会連合会
住所 茨城県水戸市千波町1918番地茨城県総合福祉会館内

設立時社員 一般社団法人茨城県手をつなぐ育成会
住所 栃木県宇都宮市若草一丁目10番6号

設立時社員 一般社団法人栃木県手をつなぐ育成会
住所 群馬県前橋市新前橋町13番12号群馬県社会福祉総合センター5階

設立時社員 一般社団法人群馬県手をつなぐ育成会
住所 埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目15番3号母子福祉会館内

設立時社員 公益社団法人埼玉県手をつなぐ育成会
住所 千葉市中央区千葉港4番3号千葉県社会福祉センター内

設立時社員 千葉県手をつなぐ育成会
住所 東京都新宿区西新宿七丁目8番10号（オークラヤビル内）

設立時社員 社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会
住所 横浜市神奈川区沢渡4-2神奈川県社会福祉会館

設立時社員 神奈川県手をつなぐ育成会
住所 荏崎市旭町上条南割3561-1障害者支援施設みだい寮

設立時社員 山梨県手をつなぐ育成会
住所 長野市若里七丁目1番7号長野県社会福祉総合センター5階

設立時社員 長野県手をつなぐ育成会
住所 新潟市中央区上所二丁目2番2号

設立時社員 一般社団法人新潟県手をつなぐ育成会
住所 富山市安住町5番21号

設立時社員 一般社団法人富山県手をつなぐ育成会
住所 石川県金沢市本多町三丁目1番10号（石川県社会福祉会館内）

設立時社員 公益社団法人石川県手をつなぐ育成会
住所 福井市光陽二丁目3番22号福井県社会福祉センター内

設立時社員 特定非営利活動法人福井県手をつなぐ育成会
住所 岐阜市都通り二丁目2番地岐阜市民福祉活動センター内

設立時社員 一般社団法人岐阜県手をつなぐ育成会
住所 静岡市葵区駿府町1番70号静岡県総合社会福祉会館内

設立時社員 静岡県手をつなぐ育成会

住所 名古屋市中区白壁一丁目50番地愛知県白壁庁舎内

設立時社員 愛知県知的障害者育成会

住所 三重県津市阿漕町津興205番地2

設立時社員 一般財団法人三重県知的障害者育成会

住所 滋賀県大津市京町四丁目3番28号滋賀県厚生会館内

設立時社員 公益社団法人滋賀県手をつなぐ育成会

住所 京都市上京区竹屋町猪熊東入仲之町519京都社会福祉会館1階

設立時社員 一般社団法人京都手をつなぐ育成会

住所 大阪府大東市末広町15番6号

設立時社員 社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会

住所 神戸市中央区坂口通二丁目1番1号兵庫県福祉センター内

設立時社員 公益財団法人兵庫県手をつなぐ育成会

住所 奈良県橿原市大久保町320番地の11奈良県社会福祉総合センター内

設立時社員 一般社団法人奈良県手をつなぐ育成会

住所 和歌山県新宮市三輪崎三丁目13番20号

設立時社員 和歌山県手をつなぐ育成会

住所 鳥取市伏野1729番地5

設立時社員 一般社団法人鳥取県手をつなぐ育成会

住所 松江市東津田町1741-3

設立時社員 島根県手をつなぐ育成会

住所 岡山市北区南方二丁目13番1号岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館

設立時社員 一般社団法人岡山県手をつなぐ育成会

住所 広島市西区打越町17番27号育成会総合福祉センター内

設立時社員 一般社団法人広島県手をつなぐ育成会

住所 山口市大手町9番6号

設立時社員 一般財団法人山口県手をつなぐ育成会

住所 徳島市南矢三町二丁目1番59号

設立時社員 社会福祉法人徳島県手をつなぐ育成会

住所 香川県高松市勅使町398番地18

設立時社員 社会福祉法人香川県手をつなぐ育成会

住所 松山市一番町4丁目4-2愛媛県保健福祉部生きがい推進局障がい福祉課内

設立時社員 愛媛県手をつなぐ育成会

住所 高知県南国市陣山字弥市531-1

設立時社員 社会福祉法人高知県知的障害者育成会

住所 福岡県春日市原町三丁目1番地7

設立時社員 公益社団法人福岡県手をつなぐ育成会

住所 佐賀市天祐一丁目8番5号佐賀県総合福祉センター身体障害者福祉会館内

設立時社員 一般財団法人佐賀県手をつなぐ育成会

住所 長崎市茂里町3番24号長崎県総合福祉センター内

設立時社員 一般社団法人長崎県手をつなぐ育成会

住所 熊本市中央区南千反畑町3番7号

設立時社員 社会福祉法人熊本県手をつなぐ育成会

住所 大分市大津町二丁目1番41号

設立時社員 公益社団法人大分県手をつなぐ育成会

住所 宮崎市原町2番22号（宮崎県福祉総合センター内）

設立時社員 一般社団法人宮崎県手をつなぐ育成会

住所 鹿児島市小野一丁目1番1号ハートピアかごしま内

設立時社員 社会福祉法人鹿児島県手をつなぐ育成会

住所 沖縄県那覇市首里石嶺町四丁目373番地1

設立時社員 公益社団法人沖縄県手をつなぐ育成会

住所 埼玉県さいたま市大宮区土手町一丁目213番地1 大宮ふれあい福祉センター内

設立時社員 一般社団法人さいたま市手をつなぐ育成会

住所 千葉市稲毛区作草部2丁目4番地5号

設立時社員 千葉市手をつなぐ育成会

住所 川崎市高津区久本3丁目6番22号

設立時社員 川崎市育成会手をむすぶ親の会

住所 名古屋市熱田区神宮四丁目4番5号

設立時社員 社会福祉法人名古屋手をつなぐ育成会

住所 大阪市天王寺区東高津町12番10号大阪市立社会福祉センター内

設立時社員 社会福祉法人大阪市手をつなぐ育成会

住所 神戸市長田区御蔵通四丁目205番2

設立時社員 一般社団法人神戸市手をつなぐ育成会

住所 北九州市戸畑区汐井町1-6 ウエルとばた7階

設立時社員 北九州市手をつなぐ育成会

住所 福岡市中央区荒戸三丁目3番39号福岡市市民福祉プラザ

設立時社員 社会福祉法人福岡市手をつなぐ育成会

（規定、規則の引継ぎ）

第69条 全国手をつなぐ育成会連合会の規約、規程等は、法令及びこの定款の規程に反しない限り、一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会の規程、規則として引き継ぐものとし、法人格の表記は読み替えるものとする。

請求書

2024 年 6 月 5 日

前田 伸一

様

「日本教育新聞」をご購読賜りまして厚く御礼申し上げます。
下記の通りご請求申し上げます。

※お支払い方法についてはこの請求書の裏面をお読みください。



株式会社 日本教育新聞社

代表取締役社長 幹 長

東京都港区白土 3-10-1

電話 03 (3456) 1008

お支払い先

・振替払込 00150-8-196500

・銀行振込 みずほ銀行虎ノ門支店

普通預金 2835213

・口座名義 株式会社日本教育新聞社

合計請求額	33,000 円	読者コード		請求書番号	0004696624
(内税)					
【お願い】 銀行からのご送金の際は、ご依頼人の前に上記の読者コードを入力してください。					
	品 名	部 数	期 間	金 額	備 考
前回請求額				33,000 円	2023/06-2024/05
今回入金額				33,000 円	
差引繰越額				円	
今回請求額	日本教育新聞	1部	12ヶ月分	33,000 円	2024/06-2025/05
合計請求額	日本教育新聞	1部	12ヶ月分	33,000 円	2024/06-2025/05

按分率	10/10			
費目	伝票金額 (円)	実金額 (円)	支出内容	
調査研究費			2025/4 ~ 2025/5 $33000 \times \frac{2}{12}$ $= 5500$	
研修費				
会議費				
資料購入費	5500	5500		
資料作成費				
広報費				
事務所費				
事務費			適用年月日	伝票No
人件費			4.1	402

領 収 証

前田 伸一 様
(コード: XXXXXXXXXX)

金 額 : ¥33,000-

【 10%対象 ¥30,000- 消費税 ¥3,000- 】

但し 日本教育新聞 購読料

購読期間(年月) : 2024年6月 ~ 2025年5月

支払方法 : クレジットカード払い

領収日 : 2024/6/10

上記の金額正に領収いたしました

株式会社日本教育新聞社
東京都港区白金台3-2-10
TEL 03-3280-7025
登録番号 T3010401056182



印 収
紙 入

抜
者
印



ご利用明細票

お取扱日	店番	取扱番号
07-03-1152117	A93140001	
取扱店	トットリヒカ°シマチ	
払込口座	00160-4 900496	
払込金額	*11,220	料金 *0



入金額 *12,000
おつり *780

振替受付票

払込みの証拠となるものですから大切に保存して下さい。
料金には、消費税等が含まれています。
(銀行)

財布を忘れても大丈夫、通帳アプリでらくらくATM入出金！

印紙税申告納付につき趣町税務署承認済

按分率	10/10			
費目	伝票金額 (円)	実金額 (円)	支出内容	
調査研究費			2025.4~9 福祉新聞 11,220	
研修費				
会議費				
資料購入費	11220	11220		
資料作成費				
広報費				
事務所費				
事務費			適用年月日	伝票No
人件費			3.11	403

福祉新聞購読料請求書

請求№: 176029

689-0101
鳥取市福部町岩戸89

発行日 2025年3月6日

〒100-0013
東京都千代田区霞が関3丁目3番1号 尚友会館1階

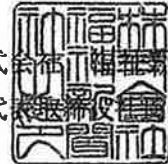
前田伸一様

購読者番号: [REDACTED]

A-0005222#

株式会社 福祉新聞社

代表取締役 松寿



TEL 03-3581-0431 FAX 03-3581-0433

Email fs-keizoku@fukushishimbun.co.jp

下記のとおり、ご請求いたします。

金額	購読期間	単価	部数	月数	うち消費税額
11,220 円 (消費税10%・送料込)	2025年04月~2025年09月 (毎週火曜日・年48回発行)	1,870	1	6	1,020

通格請求書発行
事業者登録番号 T7-0104-0104-5603

責任者: 総務部
担当者: (販売) [REDACTED]
Email: fs-0433@fukushishimbun.co.jp

振込先銀行

みずほ銀行・虎ノ門支店 (0001-046) 当座 0108594
三井住友銀行・霞が関支店 (0009-639) 普通 6574950
ゆうちょ銀行・019支店 (9900-019) 当座 0071762
振替口座 00140-2-71762

カ) フクシシンブンシャ
口座名義 株式会社 福祉新聞社

福祉新聞購読料見積書

帳票№: 176029

689-0101
鳥取市福部町岩戸89

発行日 2025年3月6日

〒100-0013
東京都千代田区霞が関3丁目3番1号 尚友会館1階

前田伸一様

購読者番号: [REDACTED]

A-0005222#

株式会社 福祉新聞社

代表取締役 松寿



TEL 03-3581-0431 FAX 03-3581-0433

Email fs-keizoku@fukushishimbun.co.jp

下記のとおり、お見積いたします。

金額	購読期間	単価	部数	月数	うち消費税額
11,220 円 (消費税10%・送料込)	2025年04月~2025年09月 (毎週火曜日・年48回発行)	1,870	1	6	1,020

日本海政経懇話会

2025 年会費

按分率	10/10			
費目	伝票金額 (円)	実金額 (円)	支出内容	
調査研究費	55000	41250	R7. 4 ~ 12月分 $55000 \times 9/12$ $= 41.250$	
研修費				
会議費				
資料購入費				
資料作成費				
広報費				
事務所費				
事務費			適用年月日	伝票No
人件費			4.1	404

日本海政経懇話会規定

■ 第1章 総則

第1条 本会は日本海政経懇話会と称する。

第2条 本会は中央との緊密な交流を図り、地域開発を促進する。

第3条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1、中央の政治、経済、文化情勢を速やかに知るとともに、山陰の政治、経済、文化情勢を中央に反映させるため、例会を開催するほか、これらの情報、資料を収集する。

2、その他、本会の目的達成に必要な事業。

第4条 本会の事務局は鳥取市富安2丁目137、新日本海新聞社鳥取本社内におく。また会の運営を円滑に行うため地区事務局をおくことができる。

第5条 本会の例会など一切の企画、運営は新日本海新聞社が行う。

■ 第2章 会員

第6条 本会を組織し、維持するために会員をおく。

第7条 本会の趣旨に賛同し会員になろうとするものは、所定の申込書をもって本会に申し込むものとする。

第8条 会員の権利、義務は、会費を納付した時から発生する。

第9条 入会期間は1ヵ年(1月～12月)を単位とし、名義変更は届け出によって何時でもできる。

第10条 本会を脱会しようとする時は、脱会届出書を事務局に提出しなければならない。届け出のない会員は自動的に会員の資格を継続する。

第11条 会員が本会の運営を妨げるなど名誉を毀損する行為をした場合、事務局はその会員を除名することができる。(会費は返却しない)

■ 第3章 会費

第12条 会費は年額55,000円(消費税込)とする。

第13条 会費の納入は原則として前納とし、入金後の返金はしない。

第14条 会員は原則として会費以外の経費分担をしない。

■ 第4章 支部

第15条 本会に支部を組織する。支部は原則として1地区の会員100人以上を単位として組織する。

第16条 例会は原則として支部単位で開催する。

■ 第5章 役員

第17条 本会の運営を円滑に行うため次の役員と職員をおく。

1、代表世話人 1名 2、事務局長 1名 3、地区事務局長 1地区1名

第18条 代表世話人は新日本海新聞社代表取締役社長とする。事務局長は代表世話人が任命する。

第19条 役員の任期は別に定めない。

第20条 本会に名誉会長および顧問をおくことができる。

日本海政経懇話会事務局

東部支部

新日本海新聞社本社

営業局事業部内

〒680-8688 鳥取市富安2丁目137番地

TEL.0857-21-2885 FAX.0857-21-2891

E-mail: seikeikon@nnn.co.jp

但馬支社

〒669-6701 兵庫県美方郡新温泉町芦屋155-1

TEL.0796-82-4541 FAX.0796-82-4544

E-mail: tajima@nnn.co.jp

中部支部

新日本海新聞社中部本社

営業部事業課内

〒682-8505 倉吉市上井町1丁目156番地

TEL.0858-26-8340 FAX.0858-26-8310

E-mail: k-seikeikon@nnn.co.jp

西部支部

新日本海新聞社西部本社

営業局事業課内

〒683-8520 米子市岡三柳3060番地

TEL.0859-34-8813 FAX.0859-34-8817

E-mail: s-seikeikon@nnn.co.jp

ご利用明細書

2025年03月15日発行

前田 伸一 様

キャッシング設定日
ご利用カード
会員番号ご請求金額
お支払日 2025年04月07日金融機関名
支店名
科目・口座
口座名義 前田 伸一

口座へのご準備はお支払日の前日(金融機関営業日)までをお願いいたします。

本カードで	通常(当月利用)	:	
の今月獲得	ボーナス	:	
前月ポイント残高	:		
今月の獲得合計(複数カード合算)	:		
当月交換ポイント	:		
ポイント残高	:		
内2024年度分	:		
内2025年度分	:		

「」は2025年9月末日まで有効
(2025年9月末日までにお申し込みがなければポイントは無効となります。)
「」は2026年9月末日まで有効
(「」でもご利用いただけます。)

ボーナスポイントその1:

ポイントが付く月に*印つき、12カ月の内、10個達成すると、
達成月に100ポイント自動加算。

ボーナスポイントについて

10月	11月	12月	1月	2月	3月
*	*	*	*	*	*
4月	5月	6月	7月	8月	9月
					*

ボーナスポイントその2:

上記表に*印が10個付き、かつ「」
「」で獲得した通常ポイントの累計が1000ポイントに達した月に
更に100ポイント、ゴールド・プラチナ会員様は150ポイントを自動加算。(今月迄の累計ポイントは です。)

「ご利用可能枠」のご案内

		ご利用可能枠	利率(実質年率)	お支払いコース・回数など
ショッピング				
外枠	分割払い			
	リボ			
キャッシング				
内枠	1回払い			
	リボ			

ご請求内訳

ご利用区分	2/15現在の 残高	3/15現在の 左記へのご入金	今回 ご利用金額	3/15現在の 残高	今回 ご請求金額	手数料・利息 ・遅延損害金	今回 お支払い後残高
総額							
リボ払い							
1回払い							
2回払い							
ボーナス払い							
ご優待							
ご返金対象金額							
遅延損害金							
増額払いお申出額							
分割払い							
ご優待							
お預り金充当額							
小 計							
キャッシング							
リボ払い							
1回払い							
手数料費用							
ご返金対象金額							
遅延損害金							
増額払いお申出額							
小 計							
その他請求							

今回ご請求額の元金充当額

ご利用明細

ご利用区分	ご利用日	ご利用者 区分	ご利用店	ポイ ント 対象	今回 回数	ご利用金額	今回の お支払い金額	備考		
								現地通貨額 手数料・利息等	通貨略称	換算レート (円)
			「ショッピング利用」							
1回払い	20250116	0	日経ID決済	*		2,288	2,288			405
1回払い	20250201	0	日経ID決済	*		4,277	4,277			406
1回払い	20250201	0	日本海新聞	*		3,300	3,300			407
1回払い	20250211	0	UQ mobileご利用料金	*		3,264	3,264			408
1回払い	20250301	0	ニホンノウギョウシンブン	*		2,403	2,403			409
1回払い	20250301	0	ニホンカイケーブルネットワーク	*		9,997	9,997			410
1回払い	20250303	0	毎日ID決済	*		3,520	3,520			411

ご利用区分	ご利用日	ご利用者区分	ご利用店	ポイント対象	今回回数	ご利用金額	今回の お支払い金額	備考		
								現地通貨額 手数料・利息等	通貨略称	換算レート (円)
1回払い	20250306	0	ソニーネットワークコミュニケーションズ	*		627	627	412		
						小計				

備考欄に*印のあるご利用分は、一部または全額をご入金いただいた明細です。「今回ご利用金額」へは差額を記載しております。

<ショッピングご利用のお客様へのご案内>

- ・1回払いを除き、商品の瑕疵、役務の未提供等を理由にお支払いを止めることができます場合があります（抗弁権の接続）。

<キャッシングご利用のお客様へのご案内>

- ・本ご利用明細書では、貸金業法第17条第6項に基づき、一定期間（ご利用：前月11日～今月10日／ご返済：前月16日～今月15日）におけるキャッシングサービスのご利用・ご返済に関するお取引明細を記載しております。
- ・『キャッシングご入金明細』は2025年02月10日までのご利用分に対し、2025年02月15日までのご入金の明細を表示しています。
2025年03月のご利用に対するご入金については、翌月のご利用明細書でご案内いたします。
- ・お支払指定口座の表示がない場合は、お支払日までに当社が指定する口座にお振り込みください。
- ・お支払方法について、1回払いは「元利一括返済」、リボ払いは「元金定額返済」を表します。
- ・今回のご利用に際し、新たにご提出いただいた書面はございません。
- ・キャッシングサービスのご利用および返済金のお支払いをCD・ATMで行う場合の当社所定の手数料（但し、利息制限法施行令第2条に定める額を上限とします。）、カード再発行手数料*、および公租公課はお客様にご負担いただきます。
*一部のカードは再発行手数料はかかりません。
- ・遅延損害金は20.00%(年率)となります。
- ・当社が契約する貸金業務にかかる指定紛争解決機関の名称 日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター

408

料金内訳書

<凡例> U:税込料金、*:免状料金等、#:旧税率計算対象料金

KDDI 株式会社

前田 伸一 様

ご請求コード: [REDACTED]

発行日: 2025年 2月 5日

1 頁

●UQモバイル電話料金

●合計

3,264 円

ご利用項目	金額 (円)	内訳 (円)	備考
[REDACTED]	3,264		お客様コード [REDACTED]
< 1月ご利用内訳 >	3,264		ご利用月数は2025年 2月で 6ヶ月目です。
▼プラン利用料	3,950		
トクトクプラン+通話放題		4,950	基本使用料と通話放題 (1800円) の合算額です
自宅セット割		-1,000	カウント対象回線数 1台
▼オプション使用料	0		
メールサービス利用料		200	
オプション使用料割引額		-200	60歳以上通話割 (メール)
▼通話料/トクトクプラン+通話放題	15		
通話料		8,200	
SMS送信料		15	
通話放題割引額		-8,200	
▼請求総額割引	-1,000		
請求総額割引額		-1,000	60歳以上通話割
▼ユニバーサルサービス料	2		
▼電話リレーサービス料	1		
▼消費税等相当額 (10%)	296		10%消費税の課税対象額 2,968円

・通話放題または通話放題ライト、通話パック60にご加入の場合、電話きほんパック (V) の月額利用料が無料となります。

<当月ご請求金額のご案内>

作成日: 2025 年 3 月 3 日

日頃は格別のお引立ていただきましてありがとうございます。

当月のご請求金額についてご案内申し上げます。

お支払日	2025年03月01日
お支払金額	9,997 円

支払期	クレジット
支払	
日	
月	
年	
名	マイナ シンイチ

利 用 利 益 明 細	金額 (値引額)
-------------	----------

請求明細をご案内申し上げます。

NET	NCNひかり200メガ	2025.03月	4,840(1,100)
U/M	<契約コード: TBL:0857752502>		
電話	ケーブルプラス電話基本料	2025.01月	1,463
電話	ユニバーサルサービス料	2025.01月	2
電話	国内通話料	2025.01月	61
電話	電話リレーサービス料	2025.01月	1
電話	発信番号表示利用料	2025.01月	440
臨時 (NET)	請求明細書発行手数料 (NET)	2025.03月	220

SEQ:00003794

按分率	伝票金額 (円)	実金額 (円)	支出内容
1/3			
調査研究費			9997-1100-1870 = 7027
研修費			
会議費			
資料購入費			
資料作成費			
広報費			
事務所費			
事務費	7027	2342	適用年月日
人件費			伝票No
			4.7
			410

請求書



ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社

登録番号 T8010701005322

前田 伸一様

(お客様番号: [REDACTED])

2025年3月度請求金額	¥627
--------------	------

繰越請求額(税込)	
-----------	--

支払方法	クレジットカード
支払期日	クレジットカード会社の振替日

◆前月ご利用分

消費税の区分	本体価格(税抜)	消費税額	合計した対価の額(税込)
10%小計	¥570	¥57	¥627
8%小計	¥0	¥0	¥0
非課税小計	¥0	¥0	¥0
不課税小計	¥0	¥0	¥0
免税小計	¥0	¥0	¥0
合計	¥570	¥57	¥627

■ご利用明細請求

取引年月日	取引の内容	数量	消費税率	単価	本体価格(税抜)
2025/02/28	NURO モバイル VSプラン(D) (基本使用料金)	1	10%	¥570	¥570

【特記事項】

- ・即時課金請求済み取引明細に記載のサービスは、ご契約のクレジットカードへ直接請求済みのため、「前月ご利用分」の金額には含まれません。
- ・通話料など一部のサービスは、通常より1カ月遅れでのご請求となります。
- ・即時課金済みに記載の端末料金は弊社の販売価格のため、お客さまの選択されたお支払方法により実際のご購入代金と異なる場合があります。



IADA

デンキ
〒410-0001 沼津市栄町1-1
<https://www.iada-denkiweb.c>

登録番号: T2070001036729

テックランド鳥取店
0857-39-3001
ご来店有り難う御座います。
ケイタイde安心会員募集中!

前田伸一 領収書

No. 178-404-266399 [カート売]

2025/04/23 14:07

レジ担当: 689322

販売担当: 689322

会員No:

2864451011 YCPA4H1X5 A4
ﾌﾟﾘﾝﾀｰ 1:持帰 外10

会員値引対象(5%) ¥2,490
2864416010 YCPA4H1 -¥125
ﾌﾟﾘﾝﾀｰ 1:持帰 WH

X 5
9563261019 SET JAN856 ZZZ
ｲﾝｸ 1:持帰

9006108017 カイン社ﾌﾟﾘﾝﾀｰ ZZZ
ﾃｰｸｳｳｲ 1:持帰 外10

引額計 ¥0
税 -¥125
¥2,365

ポイント値引 ¥2,601
合計 OP
(内消費税) ¥2,601
¥236)

按分率	1/3			
費目	伝票金額 (円)	実金額 (円)	支出内容	
調査研究費			事務費 コピー用紙 500枚 x 55	
研修費				
会議費				
資料購入費				
資料作成費				
広報費				
事務所費				
事務費	2601	867	適用年月日	伝票No
人件費			4/23	413

前田 伸一様

キャッシング設定日
ご利用カード
会員番号ご請求金額
お支払日 2025年05月07日金融機関名
支店名
科目・口座
口座名義

前田 伸一

口座へのご準備はお支払日の前日(金融機関営業日)までをお願いいたします。

本カードで	通常(当月利用)	:	
の今月獲得	ボーナス	:	
前月ポイント残高	:		
今月の獲得合計(複数カード合算)	:		
当月交換ポイント	:		
ポイント残高	:		
2024年度分	:		
2025年度分	:		

「」は2025年9月末日まで有効
(2025年9月末日までにお申し込みがなければポイントは無効となります。)
「」は2026年9月末日まで有効
()でもご利用いただけます。)

ボーナスポイントその1:

ポイントが付く月に*が印つき、12カ月の内、10個達成すると、
達成月に100ポイント自動加算。

ボーナスポイントについて

10月	11月	12月	1月	2月	3月
*	*	*	*	*	*
4月	5月	6月	7月	8月	9月
*					*

ボーナスポイントその2:

上記表に*印が10個付き、かつ「」で獲得した通常ポイントの累計が1000ポイントに達した月に
更に100ポイント、ゴールド・プラチナ会員様は150ポイントを自動加算。(今月迄の累計ポイントは です。)

「ご利用可能枠」のご案内

		ご利用可能枠	利率(実質年率)	お支払いコース・回数など
ショッピング				
内	分割払い			
	リボ			
キャッシング				
内	1回払い			
	リボ			

ご請求内訳

ご利用区分	3/15現在の 残高	4/15現在の 左記へのご入金	今回 ご利用金額	4/15現在の 残高	今回 ご請求金額	手数料・利息 ・遅延損害金	今回 お支払い後残高
総額							
ショッピング							
リボ払い							
1回払い							
2回払い							
ボーナス払い							
ご優待							
ご返金対象金額							
遅延損害金							
増額払いお申出額							
分割払い							
ご優待							
お預り金充当額							
小計							
キャッシング							
リボ払い							
1回払い							
手続費用							
ご返金対象金額							
遅延損害金							
増額払いお申出額							
小計							
その他請求							

今回ご請求額の元金充当額

ご利用明細

ご利用区分	ご利用日	ご利用者 区分	ご利用店	ポイント 対象	今回 回数	ご利用金額	今回の お支払い金額	備考		
								現地通貨額 手数料・利息等	通貨略称	換算レート (円)
			「ショッピング利用」							
1回払い	20250301	0	日経ID決済	*		4,277	4,277			501
1回払い	20250301	0	日本海新聞	*		3,300	3,300			502
1回払い	20250311	0	UQ mobileご利用料金	*		3,251	3,251			503
1回払い	20250401	0	ニホンノウギョウシンブン	*		2,403	2,403			504
1回払い	20250401	0	ニホンカイケーブルネットワーク	*		9,962	9,962			505
1回払い	20250404	0	ソニーネットワークコミュニケーションズ	*		627	627			506
						小計				

料金内訳書

<凡例> U: 税込料金、*: 免税料金等、#: 旧税率計算対象料金

KDDI 株式会社

前田 伸一 様

ご請求コード: [REDACTED]

発行日: 2025年 3月 5日

1 頁

●UQモバイル電話料金

●合計

3,251 円

ご利用項目	金額 (円)	内訳 (円)	備考
	3,251		
< 2月ご利用内訳 >	3,251		
▼プラン利用料	3,950		
トクトクプラン+通話放題		4,950	基本使用料と通話放題 (1800円) の合算額です カウント対象回線数 1台
自宅セット割		-1,000	
▼オプション使用料	0		
メールサービス利用料		200	
オプション使用料割引額		-200	60歳以上通話割 (メール)
▼通話料/トクトクプラン+通話放題	3		
通話料		4,260	
SMS送信料		3	
通話放題割引額		-4,260	
▼請求総額割引	-1,000		
請求総額割引額		-1,000	60歳以上通話割
▼ユニバーサルサービス料	2		
▼電話リレーサービス料	1		
▼消費税等相当額 (10%)	295		10%消費税の課税対象額 2,956円

・通話放題または通話放題ライト、通話バック60にご加入の場合、電話きほんパック (V) の月額利用料が無料となります。

作成日: 2025 年 4 月 2 日

当月のご請求金額についてご案内申し上げます。

お支払日	2025年04月01日
お支払 合計額	9,962 円

全名	クレジット
姓	
名	
姓	
名	マイタ カンイチ

利 用 料 金 明 細			金額 (値引額)
請求明細をご案内申し上げます。			
NET	NCNひかり200メガ	2025.04月	4,840(1,100)
電話	<契約コード: [REDACTED] TEL: 0867762502>		
電話	ケーブルプラス電話基本料	2025.03月	1,463
電話	ユニバーサルサービス料	2025.02月	2
電話	国内通話料	2025.02月	26
電話	電話リレーサービス料	2025.02月	1
電話	発信番号表示利用料	2025.03月	440
臨時 (NET)	請求明細書発行手数料 (NET)	2025.04月	220

SEQ:00003848

按分率	1/3			
費目	伝票金額 (円)	実金額 (円)	支出内容	
調査研究費			9962-1100-1870 = 6992	
研修費				
会議費				
資料購入費				
資料作成費				
広報費				
事務所費				
事務費	6992	2330	適用年月日	伝票No
人件費			5.7	505

506

請求番号 362918942504_1
発行年月日 2025年4月4日

請求書



ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社

登録番号 T8010701005322

前田 伸一様

(お客様番号:)

2025年4月度請求金額	¥627
--------------	------

繰越請求額 (税込)	
------------	--

支払方法	クレジットカード
支払期日	クレジットカード会社の振替日

◆前月ご利用分

消費税の区分	本体価格(税抜)	消費税額	合計した対価の額(税込)
10%小計	¥570	¥57	¥627
8%小計	¥0	¥0	¥0
非課税小計	¥0	¥0	¥0
不課税小計	¥0	¥0	¥0
免税小計	¥0	¥0	¥0
合 計	¥570	¥57	¥627

■ご利用明細請求

取引年月日	取引の内容	数量	消費税率	単価	本体価格(税抜)
2025/03/31	NURO モバイル VSプラン (D) (基本使用料金)	1	10%	¥570	¥570

【特記事項】

- ・即時課金請求済み取引明細に記載のサービスは、ご契約のクレジットカードへ直接請求済みのため、「前月ご利用分」の金額には含まれません。
- ・通話料など一部のサービスは、通常より1カ月遅れでのご請求となります。
- ・即時課金済みに記載の端末料金は弊社の販売価格のため、お客さまの選択されたお支払方法により実際のご購入代金と異なる場合があります。

領 収 書 前田 健一 様
 Receipt
 領収年月日 2025.5.8 登録番号: T1120001059675
 金額 ￥6,850 (消費税等込み) 税 10%

(クレジット扱い)
 購入商品 JR乗車券類
 (30080 1枚)
 西日本旅客鉄道株式会社
 鳥取駅MK2発行 40081-02

印紙税申告納
 付につき大淀
 税務署承認済

5.14
 万博視察

按分率	10/10		
費目	伝票金額 (円)	実金額 (円)	支出内容
調査研究費	6850	6850	JR 鳥取→三宮 スーパ-1.7t ¥6850
研修費			
会議費			
資料購入費			
資料作成費			
広報費			
事務所費			
事務費			
人件費			適用年月日 5.8 伝票No 507

部屋番号 913

領 収 書

No. 000001554 精-01 25/05/13 21:05
[決済印]
ご利用期間 2025/05/13~2025/05/14
ご利用日 2025/05/13

マイシイ様

領収金額 11,650円

上記金額をクレジットにて領収致しました

ご利用明細

◇ご宿泊代 11,650円
10%対象 11,650円
うち消費税 1,059円
合計 11,650円

◇ 仕入税額控除対象
☆ 軽減税率対象
■ 消費税課税対象外
◎ その他

ダイワロイネットホテル神戸三宮

TEL. 078-291-4055

大和ハウスリアルティマネジメント株式会社
東京都千代田区神田三崎町三丁目3番21号
登録番号: T9010501013251

印紙税申告納

付につき神田

税務署承認済

按分率	10/10		
費目	伝票金額 (円)	実金額 (円)	支出内容
調査研究費	11650	11650	ダイワロイネットホテル 神戸三宮. 宿泊代 11650
研修費			
会議費			
資料購入費			
資料作成費			
広報費			
事務所費			
事務費			
人件費			適用年月日 5.13 伝票No 508

乗車証明書

№ 100201

(車内専用)

乗車区間

三宮 → 三博

券種 ☒ 現金 ☐ チャージ
☐ 回数券 ☐ その他 IC カード ☐ NicoPa (普通・徳用・定期)

※現金でのお支払いまたは車内チャージされた方に限り、
 各乗車券販売窓口にて領収書を発行いたします。

人数 (大人: 1 名) (小人: 名) (特割: 名)

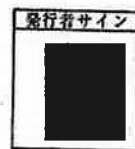
上記の通り証明いたします。

西暦 20 25 年 5 月 14 日

姫路市西駅前町 1 番地



神姫バス株式会社



按分率	10/10		
費目	伝票金額 (円)	実金額 (円)	支出内容
調査研究費	1000	1000	
研修費			
会議費			
資料購入費			
資料作成費			
広報費			
事務所費			
事務費			適用年月日
人件費			伝票No
			5.14
			509

509

運賃・割引・乗車券

運賃 (片道)

	区間	おとな/中学生以上	こども/小学生以下
EXPO 神戸号	神戸空港～万博会場	1,210円	610円
	神戸三宮～万博会場	1,000円	500円
EXPO 姫路号	姫路駅北口～万博会場	2,000円	1,000円
	加古川駅～万博会場	1,800円	900円
	姫路駅北口～USJ	1,800円	900円
	加古川駅北口～USJ	1,600円	800円

お客様控え(領収書) 2889394-1005

大阪梅田 → 鳥取駅前

5月14日 18時10分発
10号車 20番
4,200円 札
発券: 25.05.14 ハンキョウバスウメダ
備考:
★留頭終由

※出発時刻を過ぎたものは払戻・変更はできません。
【裏面をお読みください。】 日本交通株式会社



鳥取駅前P

領収証

入車日時 2025年05月13日 17時59分
出車日時 2025年05月14日 21時13分
No.02

駐車料金(一般) 1,600円
税抜利用額 1,455円
消費税額 145円

料金計 1,600円
(消費税込み)

投入現金 2,000円
釣銭額 400円

全て内消費税10%適用対象
日本パーキング(株)
登録番号: T7010001000319

領収書

ご利用日付: 2025年5月14日

取引内容: きっぷ購入
支払内容: 現金

¥430-

(現金: 430円 カード: 0円)

伝票番号: 02106

- ・この領収書は大切に保存してください
- ・ご利用ありがとうございます

夢洲駅 1H 号機発行
大阪市高速電気軌道株式会社

夢洲 → 梅田

按分率	10/10		
費目	伝票金額 (円)	実金額 (円)	支出内容
調査研究費	6230	6230	日本交通(梅田→鳥取) 4200
研修費			大阪市高速電気軌道(株)
会議費			(夢洲→梅田) 430
資料購入費			日本パーキング(株) 1600
資料作成費			計 6230
広報費			
事務所費			
事務費			
人件費			
			適用年月日 5.14
			伝票No 510~512

5/3

受付番号: OSK-63478349

株式会社JTB 大阪第一事業部 (Discover OSAKA)

前田, 伸一

octbapp@jtb.com

鳥取県議会

鳥取市福部町岩戸89

鳥取県 689-0101

JP

予約チャネル	万博事業支払方法
予約作成日	木, 5月 01 2025
発行日	木, 5月 01 2025

商品	数量	単価	小計
株式会社JTB 大阪第一事業部 (Discover OSAKA) : 2025年大阪・関西万博 自治体向け研修「会場内説明会」と「バビリオン視察」 (OSK-T94480287)			
2025年5月14日 - 11:30			
お一人様	1	¥ 1,500	¥ 1,500

合計: ¥ 1,500
支払い済み: ¥ 1,500

514

EXPO2025】デジタルチケット購入完了のお知らせ（来場日時 予約あり） 受信トレイ

noreply@ticket.expo2025.or.jp

4月25日(金) 12:35

To 自分



※このメールはEXPO2025デジタルチケットを購入された方に、公益社団法人2025年日
前田伸一様

EXPO2025デジタルチケットを購入いただきありがとうございます。

以下の内容について、お支払いを確認しました。

【内容】

- ・購入番号：0043320250425810826200007
- ・購入日時：2025年4月25日 12:35
- ・購入枚数：1枚
- ・購入金額：6,000円
- ・購入方法：クレジットカード
- ・来場日時：2025年5月14日 10:00-
- ・入場ゲート：西ゲート

領収書

Recipient 前田 伸一 様
 領収年月日 2025-5-17 登録番号: T1120001059675
 金額 ￥11,320 (消費税等込み) 税10%

[クレジット扱い]
 購入商品 JR乗車券類
 (00231 4枚)
 西日本旅客鉄道株式会社
 鳥取駅MK2発行 10232-02

印紙税申告納
 付につき大淀
 税務署承認済

5.20
 特定都市河川
 視察
 広島県竹原市

按分率	10/10			
費目	伝票金額 (円)	実金額 (円)	支出内容	
調査研究費	11320	11320	JR 鳥取 → 竹原 ¥11320	
研修費				
会議費				
資料購入費				
資料作成費				
広報費				
事務所費				
事務費			適用年月日	伝票No
人件費			5.17	515

[C制] 乗車券 (連続 2) (幹)

姫路 → 竹原

經由: 姫路・新幹線・三原・須波

5月20日から 5月24日まで有効

¥3,740

2025-5.17 鳥取県MK2発行
00231-05 (4-)R875C40

[C制] 乗車券 (連続 1)

鳥取 → 姫路

經由: 因美・智頭・智頭急行・上郡・山陽

5月20日から 5月24日まで有効

¥2,490

2025-5.17 鳥取県MK2発行
00231-04 (4-)R875C64

[C制] 新幹線自由席特急券 / 特定特急券

姫路 → 三原

5月20日当日限り有効

途中出場できません。

¥2,530

2025-5.17 鳥取県MK2発行
00231-03 (4-)R875C23

[C制]

特急券

鳥取 → 姫路

5月20日 (8:52発) (10:25着)
入-ハ-休と 4号 2号車 3番0席

¥2,560

C10

2025-5.17 鳥取県MK2 (4-) R875 00231-02

515

領 収 書

Receipt

領収年月日 2025.5.19

金 額

¥11,320 (消費税等込み) 税10%

前田伸一様

登録番号: T1120001059675

〔クレジット扱い〕

購入商品 JR乗車券類

(西日本旅客鉄道株式会社 4枚)

鳥取県N2発行

30269-01

印紙税申告納
付につき大淀
税務署承認済

按分率	10/10			
費目	伝票金額 (円)	実金額 (円)	支出内容	
調査研究費	11320	11320	JR 竹原 → 鳥取 ¥11320	
研修費				
会議費				
資料購入費				
資料作成費				
広報費				
事務所費				
事務費			適用年月日	伝票No
人件費			5.19	516

[C制] 乗車券 (連続 2)

姫路 → 鳥取

經由:山陽・上郡・智頭急行・智頭・因美
5月20日から 5月24日まで有効

¥2,490

2025-5.17 鳥取駅MK2発行
30234-05 (4-)R883C64

[C制] 乗車券 (連続 1) (幹)

竹原 → 姫路

經由:須波・三原・新幹線・姫路

5月20日から 5月24日まで有効 ¥3,740

2025-5.17 鳥取駅MK2発行
30234-04 (4-)R883C40

[C制] 特急券

姫路 → 鳥取

5月20日 (20:11発) (21:48着) C10
入-ハ-ロと 13号 1号車 7番A席
¥2,560

2025-5.17鳥取駅MK2 R883 (4-) 30234-83

[C制] 新幹線自由席特急券/特定特急券

三原 → 姫路

5月20日当日限り有効 途中出場できません。

¥2,530

2025-5.17 鳥取駅MK2発行
30234-02 (4-)R883C23



鳥取駅前P

領 収 証

入車日時 2025年05月20日 08時45分
出車日時 2025年05月20日 22時05分
No.02

駐車料金(一般) 800円
税抜利用額 727円
消費税額 73円

料金計 800円
(消費税込み)

投入現金 1,000円
釣銭額 200円

全て内消費税10%適用対象
日本パーキング(株)
登録番号: T7010001068319

按分率	10/10			
費目	伝票金額 (円)	実金額 (円)	支出内容	
調査研究費	800	800	日本パーキング(株) 竹原市出張 ¥800	
研修費				
会議費				
資料購入費				
資料作成費				
広報費				
事務所費				
事務費			適用年月日	伝票No
人件費			5.20	517

601

領収証

ご利用日付 2025年06月02日
時刻 08時55分

前田伸一

取引内容: 乗車券

伝票番号: 90784 金 700円

本厚木 → 代々木上原
→ 国会議事堂

●この控は大切に保存してください。
本厚木駅 券口1発行
小田急電鉄

603

領収証

前田伸一様

ご利用日付 2025年06月02日
時刻 15時38分

新橋 → 浜松町

取引内容: 乗車券類 (税率: 10%)
購入金額: 金150円

税務
申告
済
付
に
つ
き
送
付
印
紙
税
申
告
納

お支払方法 内訳
現金: 金150円

伝票番号: 09315

●この領収証は大切に保存してください。
●ご利用ありがとうございます。

新橋駅 券口4発行
登録番号 T9011001029597 JR東日本

602



東京メトロ

領収書

●ご利用ありがとうございます。
●この領収書は大切に保存してください。

お取引内容: きっぷ 半180※

前田伸一

上記金額を領収いたしました。

※ 課税10%対象

ご利用日付 2025年06月02日
時刻 15時18分

大塚池山王 → 新橋

伝票番号: 31902
東京地下鉄株式会社
登録番号: T4010561622810
国会議事堂駅 券口2発行

604

領収証

ご利用日付 2025年06月02日
時刻 15時47分

前田伸一

取引内容: 精算連絡券
購入金額: 金520円お支払方法 内訳
現金: 金520円

浜松町 → 羽田空港

伝票番号: 23426

●この領収証は大切に保存してください。
●毎度ありがとうございます。

浜松町駅 精111発行
東京モノレール株式会社

按分率	10/10		
費目	伝票金額 (円)	実金額 (円)	支出内容
調査研究費	1550	1550	介護保険勉強会 交通費 小田急 ¥700 東京地下鉄 ¥180 JR東日本 ¥150 東モノレール ¥520 } ¥1550
研修費			
会議費			
資料購入費			
資料作成費			
広報費			
事務所費			
事務費			適用年月日
人件費			伝票No
			6.2
			601~604

ANA | A STAR ALLIANCE MEMBER ☆

領 収 書

前田 伸一 様

¥ 30,220

(税込)

(クレジット支払い ¥30,220

含む : XXXXXXXXXX)

(消費税 10 %対象 ¥30,220

(税込))

但し、旅客運賃料金として、上記の金額正に領収致しました。

全日本空輸株式会社

- | | | | | | |
|----------|----------|-----|-----|---|-------|
| 1. 2025年 | 5 月 31 日 | ANA | 294 | 便 | 鳥取⇒東京 |
| 2. 2025年 | 6 月 2 日 | ANA | 299 | 便 | 東京⇒鳥取 |

本領収書は再発行不可となります。

購入日 : 25-03-09

発行所 : ANA

TKT : 5JM889

発行日 : 25-06-02

端末番号 : 40789

* 13163

登録番号 : T1010401099027

按分率	10/10			
費目	伝票金額 (円)	実金額 (円)	支出内容	
調査研究費	13030	13030	介護保険勉強会 交通費 6/2のみ ANA	
研修費				
会議費				
資料購入費				
資料作成費				
広報費				
事務所費				
事務費			適用年月日	伝票No
人件費			6/2	605

航空券明細

605

WEB 4be3e4f944-2RVNE-172314-0-1100
表示日 2025年03月09日(日)

ご搭乗者名/照会番号
マエタ シンイチ様 (5JM889)

搭乗日	便名	区間	クラス	運賃	運賃額等(税込)	運賃適用基準日
2025年05月31日(土)	ANA294	鳥取 - 東京(羽田)	普通席	(往復)スーパーパリュ-45I	¥17,190-	2025年03月09日(日)
2025年06月02日(月)	ANA299	東京(羽田) - 鳥取	普通席	(往復)スーパーパリュ-75K	¥13,030-	2025年03月09日(日)

合計金額
¥30,220-

ご搭乗者名/照会番号
マエタ マサコ様 (KJHC97)

搭乗日	便名	区間	クラス	運賃	運賃額等(税込)	運賃適用基準日
25年05月31日(土)	ANA294	鳥取 - 東京(羽田)	普通席	(往復)スーパーパリュ-45I	¥17,190-	2025年03月09日(日)
2025年06月02日(月)	ANA299	東京(羽田) - 鳥取	普通席	(往復)スーパーパリュ-75K	¥13,030-	2025年03月09日(日)

合計金額
¥30,220-

鳥取大学 第一駐車場

領 収 証

入庫日時 2025年06月04日 09時44分
出庫日時 2025年06月04日 11時19分
No.02-001742 券No.01-511971

駐車料金(一般) 100円

料金計 100円

投入現金 100円
釣銭額 0円

全て消費税10%適用対象
登録番号:T4-2700-0500-2614
国立大学法人鳥取大学

按分率	10/10			
費目	伝票金額 (円)	実金額 (円)	支出内容	
調査研究費	100	100	鳥大三輪教授 琉城 治水について 意見交換、駐車代 ¥100	
研修費				
会議費				
資料購入費				
資料作成費				
広報費				
事務所費				
事務費			適用年月日	伝票No
人件費			6.4	606

ご利用明細書

2025年05月15日発行

前田 伸一様

キャッシング設定日
ご利用カード
会員番号

ご請求金額
お支払日

2025年06月05日

金融機関名
支店名
科目・口座
口座名義

前田 伸一

口座へのご準備はお支払日の前日(金融機関営業日)までをお願いいたします。

本カードで	通常(当月利用)	:	
の今月獲得	ボーナス	:	
前月ポイント残高	:		
今月の獲得合計(複数カード合算)	:		
当月交換ポイント	:		
ポイント残高	:		
内2024年度分	:		
内2025年度分	:		

「」は2025年9月末日まで有効
(2025年9月末日までにお申し込みがなければポイントは無効となります。)
「」は2026年9月末日まで有効
()でもご利用いただけます。)

ボーナスポイントその1:

ポイントが付く月に*が印つき、12カ月の内、10個達成すると、
達成月に100ポイント自動加算。

ボーナスポイントについて

10月	11月	12月	1月	2月	3月
*	*	*	*	*	*
4月	5月	6月	7月	8月	9月
*	*				*

ボーナスポイントその2:

上記表に*印が10個付き、かつ「」で獲得した通常ポイントの累計が1000ポイントに達した月に
更に100ポイント、ゴールド・プラチナ会員様は150ポイントを自動加算。

(今月迄の累計ポイントは です。)

「ご利用可能枠」のご案内

ご利用可能枠		利率(実質年率)	お支払いコース・回数など
ショッピング			
内枠	分割払い		
	リボ		
キャッシング			
内枠	1回払い		
	リボ		

ご請求内訳

ご利用区分	4/15現在の 残高	5/15現在の 左記へのご入金	今回 ご利用金額	5/15現在の 残高	今回 ご請求金額	手数料・利息 ・遅延損害金	今回 お支払い後残高
総額							
リボ払い							
1 回払い							
2 回払い							
ショッピング							
ボーナス払い							
ご優待							
ご返金対象金額							
遅延損害金							
増額払いお申出額							
分割払い							
ご優待							
お預り金充当額							
小 計							
キャッシング							
リボ払い							
1 回払い							
手続費用							
ご返金対象金額							
遅延損害金							
増額払いお申出額							
小 計							
その他請求							

今回ご請求額の元金充当額

ご利用明細

ご利用区分	ご利用日	ご利用者 区分	ご利用店	ポイ ント 対象	今回 回数	ご利用金額	今回の お支払い金額	備考 現地通貨額 手数料・利息等	通貨略称	換算レート (円)
			「ショッピング利用」							
1 回払い	20250401	0	日経ID決済	*		4,277	4,277			607
1 回払い	20250401	0	日本海新聞	*		3,300	3,300			608
1 回払い	20250411	0	UQ mobileご利用料金	*		3,271	3,271			609
1 回払い	20250501	0	ニホンノウギョウシンブン	*		2,403	2,403			610
1 回払い	20250501	0	ニホンカイケーブルネットワーク	*		10,014	10,014			611
1 回払い	20250507	0	ソニーネットワークコミュニケーションズ	*		627	627			612

ご利用区分	ご利用日	ご利用者区分	ご利用店	ポイント 対象	今回 回数	ご利用金額	今回の お支払い金額	備考		
								現地通貨額 手数料・利息等	通貨略称	換算レート (円)
						小計				

備考欄に*印のあるご利用分は、一部または全額をご入金いただいた明細です。「今回ご利用金額」へは差額を記載しております。

<ショッピングご利用のお客様へのご案内>

- ・1回払いを除き、商品の瑕疵、役務の未提供等を理由にお支払いを止めることができます場合があります（抗弁権の接続）。

<キャッシングご利用のお客様へのご案内>

- ・本ご利用明細書では、貸金業法第17条第6項に基づき、一定期間（ご利用：前月11日～今月10日／ご返済：前月16日～今月15日）におけるキャッシングサービスのご利用・ご返済に関するお取引明細を記載しております。
- ・『キャッシングご入金明細』は2025年04月10日までのご利用分に対し、2025年04月15日までのご入金の明細を表示しています。2025年05月のご利用に対するご入金については、翌月のご利用明細書でご案内いたします。
- ・お支払指定口座の表示がない場合は、お支払日までに当社が指定する口座にお振り込みください。
- ・お支払方法について、1回払いは「元利一括返済」、リボ払いは「元金定額返済」を表します。
- ・今回のご利用に際し、新たにご提出いただいた書面はございません。
- ・キャッシングサービスのご利用および返済金のお支払いをCD・ATMで行う場合の当社所定の手数料（但し、利息制限法施行令第2条に定める額を上限とします。）、カード再発行手数料*、および公租公課はお客様にご負担いただきます。
*一部のカードは再発行手数料はかかりません。
- ・遅延損害金は20.00%(年率)となります。
- ・当社が契約する貸金業務にかかる指定紛争解決機関の名称 日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター

609.

料金内訳書

＜凡例＞ U：税込料金、*：免税料金等、**：旧税率計算対象料金

KDDI 株式会社

前田 伸一 様

ご請求コード： 発行日： 2025年 4月 3日 1 頁

●UQモバイル電話料金

●合計

3,271 円

ご利用項目	金額(円)	内訳(円)	備考
＜ 3 月ご利用内訳＞	3,271		お客様コード
▼プラン利用料	3,950		ご利用月数は2025年 4月で 8ヶ月目です。
トクトクプラン+通話放題		4,950	基本使用料と通話放題（1800円）の合算額です
自宅セット割		-1,000	カウント対象回線数 1台
▼オプション使用料	0		
メールサービス利用料		200	
オプション使用料割引額		-200	60歳以上通話割（メール）
▼通話料／トクトクプラン+通話放題	21		
通話料		6,800	
SMS送信料		21	
通話放題割引額		-6,800	
▼請求総額割引	-1,000		
請求総額割引額		-1,000	60歳以上通話割
▼ユニバーサルサービス料	2		
▼電話リレーサービス料	1		
▼消費税等相当額（10%）	297		10%消費税の課税対象額 2,974円

・通話放題または通話放題ライト、通話バック60にご加入の場合、電話きほんパック（V）の月額利用料が無料となります。

<当月ご請求金額のご案内>

作成日: 2025 年 5 月 2 日

日頃は格別のお引立ていただきましてありがとうございます。

当月のご請求金額についてご案内申し上げます。

お支払日	2025年05月01日
お支払合計額	10,014 円

振込先	クレジット
支店	
口座	
名義	マエタ シンイチ

利 用 料 金 明 細	金額 (値引額)
-------------	----------

請求明細をご案内申し上げます。

NET	NCNひかり200メガ	2025.05月	4,840(1,100)
電話	<契約コード: TEL:0857752508>		
電話	ケーブルプラス電話基本料	2025.03月	1,463
電話	ユニバーサルサービス料	2025.03月	2
電話	国内通話料	2025.03月	78
電話	電話リレーサービス料	2025.03月	1
電話	発信番号表示利用料	2025.03月	440
臨時 (NET)	請求明細書発行手数料 (NET)	2025.05月	220

按分率	1/3		
費目	伝票金額 (円)	実金額 (円)	支出内容
調査研究費			10014-1870-1100 = 7044
研修費			
会議費			
資料購入費			
資料作成費			
広報費			
事務所費			
事務費	7044	2348	適用年月日
人件費			伝票No
			6.5
			611

612

請求番号

362918942505_1

発行年月日

2025年5月7日

請求書



ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社

登録番号 T8010701005322

前田 伸一様

(お客様番号: [REDACTED])

2025年5月度請求金額	¥627
--------------	------

繰越請求額(税込)	
-----------	--

支払方法	クレジットカード
支払期日	クレジットカード会社の振替日

◆前月ご利用分

消費税の区分	本体価格(税抜)	消費税額	合計した対価の額(税込)
10%小計	¥570	¥57	¥627
8%小計	¥0	¥0	¥0
非課税小計	¥0	¥0	¥0
不課税小計	¥0	¥0	¥0
免税小計	¥0	¥0	¥0
合 計	¥570	¥57	¥627

■ご利用明細請求

取引年月日	取引の内容	数量	消費税率	単価	本体価格(税抜)
2025/04/30	NURO モバイル VSプラン(D) (基本使用料金)	1	10%	¥570	¥570

【特記事項】

- ・即時課金請求済み取引明細に記載のサービスは、ご契約のクレジットカードへ直接請求済みのため、「前月ご利用分」の金額には含まれません。
- ・通話料など一部のサービスは、通常より1カ月遅れでのご請求となります。
- ・即時課金済みに記載の端末料金は弊社の販売価格のため、お客さまの選択されたお支払方法により実際のご購入代金と異なる場合があります。

ご利用明細書

2025年06月15日発行

前田 伸一 様

キャッシング設定日
ご利用カード
会員番号

ご請求金額

お支払日

2025年07月07日

金融機関名

支店名

科目・口座

口座名義

前田 伸一

口座へのご準備はお支払日の前日(金融機関営業日)までをお願いいたします。

本カードで の今月獲得	通常(当月利用) ボーナス	: :	85 200
前月ポイント残高	:	2,684	
今月の獲得合計(複数カード合算)	:	285	
当月交換ポイント	:	0	
ポイント残高	:	2,969	
内2024年度分	:	0	
内2025年度分	:	2,969	

「」は2025年9月末日まで有効
(2025年9月末日までにお申し込みがなければポイントは無効となります。)
「」は2026年9月末日まで有効
「」でもご利用いただけます。)

ボーナスポイントその1:

ポイントが付く月に*が印つき、12カ月の内、10個達成すると、
達成月に100ポイント自動加算。

ボーナスポイントについて

10月	11月	12月	1月	2月	3月
*	*	*	*	*	*
4月	5月	6月	7月	8月	9月
*	*	*			*

ボーナスポイントその2:

上記表に*印が10個付き、かつ「UCポイント()
」で獲得した通常ポイントの累計が1000ポイントに達した月に
更に100ポイント、ゴールド・プラチナ会員様は150ポイントを自動加
算。(今月迄の累計ポイントは です。)

「ご利用可能枠」のご案内

ご利用可能枠		利率(実質年率)	お支払いコース・回数など
ショッピング	内枠		
	分割払い		
	リボ		
キャッシング	内枠		
	1回払い		
	リボ		

ご請求内訳

ご利用区分	5/15現在の 残高	6/15現在の 左記へのご入金	今回 ご利用金額	6/15現在の 残高	今回 ご請求金額	手数料・利息 ・遅延損害金	今回 お支払い後残高
総額							
リボ払い							
1 回払い							
2 回払い							
ショッピング							
ボーナス払い							
ご優待							
ご返金対象金額							
遅延損害金							
増額払いお申出額							
分割払い							
ご優待							
お預り金充当額							
小 計							
リボ払い							
1 回払い							
手数料費用							
ご返金対象金額							
遅延損害金							
増額払いお申出額							
小 計							
その他請求							

今回ご請求額の元金充当額

ご利用明細

ご利用区分	ご利用日	ご利用者 区分	ご利用店	ポイント 対象	今回 回数	ご利用金額	今回の お支払い金額	備考		
								現地通貨額 手数料・利息等	通貨略称	換算レート (円)
			「ショッピング利用」							
1 回払い	20250501	0	日経ID決済	*		4,277	4,277			701
1 回払い	20250501	0	日本海新聞	*		3,300	3,300			702
1 回払い	20250511	0	UQ mobileご利用料金	*		3,268	3,268			703
1 回払い	20250514	0	株式会社潮出版社	*		770	770			704
1 回払い	20250601	0	ニホンノウギョウシンブン	*		2,403	2,403			705
1 回払い	20250601	0	ニホンカイケーブルネットワーク	*		10,005	10,005			706
1 回払い	20250605	0	ソニーネットワークコミュニケーションズ	*		627	627			707
			小 計							

703

料金内訳書

<凡例> U 税込料金、* 免税料金等、** 旧税率計算対象料金

KDDI 株式会社

前田 伸一 様

ご請求コード: [REDACTED] 発行日: 2025年 5月 3日 1頁

●UQモバイル電話料金

●合計

3,268 円

ご利用項目	金額 (円)	内訳 (円)	備考
[REDACTED]	3,268		お客様コード [REDACTED]
< 4月ご利用内訳 >	3,268		ご利用月数は2025年 5月で 9ヶ月目です。
▼プラン利用料	3,950		
トクトクプラン+通話放題		4,950	基本使用料と通話放題 (1800円) の合算額です
自宅セット割		-1,000	カウント対象回線数 1台
▼オプション使用料	0		
メールサービス利用料		200	
オプション使用料割引額		-200	60歳以上通話割 (メール)
▼通話料/トクトクプラン+通話放題	18		
通話料		8,560	
SMS送信料		18	
通話放題割引額		-8,560	
▼請求総額割引	-1,000		
請求総額割引額		-1,000	60歳以上通話割
▼ユニバーサルサービス料	2		
▼電話リレーサービス料	1		
▼消費税等相当額 (10%)	297		10%消費税の課税対象額 2,971円

・通話放題または通話放題ライト、通話パック60にご加入の場合、電話きほんパック (V) の月額利用料が無料となります。

<当月ご請求金額のご案内>

作成日: 2025 年 6 月 3 日

日頃は格別のお引立ていただきましてありがとうございます。
 当月のご請求金額についてご案内申し上げます。

お支払日	2025年06月01日
お支払合計額	10,005 円

金融機関	クレジット
支店	
科目	
店号	
名	ＲＥタ シンイチ

利 用 料 金 明 細	金額 (圓引額)
-------------	----------

請求明細をご案内申し上げます。

[Redacted]		
NET	NCNひかり200メガ	2025. 06月
電話	<契約コード> [Redacted] TEL: 0857752502>	4,840(1,100)
電話	ケーブルプラス電話基本料	2025. 04月
電話	ユニバーサルサービス料	1,463
電話	国内通話料	2025. 04月
電話	a u 以外携帯への通話料	2
電話	電話リレーサービス料	2025. 04月
電話	発信番号表示利用料	52
臨時 (NET)	請求明細密発行手数料 (NET)	2025. 04月
		17
		1
		440
		2025. 06月
		220

SEQ:00003883

按分率	1/3		
費目	伝票金額 (円)	実金額 (円)	支出内容
調査研究費			10.005 - 1870 - 1100 = 7035
研修費			
会議費			
資料購入費			
資料作成費			
広報費			
事務所費			
事務費	7035	2345	適用年月日
人件費			伝票No
			7.7
			706

請求書



ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社

登録番号 T8010701005322

前田 伸一様

(お客様番号 [REDACTED])

2025年6月度請求金額	¥627
--------------	------

繰越請求額 (税込)	
------------	--

支払方法	クレジットカード
支払期日	クレジットカード会社の振替日

◆前月ご利用分

消費税の区分	本体価格(税抜)	消費税額	合計した対価の額(税込)
10%小計	¥570	¥57	¥627
8%小計	¥0	¥0	¥0
非課税小計	¥0	¥0	¥0
不課税小計	¥0	¥0	¥0
免税小計	¥0	¥0	¥0
合 計	¥570	¥57	¥627

■ご利用明細請求

取引年月日	取引の内容	数量	消費税率	単価	本体価格(税抜)
2025/05/31	NURO モバイル VSプラン (D) (基本使用料金)	1	10%	¥570	¥570

【特記事項】

- ・即時課金請求済み取引明細に記載のサービスは、ご契約のクレジットカードへ直接請求済みのため、「前月ご利用分」の金額には含まれません。
- ・通話料など一部のサービスは、通常より1カ月遅れでのご請求となります。
- ・即時課金済みに記載の端末料金は弊社の販売価格のため、お客さまの選択されたお支払方法により実際のご購入代金と異なる場合があります。

領 収 書

一金 3,000 円也

令和7年度青少年育成鳥取県民会議会費として、上記正に
領収いたしました。

鳥取県議会議員

前田 伸一 様

令和7年7月18日

青少年育成鳥取県民会議

会長 山本 仁志



請 求 書

一金 3,000 円也

ただし、令和7年度青少年育成鳥取県民会議会費として上記のとおり
請求します。

鳥取県議会議員
前田 伸一 様

令和7年6月11日

青少年育成鳥取県民会議

会長 山本 仁志



青少年育成鳥取県民会議規約

(昭和41年9月20日制定)

(平成19年6月29日改正)

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この会議は、青少年育成鳥取県民会議と称する。

(事務局)

第2条 この会議の事務所は、鳥取市内に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この会議は、青少年問題のもつ重要性にかんがみ、広く県民の総意を結集し、県の施策に呼応して、次代の日本をにやう青少年の健全な育成を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 この会議は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 青少年がその誇りと責任についての自覚を高めるための諸活動
- (2) 健全な青少年団体及びグループの育成を図り、すべての青少年がこれに参加することを奨励するための諸活動
- (3) 勤労青少年の教育、福祉対策を進め、その生活条件等の改善を促進するための諸活動
- (4) 体育及びレクリエーションを奨励するための諸活動
- (5) 健全育成組織、施設の整備を促進するための諸活動
- (6) 家庭教育、学校教育、社会教育等の緊密な連携をはかるための諸活動
- (7) 家庭の健全化を図るための諸活動
- (8) 青少年の非行防止のための諸活動
- (9) 社会環境の浄化を図るための諸活動
- (10) その他この会議の目的を達成するために必要な事業

第3章 組織及び機関

(組 織)

第5条 この会議は、この会議の趣旨に賛同する個人及び団体（以下「会員」という。）をもって構成する。

(機 関)

第6条 この会議に、次の機関を置く。

- (1) 総 会
- (2) 委員会

(総 会)

第7条 総会は、この会議の最高の決議機関であって、全会員をもって構成する。

2 総会は、毎年1回以上会長が招集し、次の事項を決議する。

- (1) 事業計画及び予算
- (2) 事業報告及び決算
- (3) その他総会が必要と認めた事項

(委員会)

第8条 委員会は、この会議の業務を掌理する機関であって、会長、副会長及び委員をもって構成する。

2 委員会に、委員長を置き、会長をもってこれにあてる。

3 委員会に副委員長を置き、委員長が指名する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

5 委員会は、委員長が招集する。

6 その他委員会に関し必要な事項は、会長が定める。

(常任委員会)

第9条 委員会に、常任委員会を置く。

2 常任委員会は、次の各号の業務を行う機関であって、常任委員長、副常任委員長及び常任委員をもって構成する。

- (1) 委員会において審議する議案について協議すること。
- (2) この会議の運営に関する重要案件について協議すること。
- (3) この会議の業務運営に関する事項等について協議すること。
- (4) その他必要な業務を行うこと。

3 常任委員は、委員の中から、会長が指名する。

4 常任委員会に常任委員長を置き、会長をもってこれにあてる。

5 常任委員会に副常任委員長を置き、常任委員長が指名する。

6 副常任委員長は、常任委員長を補佐し、常任委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

7 常任委員会は、常任委員長が招集する。

8 その他常任委員会に関し必要な事項は、会長が定める。

(部 会)

第10条 委員会は、必要に応じ部会を置く。

2 部会に部会長及び副部会長を置く。

3 部会長及び副部会長は、委員のうちから、委員長が指名する。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代行する。

5 その他部会に関し必要な事項は、会長が定める。

(表 決)

第11条 総会及び委員会は、出席者の過半数の賛同を得て議決する。可否同数のときは、会長又は委員長の決するところによる。

第4章 役員及び職員

(役 員)

第12条 この会議に次の役員を置く。

(1) 会 長 1名

(2) 副会長 3名以内

(3) 委 員 35名以内

(4) 監 事 2名

(役員の仕事)

第13条 会長は、この会議の業務を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 委員は、第8条に定めるところにより、その職務を行う。

4 監事は、会計及び会務執行の状況を監査し、その結果を総会に報告する。

(役員の選任)

第14条 委員及び監事は、総会において選任する。

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 副会長は、委員の中から、会長が指名する。

(顧問・参与)

第15条 本会に顧問及び参与各若干名を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会務について意見を述べ必要により助言することができる。

4 参与は、会務の運営に参与する。

5 顧問及び参与は、委員会、常任委員会又は部会に出席して意見をのべることができる。

(役員の任期等)

第16条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員及び監事に欠員が生じた場合は、委員会がこれを選任し、次の総会の承認を求めるものとする。

3 補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 役員は、その任期が満了した後においても、後任者が就任するまではその職務を行う。

(事務局)

第17条 この会議の日常の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局の職員は、会長が任命する。

3 事務局の職員に関し必要な事項は、細則で定める。

第5章 会 計

(会計年度)

第18条 この会議の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(経 費)

第19条 この会議に要する経費は、会費および寄附金、助成金等をもってあてる。

第6章 規約の改正ならびに解散

(規約の改正)

第20条 この規約は、総会において、出席者の4分の3以上の同意を得て改正することができる。

(解 散)

第21条 この会議は総会において、会員の2分の1以上が出席し、出席者の4分の3以上の同意を得て解散することができる。

第7章 補 則

(施行細則)

第22条 この規約の施行について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規約は、平成19年6月29日から施行する。

709.

領収書

鳥取県鳥取市福部町岩戸
89

前田 伸一 様

このたびはお買上げいただきありがとうございます。
下記の内容にて納品させていただきます。
ご確認くださいませよう、お願いいたします。



Offisu-Soft

さいたま市大宮区寿能町
3丁目221番3号
TEL:
Email: info@offisu-soft.com

総合計金額 ￥21,800

お買上げ明細

【ご注文日】
2025/07/20 15:11
【注文番号】
20193865

商品名 / 商品コード	数量	単価	金額(税込)
Microsoft Office Home & Business 2024 (最新 永続版) オンラインコード版 Windows11、10/ mac対応 1台用	1	¥ 21,800	¥ 21,800
送料	1	¥ 0	¥ 0
		商品合計	¥ 21,800
		送料	¥ 0
		手数料	¥ 0
		値引き	- ¥ 0
		請求金額	¥ 21,800

<備考>

領 収 証

No. _____

前 田 伸 一 様

7 年 7 月 26 日

★ ￥ 10,000 -

但 役員会費として
上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額 (%)

税抜金額

消費税額 (%)

鳥取県日中友好協会



登録番号

GR1222

按分率	10/10			
費目	伝票金額 (円)	実金額 (円)	支出内容	
調査研究費	5000	5000	個人会費 5000円	
研修費				
会議費				
資料購入費				
資料作成費				
広報費				
事務所費				
事務費			適用年月日	伝票No
人件費			7.26	710

令和7年5月28日

役 員 各 位

鳥取県日中友好協会
会長 広谷直樹
(公印省略)

請 求 書

10,000円
(令和7年度、役員会費)

さわやかな五月も残り少なくなりました。皆様におかれましては日々仕事に精励されていることと思います。

会費につきましては、コロナ禍前は総会後に請求させていましたが、今年度は早くに請求させていただきます。

コロナ禍も落ち着きましたが、いつの間にか社会は大きな変化を生じています。先日NHKで、大阪にリトル・チャイナができて近況を特集していました。多くの中国人富裕層は、日本での生活を求めて様々な方法でやってきています。東京にコリアン・タウンができてるように、日本の大都市には近い将来チャイナ・タウンができていると想像しています。このような時世の変化を見ても、今後日中友好協会の新しい役割が期待されます。

(お知らせ)

5月24日役員会で今年度総会が7月26日(土)と決まりました。詳細は6月に連絡します。今年度は中国庭園開園30周年になり鳥取県、中国庭園の観光事業団と三団体で盛大に記念行事を行います。日程は8月30日(土)このことにつきましては、現在計画を詰めています。概要が決まりしだいお知らせします。

(振込先)山陰合同銀行、倉吉駅前支店

普通口座 2683313

鳥取県日中友好協会

鳥取県日中友好協会 会則

(名称)

第1条 本会は「鳥取県日中友好協会」と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、鳥取県内に置く。

(目的)

第3条 本会は、鳥取県内において日本と中国の友好に関わる各種行事の開催、啓発活動、その他有用な事業活動を行うことを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、第3条の目的に関する諸事業を行うものとする。

(入会)

第5条 本会の会員となろうとする者は、第3条の目的に賛同し、所定の入会申込書に会費を添えて、本会に提出しなければならない。

(会費)

第6条 会費は、年額とし、個人会員は5,000円、法人・団体会員は10,000円とする。

(会員の権利)

第7条 会員は、一個の議決権を持つ。

(役員)

第8条 本会は、次の役員を置く。

顧問	若干名
会長	1名
副会長	2名以内
理事長	1名
副理事長	2名以内
理事	10名以上20名以内
監事	2名

(役員の変任)

第9条 理事及び監事は、総会において会員のうちから選任する。

2 会長は、理事のうちから理事の互選によって定める。

3 副会長、理事長、副理事長は会長が選び、理事会の承認によって定める。

4 顧問は、会長が理事会の議を経てこれを委嘱する。

(役員任期)

第10条 役員任期は、就任後第2回目の通常総会までとする。但し再任は妨げない。

(役員職務)

第11条 会長は、会務を統括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時または欠けた時は、その任務を代行する。
- 3 理事長は、会長の指揮を受けて、会務を掌握し、事務局を統括する。
- 4 顧問は、本会の重要事項について、会長・理事会の諮問に応じる。
- 5 監事は、会の会計および会務を監査する。

(会議の種類)

第12条 会議は、協会の意思を決定する総会と、会務の執行を監視する理事会とする。

(総会)

第13条 総会は、毎年一回開催する通常総会と、必要に応じ開催する臨時総会とする。

(総会の議決事項)

第14条 総会は、本総会出席者の過半数により、次の条項を決議する。

- ① 本会則の変更
- ② 本会の解散
- ③ 役員の選任及び解任
- ④ 事業計画及び予算の承認
- ⑤ 事業報告及び収支決算の承認
- ⑥ その他、本会の運営上特に必要な事項

(理事会)

第15条 理事会は、理事をもって組織し、その理事の過半数の出席で成立し、その出席理事の過半数により、議事を決議する。

(会計)

第16条 本会は、次の収入をもって運営する。

- ① 会費
- ② 事業に伴う収入
- ③ 寄付金
- ④ その他の収入

(会計年度)

第17条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第18条 本会に事務局を置く。

(補則)

第19条 本会の施行に関し、会則に定めのない事項については、会長が理事会に諮り是を定める。

附 則 本会則は、平成18年4月1日から施行する。

領収書

前田 伸一 様

金 10,000円也

但し、令和7年度公益社団法人鳥取県緑化推進委員会
会費として、上記正に領収しました。

令和7年7月18日

公益社団法人鳥取県緑化推進委員会

理事長 浜崎 晋一



按分率	10/10			
費目	伝票金額 (円)	実金額 (円)	支出内容	
調査研究費	10,000	10,000		
研修費				
会議費				
資料購入費				
資料作成費				
広報費				
事務所費				
事務費			適用年月日	伝票No
人件費			7/18	711

公益社団法人鳥取県緑化推進委員会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人鳥取県緑化推進委員会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を鳥取県鳥取市に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって支部を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、森林の整備及び緑化の推進を図り、もって豊かな県土の発展に寄与するとともに、緑化に係る国際協力にも寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 緑の募金（緑の募金による森林整備等の推進に関する法律（平成7年法律第88号）第2条第2項の緑の募金をいう。以下同じ。）の推進及び緑の募金による寄附金の管理に関すること。
- (2) 緑の募金による森林の整備、緑化の推進並びにこれらに係る国際協力（以下「森林整備等」という。）を行うものに対する交付金の交付、森林整備等の実施並びに森林整備等に関する調査及び研究に関すること。
- (3) 森林整備等に関する情報又は資料の収集及び提供に関すること。
- (4) 緑化の普及啓発及び広報活動に関すること。
- (5) 緑化活動に関すること。
- (6) 公益社団法人国土緑化推進機構の行う「緑と水の森林ファンド事業」に関すること。
- (7) 国民参加の森林づくりの推進に関すること。
- (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業。

第3章 会 員

(法人の構成)

第5条 この法人の会員は、次に掲げる3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体
- (3) 特別会員 この法人に功労のあったもの又は学識経験者（個人又は団体）で総会において承認されたもの。

（会員の資格の取得）

第6条 この法人の会員（特別会員を除く）になろうとする者は、入会申込書を理事長に提出することによって申込みをし、その承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定により入会の承認をしたときは、理事長は、会員名簿に所要事項を記載するとともに、申込者にその旨通知するものとする。入会を拒否したときは、理事長は申込者にその旨通知する。
- 3 理事長の推薦を受け、総会で特別会員として承認された者があるときは、理事長は会員名簿に所要事項を記載するとともに、その者にこの法人の特別会員として掲載する旨を通知する。

（経費の負担）

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は毎年、総会において別に定める会費を払う義務を負う。ただし、特別会員は除く。

- 2 既納の会費は返還しない。

（任意退会）

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を理事長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除 名）

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

（会員の資格喪失）

第10条 前2条の場合のほか、会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。

(2) 総正会員が同意したとき。

(3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

(1) 会員の除名

(2) 理事及び監事の選任又は解任

(3) 常勤の理事の報酬等の額

(4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認

(5) 定款の変更

(6) 解散及び残余財産の処分

(7) 第39条に定める借入の承認

(8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、定時総会として毎年度2月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、出席した正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

第18条 総会に出席できない正会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を理事長に提出して、代理人による議決権を行使することが出来る。

(議事録)

第19条 総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及びその総会において選任された2人以上の議事録署名人が、署名押印する。

第5章 役員

(役員の設置)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 10名以上15名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち、1名を理事長、2名を副理事長とする。

3 理事長、副理事長以外の理事のうち1名の常務理事を置くことができる。

4 前2項の理事長及び副理事長をもって法人法上の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第21条 理事及び監事は、正会員（法人その他団体にあつては、その役職員）の中から

総会の決議によって選任する。ただし、理事5名以内及び監事1名は、正会員（法人その他団体にあつては、その役職員）以外から選任することができる。

2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（役員の要件）

第22条 各理事について、当該理事及びその配偶者又は三親等内の親族（これらのものに準ずる者として当該理事と公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行令第5条で定める特別の関係がある者を含む。）である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないものであること。監事についても同様とする。

（理事の職務及び権限）

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長、副理事長は、法令及びこの定款並びに理事会で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長、副理事長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で年2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第24条 監事は、理事の職務執行の状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告書を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後、新たに選任されたものが就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第26条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第27条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算出した額を報酬等として支給することができる。

第6章 理 事 会

(構成)

第28条 この法人に、理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第30条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名し、押印する。

第7章 緑の募金等に係る運営協議会

(運営協議会の設置)

第33条 この法人に、毎事業年度の緑の募金及び緑と水の森林ファンド（以下「緑の募

金等」という。)に関する事業の事業計画、収支予算、事業報告、収支決算その他緑の募金の運営に関する重要事項を、この法人の諮問に応じて、調査審議する機関として運営協議会を置く。

(運営協議会の組織)

第34条 運営協議会は、委員10人以上15人以内で組織する。

2 運営協議会の委員は、森林整備等に関する学識経験を有する者のうちから、鳥取県知事の認可を受けて理事長が任命し、その任期は2年とする。

3 補欠又は増員により就任した運営協議会の委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

4 運営協議会の委員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(運営協議会会長)

第35条 運営協議会に会長を置き、運営協議会の委員の互選によりこれを定める。

2 運営協議会の会長(以下この条において「会長」という。)は、運営協議会の会務を総理する。

3 運営協議会の議長は、会長がこれに当たる。

4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

(委 任)

第36条 この章に規定するもののほか、運営協議会の運営について必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

第8章 専門委員会

(専門委員会)

第37条 理事長は、この法人の事業の円滑な運営を図るため、必要と認めるときは、理事会の決議を得て、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会の委員は、理事会の決議を得て、理事長が委嘱する。

3 専門委員会の運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

第9章 資産及び会計

(基本財産)

第38条 次の各号の財産は、この法人の基本財産とする。

- (1) 寄付者から基本財産に繰り入れることを指定された財産
 - (2) 理事会の決議により基本財産に繰り入れることとされた財産
- 2 前項の財産は、理事長がこの法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない、処分するときは、あらかじめ理事会及び総会の承認を必要とする。

(長期借入金)

第39条 この法人が借入をする場合には、当該事業年度内にその全額を返済することが予定されている場合を除き、総会の決議を要する。

(事業年度)

第40条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第41条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、緑の募金にかかる部分については運営協議会の意見を聴いた後、理事会の承認を得て、その事業年度開始の日の前日までに鳥取県知事に提出しなければならない。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第42条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の各号に掲げる書類を作成し、緑の募金に係る部分については運営協議会の意見を聴いた後、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号の書類については、総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の種類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 常勤の理事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第43条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第44条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。この場合において、緑の募金に係る部分については、運営協議会の意見を聴かなければならない。

(解散)

第45条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第46条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く）には、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第47条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 公告の方法

(公告)

第48条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって、前項の電子公告をすることができない場合

は、鳥取県内において発行する日本海新聞に掲載する方法による。

第12章 事務局

(設置等)

第49条 この法人に事務局を置き、職員の任免は理事長が行う。

2 事務局の組織、運営及び内部管理等に必要な規則は、理事会の決議を経て、理事長が定める。

第13章 補則

第50条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106号第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 この法人の最初の理事長は伊藤美都夫、副理事長は西山信一、森下洋一とする。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106号第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第40条の規定にかかわらず、解散の登記の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

ご利用明細書

2025年07月15日発行

前田 伸一 様

キャッシング設定日
ご利用カード
会員番号ご請求金額
お支払日 2025年08月05日金融機関名
支店名
科目・口座
口座名義 前田 伸一

口座へのご準備はお支払日の前日(金融機関営業日)までをお願いいたします。

本カードで 通常(当月利用) :
の今月獲得 ボーナス :
前月ポイント残高 :
今月の獲得合計(複数カード合算) :
当月交換ポイント :ポイント残高 :
内2024年度分 :
内2025年度分 :「」は2025年9月末日まで有効
(2025年9月末日までにお申し込みがなければポイントは無効となります。)
「」は2026年9月末日まで有効
()でもご利用いただけます。)

ボーナスポイントその1:

ポイントが付く月に*が印つき、12カ月の内、10個達成すると、
達成月に100ポイント自動加算。

ボーナスポイントについて

10月	11月	12月	1月	2月	3月
*	*	*	*	*	*
4月	5月	6月	7月	8月	9月
*	*	*	*		*

ボーナスポイントその2:

上記表に*印が10個付き、かつ「」
「」で獲得した通常ポイントの累計が1000ポイントに達した月に
更に100ポイント、ゴールド・プラチナ会員様は150ポイントを自動加
算。(今月迄の累計ポイントは です。)

「ご利用可能枠」のご案内

ご利用可能枠		利率(実質年率)	お支払いコース・回数など
ショッピング			
枠	分割払い		
	リボ		
キャッシング			
内枠	1回払い		
	リボ		

ご請求内訳

ご利用区分	6/15現在の 残高	7/15現在の 左記へのご入金	今回 ご利用金額	7/15現在の 残高	今回 ご請求金額	手数料・利息 ・遅延損害金	今回 お支払い後残高
総額							
リボ払い 1回払い 2回払い ボーナス払い ご優待 ご返金対象金額 遅延損害金 増額払いお申出額							
ショッピング 分割払い ご優待 お預り金充当額 小 計							
キャッシング リボ払い 1回払い 手数料費用 ご返金対象金額 遅延損害金 増額払いお申出額 小 計							
その他請求							

今回ご請求額の元金充当額

ご利用明細

ご利用区分	ご利用日	ご利用者 区分	ご利用店	ポイント 対象	今回 回数	ご利用金額	今回の お支払い金額	備考		
								現地通貨額 手数料・利息等	通貨略称	換算レート (円)
			「ショッピング利用」							
1回払い	20250601	0	日経ID決済	*		4277	4277			0801
1回払い	20250601	0	日本海新聞	*		3300	3300			802
1回払い	20250611	0	UQ mobileご利用料金	*		3294	3294			803
回払い	20250614	0	株式会社潮出版社	*		770	770			804
1回払い	20250701	0	ニホンノウギョウシンブン	*		2403	2403			805
1回払い	20250701	0	ニホンカイケーブルネットワーク	*		10038	10038			806
1回払い	20250704	0	ソニーネットワークコミュニケーションズ	*		627	627			807
						小 計				

803

料金内訳書

<凡例> U 税込料金、* 免税料金等、# 旧税率計算対象料金

KDDI 株式会社

前田 伸一 様

ご請求コード: [REDACTED]

発行日: 2025年 6月 4日

1 頁

●UQモバイル電話料金

●合計

3,294 円

ご利用項目	金額 (円)	内訳 (円)	備考
[REDACTED]	3,294		お客様コード [REDACTED]
< 5月ご利用内訳 >	3,294		ご利用月数は2025年 6月で10ヶ月目です。
▼プラン利用料	3,950		
トクトクプラン+通話放題		4,950	基本使用料と通話放題 (1800円) の合算額です
自宅セット割		-1,000	カウント対象回線数 1台
▼オプション使用料	0		
メールサービス利用料		200	
オプション使用料割引額		-200	60歳以上通話割 (メール)
▼通話料/トクトクプラン+通話放題	42		
通話料		10,360	
SMS送信料		42	
通話放題割引額		-10,360	
▼請求総額割引	-1,000		
請求総額割引額		-1,000	60歳以上通話割
▼ユニバーサルサービス料	2		
▼電話リレーサービス料	1		
▼消費税等相当額 (10%)	299		10%消費税の課税対象額 2,995円

・通話放題または通話放題ライト、通話パック60にご加入の場合、電話きほんパック (V) の月額利用料が無料となります。

<当月ご請求金額のご案内>

作成日: 2025 年 7 月 2 日

日頃は格別のお引立ていただきましてありがとうございます。

当月のご請求金額についてご案内申し上げます。

請求年月	2025年07月01日	支払方法	クレジット
お支払金額	10,038 円	支払期日	
		支払店名	アイエヌ コピー

利 用 料 金 明 細			金額 (税引額)
請求明細をご案内申し上げます。			
[REDACTED]			1,100(990)
NET NCNひかり200メガ 2025.07月			1,870(220)
電話 <契約コード: [REDACTED] TEL: 0857752502>			4,840(1,100)
電話 ケーブルプラス電話基本料	2025.05月		1,463
電話 ユニバーサルサービス料	2025.05月		2
電話 国内通話料	2025.05月		34
電話 au携帯への通話料	2025.05月		68
電話 電話リレーサービス料	2025.05月		1
電話 発信番号表示利用料	2025.05月		440
臨時 (NET) 請求明細書発行手数料 (NET)	2025.07月		220

SEQ:00004126

按分率	1/3			
費目	伝票金額 (円)	実金額 (円)	支出内容	
調査研究費			10038-1100-1870 = 7068	
研修費				
会議費				
資料購入費				
資料作成費				
広報費				
事務所費				
事務費	7068	2356	適用年月日	伝票No
人件費			8.5	806

請求番号 362918942507_1
発行年月日 2025年7月4日

請求書



ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社

登録番号 T8010701005322

前田 伸一様

(お客様番号: [REDACTED])

2025年7月度請求金額	¥627
--------------	------

繰越請求額 (税込)	
------------	--

支払方法	クレジットカード
支払期日	クレジットカード会社の振替日

◆前月ご利用分

消費税の区分	本体価格(税抜)	消費税額	合計した対価の額(税込)
10%小計	¥570	¥57	¥627
8%小計	¥0	¥0	¥0
非課税小計	¥0	¥0	¥0
不課税小計	¥0	¥0	¥0
免税小計	¥0	¥0	¥0
合 計	¥570	¥57	¥627

■ご利用明細請求

取引年月日	取引の内容	数量	消費税率	単価	本体価格(税抜)
2025/06/30	NURO モバイル V5プラン (D) (基本使用料金)	1	10%	¥570	¥570

【特記事項】

- ・即時課金請求済み取引明細に記載のサービスは、ご契約のクレジットカードへ直接請求済みのため、「前月ご利用分」の金額には含まれません。
- ・通話料など一部のサービスは、通常より1カ月遅れでのご請求となります。
- ・即時課金済みに記載の端末料金は弊社の販売価格のため、お客さまの選択されたお支払方法により実際のご購入代金と異なる場合があります。



領収証

Apple Japan, Inc.
(Apple Japan 合同会社)

登録番号 T3011103003992

東京都港区六本木6丁目10番1号

六本木ヒルズ 〒106-6140



ご注文番号: W1541558498

ご請求番号: MB90179094

お客様番号: [REDACTED]

ご請求日: 08/18/2025

ご請求金額: 99,800 円

発行日: 08/18/2025

請求先

〒 680-0101

鳥取県

鳥取県鳥取市

福部町岩戸89

前田 伸一様

配送先

〒 680-0101

鳥取県

鳥取県鳥取市

福部町岩戸89

前田 伸一様

製品番号	製品名 / 構成	数量	単価(税込)	小計(税込)	消費税率
MD1R4J/A	iPhone 16e 128GB ホワイト Agreement No.: W1541558498	1	99,800	99,800	10%

お知らせ:

お客様のクレジットカード [REDACTED] 一括払い
[REDACTED] に対し、99,800 円を請求いたしました。

上記金額を正に領収いたしました。

領収日: 08/18/2025

小計
合計

消費税率	税抜金額 (円)	消費税 (円)	合計額 (円)
10%	90,727	9,073	99,800



請求書

Apple Japan, Inc.
(Apple Japan 合同会社)

登録番号 T3011103003992

東京都港区六本木6丁目10番1号

六本木ヒルズ 〒106-6140



ご注文番号: W1541558498

ご請求番号: MB90179094

お客様番号: [REDACTED]

ご請求日: 08/18/2025

ご請求金額: 99,800 円

ご注文日: 08/18/2025

請求先

〒 680-0101

鳥取県

鳥取県鳥取市

福部町岩戸89

前田 伸一様

配送先

〒 680-0101

鳥取県

鳥取県鳥取市

福部町岩戸89

前田 伸一様

製品番号	製品名 / 構成	数量	単価(税込)	小計(税込)	消費税率
MD1R4J/A	iPhone 16e 128GB ホワイト Agreement No.: W1541558498	1	99,800	99,800	10%

おしらせ:

お客様のクレジットカード [REDACTED] 一括払い
[REDACTED] に対し、99,800 円を請求いたしました。

小計
合計

消費税率	税抜金額 (円)	消費税 (円)	合計額 (円)
10%	90,727	9,073	99,800 99,800

領 収 証

前 田 伸 一 様

令和 7 年 8 月 2 / 日

¥ 1,100 .-

※消費税10%対象

(うち消費税10% ¥100 .-)

但し 令和7年度版 鳥取県職員名簿 代金として

上記の金額正に領収いたしました。

鳥取県東伯郡湯梨井町い長瀬818-1
勝美印刷株式会社鳥取支店

登録番号 10-00-00400-1855

支店長 田中 篤 志

TEL (0858)35-4411
FAX (0858)48-5010



按分率	10/10			
費目	伝票金額 (円)	実金額 (円)	支出内容	
調査研究費				
研修費				
会議費				
資料購入費	1100	1100		
資料作成費				
広報費				
事務所費				
事務費			適用年月日	伝票No
人件費			8.2 /	809

前田 伸一 様
¥6,086 — (内消費税 ¥553)
但し 又下付商品 代として。

支払内訳
カード ¥6,086 10%対象 ¥6,086(内消費税 ¥553)

上記の金額正に領収いたしました。
株式会社ヤマダデンキ
群馬県高崎市栄町1-1
登録番号:T2070001036729

印紙税申告納
付につき高崎
税務署承認済

※印刷面を内側に折って保管願います。

5703067015 MPAAC05NWH WH
ｼｭｰﾃﾝｸ(1:持帰 外10 ¥800
-¥40
9376834011 TRRIP25SLGLARCC SSS
ｲﾀｲﾋﾞｺﾌｨ 1:持帰 外10 ¥1,345
-¥68
9375580018 MTK4728IP5E(BLC SIC
ｲﾀｲﾋﾞｺﾌｨ 1:持帰 外10 ¥2,000
-¥100
9375433017 PMA25SHVCKKCR CR
ｲﾀｲﾀｲｸｰｽ 1:持帰 外10 ¥1,680
-¥84
9006108017 ｶｲｲﾝ社 ｷｬﾁｬ
ﾃｰｼｭｳｹｲ 1:持帰 外10 ¥0
-¥292
会員値引額計 ¥5,533
小計 ¥6,086
+消費税 OP
税込計 ¥6,086
ポイント値引
合計 ¥6,086
(内消費税 ¥553)

10%対象 ¥6,086
(内消費税 ¥553)

按分率	1/3			
費目	伝票金額 (円)	実金額 (円)	支出内容	
調査研究費			政務活動費対象 充電器のみ $(800 - 40) \times 1/1 = 836$	
研修費				
会議費				
資料購入費				
資料作成費				
広報費				
事務所費				
事務費	836	278	適用年月日	伝票No
人件費			8.24	810

議員向け勉強会

「学びの多様な化学校と

不登校支援の今」

別紙参照

按分率	10/10			
費目	伝票金額 (円)	実金額 (円)	支出内容	
調査研究費				
研修費				
会議費	3,497	3,497		
資料購入費				
資料作成費				
広報費				
事務所費				
事務費			適用年月日	伝票No
人件費			9.2	901

令和7年8月28日(木)実施
議員向け勉強会「学びの多様な学校と不登校支援の今」

【支出一覧】

経費対象	日付	事項	相手方	支出額	立替払者	関連領収書
対象	8月28日	講師交通費	全日本空輸株式会社	36,620	山本議員	01,02,03
対象	8月28日	講師交通費	日ノ丸自動車㈱	960	山本議員	01,02
対象	8月28日	講師交通費	都営浅草線・京浜急行	1,100	山本議員	01,02
対象	8月28日	会議室使用費	公益財団法人鳥取県文化振興財団	7,540	山本議員	04,
対象	8月28日	会議室設備使用費	公益財団法人鳥取県文化振興財団	6,240	山本議員	05,
合計				52,460		

【参加者ごとの負担金】

項目	全日本空輸㈱	日ノ丸自動車㈱	都営浅草線・京浜急行	公益財団法人鳥取県文化振興財団	公益財団法人鳥取県文化振興財団	合計
政務活動対象	対象	対象	対象	対象	対象	対象
市谷議員	2,442	64	73	502	416	3,497
入江議員	2,442	64	73	502	416	3,497
興治議員	2,442	64	73	502	416	3,497
尾崎議員	2,442	64	73	503	416	3,498
銀杏議員	2,442	64	73	503	416	3,498
鳥谷議員	2,441	64	74	502	416	3,497
玉木議員	2,441	64	74	502	416	3,497
浜崎議員	2,441	64	74	503	416	3,498
東田議員	2,441	64	74	503	416	3,498
福田議員	2,441	64	74	503	416	3,498
福浜議員	2,441	64	73	503	416	3,497
前住議員	2,441	64	73	503	416	3,497
前田議員	2,441	64	73	503	416	3,497
安田議員	2,441	64	73	503	416	3,497
山本議員	2,441	64	73	503	416	3,497

令和7年8月29日

鳥取県議会不登校対策を考える会 殿

文部科学省初等中等教育局児童生徒課生徒指導室

上久保 秀樹

請求書

8月28日(木)「鳥取県議会議員向け勉強会」開催の交通費について、下記の金額を
請求します。

	乗車区間	交通機関	費用
8/28 (木)	三田駅→羽田空港第1・第2ターミナル駅	都営浅草線・京浜急行	550
	羽田空港→鳥取空港	全日空	18,310
	鳥取空港→県庁・日赤前	連絡バス	480
	県庁・日赤前→鳥取空港	連絡バス	480
	鳥取空港→羽田空港	全日空	18,310
	羽田空港第1・第2ターミナル駅→三田駅	都営浅草線・京浜急行	550

合 計 ￥38,680-

令和7年8月30日

鳥取県議会不登校対策を考える会 殿

文部科学省初等中等教育局児童生徒課生徒指導室

上久保 秀樹

領 収 書

8月28日(木)「鳥取県議会議員向け勉強会」開催の交通費について、下記の金額を正に領収しました。

	乗車区間	交通機関	費用
8/28 (木)	三田駅→羽田空港第1・第2ターミナル駅	都営浅草線・京浜急行	550
	羽田空港→鳥取空港	全日空	18,310
	鳥取空港→県庁・日赤前	連絡バス	480
	県庁・日赤前→鳥取空港	連絡バス	480
	鳥取空港→羽田空港	全日空	18,310
	羽田空港第1・第2ターミナル駅→三田駅	都営浅草線・京浜急行	550

合 計 ￥38,680-

領収書

WEB fa1579e7c2-XH562-193902-0-1100

表示日 2025年08月26日(火)

ウエクボヒデキ

様

金額

¥36,620- (税込)

クレジット支払い

(消費税10%対象 ¥36,620- (税込))

航空券番号

1010449663548010

1010449663548021

照会番号

YK29NW

但し

運賃および税金・料金等

航空券発行日

2025年08月06日(水)

上記、正に領収いたしました。



A STAR ALLIANCE MEMBER

全日本空輸株式会社 All Nippon Airways Co., Ltd.

登録番号: T1010401099027

航空券明細

WEB fa1579e7c2-XH562-193902-0-1100

表示日 2025年08月26日(火)

ご搭乗者名/照会番号

ウエクボ ヒデキ様 (YK29NW)

搭乗日	便名	区間	クラス	運賃	運賃額等(税込)	運賃適用基準日
2025年08月28日(木)	ANA291	東京(羽田) - 鳥取	普通席	(往復)スーパーバリエー211	¥18,310-	2025年08月06日(水)
2025年08月28日(木)	ANA300	鳥取 - 東京(羽田)	普通席	(往復)スーパーバリエー211	¥18,310-	2025年08月06日(水)
合計金額					¥36,620-	

領 収 書

申請番号 2508001211

第 2508001211-2 号
令和 7 年 8 月 28 日

〒 680-0151
鳥取県鳥取市国府町宮下1037

鳥取県議会 不登校対策を考える会御中

下記の金額を領収いたしました。

金 6,240 円 也 (税込)

但し、とりぎん文化会館（鳥取県立県民文化会館）の下記利用料として

公益財団法人鳥取県文化振興財団

理事長 山本 仁志

連絡請求書発行事業者

登録番号：T1270008000455

〒680-0017

鳥取県鳥取市尚徳町101番地5

電話 0857-21-8700



催事区分	講演等
利用期間	令和 7 年 8 月 28 日 (木)～令和 7 年 8 月 28 日 (木)
催事名称	学びの多様化学校と不登校支援の今

名称（施設又は設備等）	利用年月日	利用時間	料金区分	利用料（税込）
拡声装置（ワイヤレスアンプ・マイク1本）	令和 7 年 8 月 28 日 (木)	13:00～17:00		1,480 円
マイク（ワイヤレス・ハンド型）	令和 7 年 8 月 28 日 (木)	13:00～17:00		1,170 円
マイク（ダイナミック型）	令和 7 年 8 月 28 日 (木)	13:00～17:00		740 円
マイクスタンド（卓上型）	令和 7 年 8 月 28 日 (木)	13:00～17:00		200 円
ビデオ・パソコンプロジェクター	令和 7 年 8 月 28 日 (木)	13:00～17:00		1,910 円
マイク（ダイナミック型）(1本)	令和 7 年 8 月 28 日 (木)	13:00～17:00		740 円

(e) 消費税率別の対象項目

減免名称

合計	6,240 円
減免額	0 円
今回領収額	6,240 円
消費税率10%対象項目計（税抜）	5,673 円
消費税率8%対象項目計（税抜）	-
消費税率	567 円
消費税率	-

備考欄：

お支払方法：クレジットカード利用

利用者ID：028314

大分県西万博視察

別紙領収書参照

宿泊費上限 18,000円

— 精求支払 18,700円

よて政務活動費は

領収書金額から 700円

差し引いた額を計上

$$42500 - 700 = 41800$$

按分率	(10/10)			
費目	伝票金額 (円)	実金額 (円)	支出内容	
調査研究費	42500	41800	JTB	
研修費				
会議費				
資料購入費				
資料作成費				
広報費				
事務所費				
事務費			適用年月日	伝票No
人件費			9.2	902



領収証 RECEIPT

登録番号 : T8010701012863

No. 2025-6675-00260

発行日 : 2025年9月2日

前田 伸一 様

下記の金額正に領収いたしました。

¥42,500*

株式会社JTB
鳥取支店
鳥取市行徳1丁目205番地

2025年6月30日～2025年7月1日

但し ご旅行代金として

※軽減税率対象

取引日	品名	単価	利用数	金額	備考	消費税
6/30	ご旅行代金	¥42,500	1	¥42,500		10%
合計				¥42,500		
代金計				(税込)	うち消費税	
				¥42,500	¥3,863	
(10%対象)				¥42,500	¥3,863	

6月27日、銀行振込にて入金

出納責任者	
取扱者	



収入
印紙

領収個所名、領収印の無いもの及び金額訂正のものは無効です。

内訳書

鳥取県議会事務局

様

万博視察(22名様)



観光庁長官登録旅行業第64号
株式会社JTB

鳥取支店

鳥取県鳥取市行徳1-205 〒680-0824

TEL 0857-22-8861 (社)日本旅行業協会正会員

掲記のご旅行の代金を次のとおりご案内申し上げます。

● ご旅行期間

令和7年6月30日(金)～7月1日(土)

支店長: 河野 明百

取扱管理者: 河野 明百

担当者:

提出日: 令和7年6月23日

旅程: 鳥取県議会→関西万博→鳥取県議会

項目	単価	利用数	料金	消費税	備考
大型バス 往路料金	6,800	22	149,600	適用	
大型バス 復路料金	7,392	22	162,624	適用	
宿泊費	18,700	22	411,400	適用	
有料道路代 往路	392	22	8,624	適用	
有料道路代 復路	426	22	9,372	適用	
駐車場代	400	22	8,800	適用	
大阪万博入場料	6,300	22	138,600	適用	
企画料金	2,090	22	45,980	適用	
合計	42,500				

旅費証明書

鳥取県議会事務局

様

高知視察(鳥取往復 日帰り)

掲記のご旅行の代金を次のとおりご案内申し上げます。

● ご旅行期間

令和7年9月8日(月)～9月9日(火)



観光庁長官登録旅行業第64号
株式会社JTB

鳥取支店

鳥取県鳥取市行徳1-205 〒680-0824

TEL 0857-22-8851 (社)日本旅行業協会正会員

支店長: 河野 明百

取扱管理者: 河野 明百

担当者:

提出日: 令和7年8月28日

旅程: 鳥取→高知→鳥取

項目	単価	利用数	料金	消費税	備考
JR 鳥取⇄高知 往復	23,420	1	23,420	適用	
バス1日利用料金	7,385	1	7,385	適用	
企画料金	1,495	1	1,495	適用	
合計	32,300				

前日伸 - 領収書

一金 5.000円 也

但し、鳥取県東部日韓親善協会令和7年度年会費
として、正に受領いたしました。

2025年 9 月 2 日
鳥取県東部地区日韓親善協会
会長 岡田 信俊



按分率	10/10			
費目	伝票金額 (円)	実金額 (円)	支出内容	
調査研究費	5000	5000		
研修費				
会議費				
資料購入費				
資料作成費				
広報費				
事務所費				
事務費			適用年月日	伝票No
人件費			9. 2	904

鳥取県東部地区日韓親善協会会則（改正後）

（名称）

第1条 本会は、鳥取県東部地区日韓親善協会と称する。

（事務局）

第2条 本会の事務局は、在日本大韓民国民間鳥取県地方本部（鳥取市行徳2丁目561番地）におく。

（目的）

第3条 本会は、日韓両国民の理解と友好を深め、親善交流を通じて、両国の平和と繁栄に寄与することを目的とする。

（事業）

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 日韓両国民の理解・親睦の強化促進に関する事業
2. 日韓両国民の文化・教育・スポーツの交流促進に関する事業
3. 日韓両国民の経済・技術の協力促進に関する事業
4. その他、本会の目的達成のために必要な事業

（会員）

第5条 本会は、本会の目的に賛同し、理事会の承認を得た個人・団体を以て会員とする。

1. 正会員 本会の目的に賛同して入会した個人及び団体で、總會における議決権を有するもの
2. 賛助会員 本会の事業を援助する個人及び団体で、總會における議決権を有しないもの
3. 名誉会員 本会の特に功勞のあった者、または学識経験者で總會の議決を以て推薦された者

（役員）

第6条 本会に次の役員をおく。役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

1. 会長は、本会を代表し、会務を統轄する。
2. 副会長は若干名とし、会長を補佐し、会長事故ある時は、理事会で定められたる順序により職務を代行する。
3. 事務局長は本会の事務・会計を担当する。
4. 理事は10名以上15名以内とし、理事会を組織して、本会の事業・会計を審議し、運営に当たる。
5. 監事は2名とし、本会の事業・会計を監査する。また理事会に出席して意見を述べることができる。
6. 顧問若干名をおき、本会の運営につき指導を受けることができる。
7. 参事若干名をおき、本会の運営につき相談することができる。

（役員の出選）

第7条 本会の役員は、次の方法により選出する。

1. 会長及び副会長は、理事の中より理事会の可決により選出する。
2. 事務局長は、理事の中から会長が指名し、理事会の承認を受ける。

前田伸一

タイムパ-7片原PC第1

登録番号

T5010801007238

適用税率10% (税込)

領収証

No.11

入庫 25/09/04 14:00:06

精算 25/09/04 17:09:23

現金

500円

耐震改修計画
岩戸海難事故] ヒアリング

按分率	10/10			
費目	伝票金額 (円)	実金額 (円)	支出内容	
調査研究費	500	500	タイムパ-7片原、 馬車代 ¥500	
研修費				
会議費				
資料購入費				
資料作成費				
広報費				
事務所費				
事務費			適用年月日	伝票No
人件費			9.4	905

ご請求内訳

ご利用区分		7/15現在の 残高	8/15現在の 左記へのご入金	今回 ご利用金額	8/15現在の 残高	今回 ご請求金額	手数料・利息 遅延損害金	今回 お支払い後残高
総額								
ショッピング	リボ払い							
	1回払い							
	2回払い							
	ボーナス払い							
	ご優待							
	ご返金対象金額							
	遅延損害金							
	増額払いお申出額							
	分割払い							
	ご優待							
	お預り金充当額							
	小計							
キャッシング	リボ払い							
	1回払い							
	手續費用							
	ご返金対象金額							
	遅延損害金							
	増額払いお申出額							
	小計							
		その他請求						

今回ご請求額の元金充当額

この利用明細

ご利用区分	ご利用日	ご利用者区分	ご利用店	ポイント対象	今回回数	ご利用金額	今回の お支払い金額	備考		
								現地通貨額 手数料・利息等	通貨略称	換算レート (円)
			「ショッピング利用」							
1 回払い	20250701	0	日経ID決済	*		4277	4277			906
1 回払い	20250701	0	日本海新聞	*		3300	3300			907
1 回払い	20250711	0	UQ mobileご利用料金	*		3264	3264			908

ご利用区分	ご利用日	ご利用者区分	ご利用店	ポイント対象	今回回数	ご利用金額	今回の お支払い金額	備考		
								現地通貨額 手数料・利息等	通貨略称	換算レート (円)
1 回払い	20250714	0	株式会社潮出版社	*		770	770	909		
1 回払い	20250801	0	ニホンノウギョウシンブン	*		2403	2403	910		
1 回払い	20250801	0	ニホンカイケーブルネットワーク	*		10224	10224	911		
払い	20250806	0	ソニーネットワークコミュニケーションズ	*		627	627	912		
						小計				

909

910

911

912

備考欄に*印のあるご利用分は、一部または全額をご入金いただいた明細です。「今回ご利用金額」へは差額を記載しております。

<ショッピングご利用のお客様へのご案内>

- ・1回払いを除き、商品の瑕疵、役務の未提供等を理由にお支払いを止めることができます場合があります（抗弁権の接続）。

<キャッシングご利用のお客様へのご案内>

- ・本ご利用明細書では、貸金業法第17条第6項に基づき、一定期間（ご利用：前月11日～今月10日／ご返済：前月16日～今月15日）におけるキャッシングサービスのご利用・ご返済に関するお取引明細を記載しております。
- ・『キャッシングご入金明細』は2025年07月10日までのご利用分に対し、2025年07月15日までのご入金の明細を表示しています。2025年08月のご利用に対するご入金については、翌月のご利用明細書でご案内いたします。
- ・お支払指定口座の表示がない場合は、お支払日までに当社が指定する口座にお振り込みください。
- ・お支払方法について、1回払いは「元利一括返済」、リボ払いは「元金定額返済」を表します。
- ・今回のご利用に際し、新たにご提出いただいた書面はございません。
- ・キャッシングサービスのご利用および返済金のお支払いをCD・ATMで行う場合の当社所定の手数料（但し、利息制限法施行令第2条に定める額を上限とします。）、カード再発行手数料*、および公租公課はお客様にご負担いただきます。
- ・一部のカードは再発行手数料はかかりません。
- ・遅延損害金は20.00%(年率)となります。
- ・当社が契約する貸金業務にかかる指定紛争解決機関の名称 日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター

908

料金内訳書

〈凡例〉 U: 税込料金、*: 免税料金等、#: 旧税率計算対象料金

KDDI 株式会社

前田 伸一 様

ご請求コード:

発行日: 2025年 7月 3日

1 頁

●UQモバイル電話料金

●合計

3,264 円

ご利用項目	金額(円)	内訳(円)	備考
	3,264		お客様コード
< 6月ご利用内訳 >	3,264		ご利用月数は2025年 7月で11ヶ月目です。
▼プラン利用料	3,950		
トクトクプラン+通話放題		4,950	基本使用料と通話放題(1800円)の合算額です
自宅セット割		-1,000	カウント対象回線数 1台
▼オプション使用料	0		
メールサービス利用料		200	
オプション使用料割引額		-200	60歳以上通話割(メール)
▼通話料/トクトクプラン+通話放題	15		
通話料		7,240	
SMS送信料		15	
通話放題割引額		-7,240	
▼請求総額割引	-1,000		
請求総額割引額		-1,000	60歳以上通話割
▼ユニバーサルサービス料	2		
▼電話リレーサービス料	1		
▼消費税等相当額(10%)	296		10%消費税の課税対象額 2,968円

・通話放題または通話放題ライト、通話パック60にご加入の場合、電話きほんパック(V)の月額利用料が無料となります。

<当月ご請求金額のご案内>

作成日: 2025 年 8 月 2 日

日頃は格別のお引立ていただきましてありがとうございます。
 当月のご請求金額についてご案内申し上げます。

お支払日	2025年08月01日	会社振込	クレジット
お支払合計額	10,224 円	支 店	
		科 目	
		通 号	
		名	株式会社 〇〇〇

利 用 料 金 明 細	金額 (値引額)
-------------	----------

請求明細をご案内申し上げます。

NET	NCNひかり200メガ	2025. 08月	4,840(1,100)
電話	<契約コード: TEL: 0867752502>		
電話	ケーブルプラス電話基本料	2025. 08月	1,463
電話	ユニバーサルサービス料	2025. 08月	2
電話	国内通話料	2025. 08月	44
電話	a u 以外携帯への通話料	2025. 08月	228
電話	電話リレーサービス料	2025. 08月	1
電話	KDDI 電話宛国内通話料	2025. 08月	16
電話	発信番号表示利用料	2025. 08月	440
臨時 (NET)	請求明細書発行手数料 (NET)	2025. 08月	220

SEQ:00003961

按分率	伝票金額 (円)	実金額 (円)	支出内容
1/3			
調査研究費			10224-1870-1100 = 7254
研修費			
会議費			
資料購入費			
資料作成費			
広報費			
事務所費			
事務費	7254	2418	適用年月日
人件費			伝票No
			9/5
			9/11

請求書号
発行年月日

362918942508_1
2025年8月6日

912

請求書



ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社

登録番号 T8010701005322

前田 伸一様

(お客様番号:)

2025年8月度請求金額	¥627
--------------	------

繰越請求額 (税込)	
------------	--

支払方法	クレジットカード
支払期日	クレジットカード会社の振替日

◆前月ご利用分

消費税の区分	本体価格(税抜)	消費税額	合計した対価の額(税込)
10%小計	¥570	¥57	¥627
8%小計	¥0	¥0	¥0
非課税小計	¥0	¥0	¥0
不課税小計	¥0	¥0	¥0
免税小計	¥0	¥0	¥0
合 計	¥570	¥57	¥627

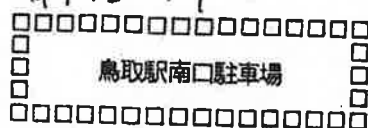
■ご利用明細請求

取引年月日	取引の内容	数量	消費税率	単価	本体価格(税抜)
2025/07/31	NURO モバイル VSプラン (D) (基本使用料金)	1	10%	¥570	¥570

【特記事項】

- ・即時課金請求済み取引明細に記載のサービスは、ご契約のクレジットカードへ直接請求済みのため、「前月ご利用分」の金額には含まれません。
- ・通話料など一部のサービスは、通常より1カ月遅れでのご請求となります。
- ・即時課金済みに記載の端末料金は弊社の販売価格のため、お客さまの選択されたお支払方法により実際のご購入代金と異なる場合があります。

前田 伸一



鳥取駅南口駐車場

領 収 証

入庫日時 2025年09月08日 06時49分
出庫日時 2025年09月08日 22時15分
No.20-002014 券No.01-758280

駐車料金 (一般) 900円

料金計 900円

投入現金 1,000円

釣銭額 100円

全て消費税10%適用対象
登録番号: T9000020312011
鳥取市

按分率	10/10			
費目	伝票金額 (円)	実金額 (円)	支出内容	
調査研究費	900	900	水産課連 高知視察 鳥取駅南口P ¥900	
研修費				
会議費				
資料購入費				
資料作成費				
広報費				
事務所費				
事務費			適用年月日	伝票No
人件費			9.8	913

〒689-0101
鳥取県
鳥取市福部町岩戸89

914

鳥取県議会議員
前田 伸一

様

お客様番号



領収証

鳥取県議会議員
前田 伸一

様

領収金額 132,000円
(消費税等 12,000円を含む)

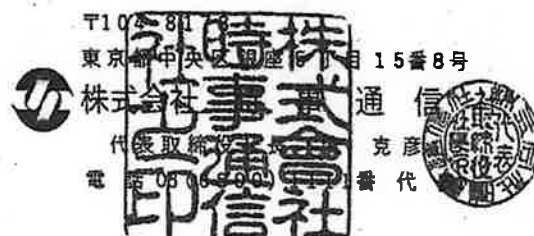
領収日 令和 7年 9月 9日
領収番号 4196115

期 間 令和 7年 4月 1日~令和 8年 3月 31日

▼この件についてのお問い合わせ先
鳥取支局 (TEL:0857-22-2800)

種類	配信先(敬称略)	数量	月額	月数	領収金額
JAMP(時事行財政情報エ)	鳥取県議会議員 前田 伸一	1	10,000	12	120,000
		10%	【対象金額】 【消費税等】		120,000 12,000

上記の通り領収いたしました。



〒689-0101
鳥取県
鳥取市福部町岩戸89

914

鳥取県議会議員
前田 伸一

様

お客様番号

請求書

鳥取県議会議員
前田 伸一

様

請求金額 132,000円
(消費税等 12,000円を含む)

請求日 令和 7年 3月 28日
請求番号 4196115

請求期間 令和 7年 4月 1日~令和 8年 3月 31日
(支払期日 令和 7年 4月30日)

▼この件についてのお問い合わせ先
鳥取支局 (TEL:0857-22-2800)

種類	配信先(敬称略)	数量	月額	月数	請求金額
JAMP(時事行財政情報モニター)	鳥取県議会議員 前田 伸一	1	10,000	12	120,000
		10%	【対象金額】 【消費税等】		120,000 12,000

振込人名の先頭に請求番号を入力して下さい。
送金手数料はお客様負担でお願いします。契約内容のお問合せは上記までお願いします。
発行責任者 経理局長 連絡先 03-3524-6081
事務担当者 集計部長 連絡先 03-3524-6100

下記の金融機関へお振り込み下さい。口座名義人は「株式会社時事通信社 カジジツウシツヤ」です。

みずほ銀行	内幸町営業部	普通 1598455
三井住友銀行	日比谷支店	普通 0930051
三菱UFJ銀行	虎ノ門支店	普通 2043260
りそな銀行	虎ノ門支店	普通 2071079
横浜銀行	新橋支店	普通 0125917



ご利用明細票

お取扱日	店番	取扱番号
07-09-11	52087	A93120003
取扱店	7ヶハ	
払込口座	00160-4 900496	
払込金額	*11,220	料金 *0

入金額 *11,220
おつり *0

振替受付票
 払込みの証拠となるものですから大切に保存して下さい。
 料金には、消費税等が含まれています。
 (銀行)

カード入会特典！
最大1.5万円キャッシュバック！

印紙税申告納
付につき趣町
税務署承認済

按分率	10/10			
費目	伝票金額 (円)	実金額 (円)	支出内容	
調査研究費			福祉新聞 R.7.10 ~ R.8.3	
研修費				
会議費				
資料購入費	11220	11220		
資料作成費				
広報費				
事務所費				
事務費			適用年月日	伝票No
人件費			9.11	915

■定期購読の更新について（毎週火曜日・年48回発行）

定期購読は、自動更新でご案内しております。中止の場合は、書面（Email）にてご連絡下さい。

更新手続きが期限を過ぎる場合は、「購読・支払」アドレスまでご連絡下さい。

お客様都合による途中解約は、お受けできない場合がございます。予めご了承下さい。

■購読料支払（ゆうちょ銀行）

同封の払込取扱票をご利用ください。振込手数料は弊社で負担いたします。

■購読料支払（ゆうちょ銀行以外）

振込手数料は、振込人負担となります。

お振込みの際に、振込依頼人名の前に数字7ケタの購読者番号をご記入下さい。

■更新についてのお問い合わせ（Emailアドレス）

購読・支払：fs-keizoku@fukushishimbun.co.jp

書类等発行：fs-0433@fukushishimbun.co.jp



ホームページ：https://www.fukushishimbun.co.jp/edit

同封内容をご確認ください

- 1 請求書・見積書（本状）
- 2 購読継続のお願い（払込取扱票）

2025FS0902

915

福祉新聞購読料請求書

請求№：180232

689-0101

鳥取市福部町岩戸89

発行日 2025年9月5日

〒100-0013

東京都千代田区霞が関3丁目3番1号 尚友会館1階

前田伸一様

購読者番号：[REDACTED]

A-0000612#

株式会社 福祉新聞社

代表取締役 松寿

代表取締役 松寿

TEL 03-3581-0431 FAX 03-3581-0433

Email fs-keizoku@fukushishimbun.co.jp

下記のとおり、ご請求いたします。

金額	購読期間	単価	部数	月数	うち消費税額
11,220 円 (消費税10%・送料込)	2025年10月～2026年03月	1,870	1	6	1,020

適格請求書発行
事業者登録番号 T7-0104-0104-5603

(毎週火曜日・年48回発行)

振込先銀行

責任者：総務部
担当者：（販売）[REDACTED]（経理）[REDACTED]
Email：fs-0433@fukushishimbun.co.jp

みずほ銀行・虎ノ門支店（0001-046）当座 0108594
三井住友銀行・霞が関支店（0009-639）普通 6574950
ゆうちょ銀行・019支店（9900-019）当座 0071762
振替口座 00140-2-71762

口座名義 株式会社 福祉新聞社

福祉新聞購読料見積書

帳票№：180232

689-0101

鳥取市福部町岩戸89

発行日 2025年9月5日

〒100-0013

東京都千代田区霞が関3丁目3番1号 尚友会館1階

前田伸一様

購読者番号：[REDACTED]

A-0000612#

株式会社 福祉新聞社

代表取締役 松寿

代表取締役 松寿

TEL 03-3581-0431 FAX 03-3581-0433

Email fs-keizoku@fukushishimbun.co.jp

下記のとおり、お見積いたします。

金額	購読期間	単価	部数	月数	うち消費税額
11,220 円 (消費税10%・送料込)	2025年10月～2026年03月	1,870	1	6	1,020

(毎週火曜日・年48回発行)

領 収 書
前田伸一様

¥ 10,000 円也

ただし、全国手話通訳問題研究会鳥取支部2025（令和7）年度会費
として上記のとおり領収しました。

2025年9月18日

担当者

※個人情報の取り扱いについては、支部が事務局だより等広報物の送付、
各種（本部及び中国ブロック、支部）調査用紙の送付、各グループの連
絡や送付に利用させていただきます。なお、一般社団法人になり個人情
報のうち、氏名、住所、年代、性別は本部に提出します。
会員名簿は配布いたしません。

按分率	10/10			
費目	伝票金額（円）	実金額（円）	支出内容	
調査研究費	10,000	10,000	全通研 会費	
研修費				
会議費				
資料購入費				
資料作成費				
広報費				
事務所費				
事務費			適用年月日	伝票No
人件費			9.18	916

一般社団法人全国手話通訳問題研究会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人全国手話通訳問題研究会（以下「本会」という）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を京都府京都市上京区に置く。

2 本会は、理事会の決議を経て、日本国内の必要な地に従たる事務所を置くことができる。これを変更または廃止する場合も同様とする。

(支部)

第3条 本会は、各都道府県に一つの支部をおく。ただし、支部は別の法人格を有し、ないし人格なき社團として活動するものとする。

(ブロック)

第4条 本会は、別に定めるブロックをおく。

第2章 目的及び事業

(目的)

第5条 本会は、手話及び手話通訳、ならびに聴覚障害者問題についての学習・研究活動を行い、手話にかかわる人々の組織化を図るとともに、財団法人全日本ろうあ連盟の運動をはじめとする聴覚障害者運動と連帯し、もって聴覚障害者福祉と手話通訳者の社会的地位の向上をめざすことを目的とする。

(事業)

第6条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 研究会・集会等の開催
- (2) 研究・活動成果の交流と理論化の促進
- (3) 機関誌紙・研究図書等の発行
- (4) 聴覚障害者問題の理解の促進
- (5) 手話の研究・保存・普及
- (6) 聴覚障害者福祉にかかわる人々との交流と連携
- (7) 手話通訳労働にかかる調査・研究及び必要な提言
- (8) 関係諸団体・研究機関との提携
- (9) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第7条 本会の公告は、電子公告とする。

2 本会の公告が、事故その他やむを得ない事由によって電子公告が行えない場合には、官報に掲載する方法によりこれを行う。

第3章 会員

(資格)

第8条 本会の会員は、会の目的に賛同し、当該年度において会費を納入した個人とする。

2 会員は、支部に所属しなければならない。なお、所属する支部は、原則として居住地、または在勤地の支部とする。

(権利及び義務)

第9条 会員は、本会に対し「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」（以下「法人法」という）に定められた以下の社員の権利を社員と同様に行使することができる。

- (1) 法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）
- (2) 法人法第57条第4項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）

2 会員は、代議員選出のための選挙権及び被選挙権を持つ。

(入会)

第10条 入会は、代議員会の決議により別途定める「一般社団法人全国手話通訳問題研究会運営規則」（以下「運営規則」という）に従い、所定の入会申込書を各支部に提出することにより行う。

(会費)

第11条 会員は、代議員会において別に定める会費を、納入しなければならない。

2 支部は、支部において定める支部会費を、ブロック組織は、ブロック組織において定めるブロック会費を、徴収することができる。

(資格の喪失)

第12条 会員は、次の各号の一に該当する場合はその資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 死亡したとき、もしくは失踪宣告を受けたとき
- (3) 理事会及び代議員会の決議により除名されたとき
- (4) 本会が解散したとき

(退会)

第13条 会員は、別に定める退会届の提出により、任意に退会することができる。ただし、納入した会費等については、これを返還しない。

(除名)

第14条 会員が次の各号の一に該当するときは、法人法第49条第2項に定める総代議員数の半数以上であって、総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によりこれを除名することができる。ただし、その会員に対し、弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本会の定款及び規則に違反したとき
- (2) 本会の名誉を傷つけ、または本会の目的に反する行為をしたとき
- (3) 当該会員の所属する支部の支部長から付議があったとき
- (4) その他、相当する事由が認められるとき

2 第1項により除名が議決されたときは、その会員及び所属支部に対し、これを通知するものとする。

第4章 代議員

(定数)

第15条 本会に47名以上235名以下の代議員をおく。代

議員の数は代議員会の決議により定める「一般社団法人全国手話通訳問題研究会運営規則」(以下「運営規則」という)により別途定める。

(選 任)

第16条 代議員は、各支部において、毎年4月末日までに会員による選挙により会員の中から選出する。代議員をもって法人法における社員とする。

2 代議員は第30条の役員を兼ねることができない。

3 代議員の選挙は「一般社団法人全国手話通訳問題研究会選挙規則」(以下「選挙規則」という)に基づき各支部が定めた方法により行う。

4 代議員の欠員が生じた場合は、各支部は、速やかに欠員を補充する。

5 理事または理事会は代議員を選出することはできない。

(職務・権限)

第17条 代議員は法人法における社員として代議員会に出席し、代議員会での議決権を有するものとする。

(任期・地位)

第18条 代議員の任期は、4月1日から翌年の3月31日までとする。ただし代議員の選出が4月1日以降になった場合はその選出の翌日から翌年の3月31日までとする。この場合4月1日から選出の日まで前年度の代議員を当該年度の代議員とみなす。なお代議員は再任を妨げない。

2 代議員が法人法に基づく、代議員会決議取り消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴えを提起している場合には当該訴訟が解決するまでの間、当該代議員は社員としての地位を失わない。

3 欠員または増員により選任された代議員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

4 代議員は、その辞任または任期満了後でも後任者が就任するまでは、その任務を行う。

5 代議員は、会員としての資格を喪失した場合は、その地位を失う。

(報 酬)

第19条 代議員は無報酬とする。

第5章 代議員会

(構 成)

第20条 本会の代議員会は、すべての代議員をもって構成し、法人法上の社員総会とする。

尚、本会における社員は当然に代議員となる。

(権 限)

第21条 代議員会は、法人法に定める事項及びこの定款で定める事項を議決する。

- (1) 会員の除名
- (2) 役員の選任及び解任、代議員の解任
- (3) 役員等の報酬の額またはその規定
- (4) 各事業年度の事業計画及び収支予算
- (5) 各事業年度の事業報告及び計算書類等の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分

(8) 会費の金額

(9) その他理事会において代議員会に付議した事項
(開 催)

第22条 本会の代議員会は、定時代議員会及び臨時代議員会とする。定時代議員会は毎事業年度終了後、2ヵ月以内に開催し、臨時代議員会は、必要に応じて開催する。

(招 集)

第23条 代議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 会長は、総代議員の議決権の5分の1以上の議決権を有する代議員から、会長に対し、代議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、代議員会の招集の請求があった場合は代議員会を招集しなければならない。

3 代議員会を招集するには、会長は、代議員会の日の2週間前までに、代議員に対して必要事項を記載した書面をもって通知を発する。

(議 長)

第24条 代議員会の議長は、代議員会において、代議員の中から選任する。

(議決権)

第25条 代議員は、代議員会において各1個の議決権を有する。

(決 議)

第26条 代議員会の決議は、法令またはこの定款に別段の定めがある場合を除き、総代議員の議決権の過半数が出席し、出席した代議員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総代議員の半数以上であって総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(書面による議決権の行使)

第27条 代議員会に出席できない代議員は、議決権行使書をもって議決権を行使することができる。この場合においては、その議決権の数を前条の議決権の数に参入する。

(議決権の代理行使)

第28条 代議員は、委任状その他の代理権を証明する書面を会長に提出して、議長または他の代議員である代理人によって議決権を行使することができる。この場合、代議員は出席したものとみなす。

(議事録)

第29条 代議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事2名以上がこれに記名押印するものとする。

2 議事録は速やかに全会員に公開し、議決事項を知らせるものとする。

- 3 議事録は代議員会の日から10年間、主たる事務所に備え置く。

第6章 役員等

(種類及び定数)

第30条 本会には、次の役員を置く。

- (1) 理事18名以上36名以下
 - (2) 監事2名以下
- 2 理事のうち1名を代表理事とし、代表理事をもって会長とする。また、理事のうち若干名を副会長とする。理事のうち10名以内を執行理事とする。

(選任等)

第31条 理事及び監事は、選挙規則に基づき、代議員会の決議により会員の中から選任する。

- 2 会長、副会長及び執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

- 3 監事は理事または使用人を兼ねることができない。

(理事の職務・権限)

第32条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、本会の業務を分担執行する。

- 2 会長は本会を代表し、業務の執行を統括する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長の業務を分担執行する。
- 4 理事及び執行理事の権限は理事会が別に定める職務権限規定による。
- 5 会長、副会長及び前項の業務を執行する理事は、毎事業年度ごとに4ヵ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第33条 監事は、理事の職務の執行を監査し、計算書類及び事業報告書並びにこれらの付属明細書を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第34条 理事の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時代議員会の終結のときまでとし、再任を妨げない。尚、代議員会の決議によってその任期を短縮することができる。

- 2 監事の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時代議員会の終結のときまでとし、再任を妨げない。
- 3 補欠または増員により選任された理事の任期は、前任者または在任者の残任期間とする。
- 4 補欠として選任された監事の任期は、前任者または在任者の残任期間とする。
- 5 役員は、その辞任または任期満了後でも後任者が就任するまでは、その職務を行う。

(解任)

第35条 役員が次の各号の一に該当するときは、代議員会において解任することができる。ただし、監事を解任する場合は総代議員数の半数以上であって、総代議

員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議に基づいて行わなければならない。なお、議決する前に理事会及び代議員会でその役員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務に違反し、またはその職務を怠ったとき
- (3) その他、役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき

(報酬等)

第36条 役員は無報酬とする。ただし常勤の役員に対しては、代議員会において定める総額の範囲内で、代議員会において別に定める報酬などの支給の基準にしたがって算定した額を報酬などとして支給することができる。

(責任の免除または限定)

第37条 本会は、法人法第114条第1項の規定により、役員等が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として理事会の決議により免除することができる。

第7章 理事会

(構成)

第38条 本会に理事会をおき、理事会はすべての理事をもって構成する。

(権限)

第39条 理事会は、本定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 会長、副会長及び執行理事の選定及び解職
- 2 執行理事会は、業務の執行を監督する。執行理事会については、一般社団法人全国手話通訳問題研究会運営規則により定める。

(招集)

第40条 理事会は会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。
- 3 会長以外の理事は、法人法第93条第2項により、会長に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。
- 4 前項の規定による請求があった日から五日以内に、その請求があった日から二週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。
- 5 理事会を招集する者は、理事会の日時、場所、目的、その他必要な事項を記載した書面または電磁的方法により、理事会の日の1週間前までに各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。
- 6 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議 長)

第41条 理事会の議長は、会長または副会長がこれに当たる。

(決 議)

第42条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第43条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 会長及び議長が指名する出席した理事2名並びに監事は、前項の議事録に署名し、または記名押印する。

第8章 財産及び会計

(剰余金の分配の制限)

第44条 本会は、会員、代議員その他の者に対し、剰余金の分配をすることができない。

(事業年度)

第45条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業報告及び決算)

第46条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を得たうえで、定時代議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の書類のほかに、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、代議員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第9章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第47条 本会は、代議員会において、総代議員数の半数以上であって総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により定款を変更することができる。

(解 散)

第48条 本会は、代議員会において、総代議員数の半数以上であって総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議による議決、その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第49条 本会が解散等により清算するときに有する残余財産は、代議員会の決議により、本会と類似の目的を有する他の公益法人または国、もしくは地方公共団体に寄付するものとし、分配は行わない。

第10章 委員会

(専門部会)

第50条 理事会は本会の事業を推進するために一般社団法人全国手話通訳問題研究会運営規則により委員会を設置することができる。

第11章 事務局

(設 置)

第51条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会で定める。

第12章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第52条 本会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(個人情報の保護)

第53条 本会は業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

付 則

この定款は、2011年5月4日に改定し、2011年4月1日から適用する。

ご利用明細書

2025年09月15日発行

前田 伸一 様

キャッシング設定日
ご利用カード
会員番号

ご請求金額
お支払日

2025年10月06日

金融機関名
支店名
科目・口座
口座名義

前田 伸一

口座へのご準備はお支払日の前日(金融機関営業日)までをお願いいたします。

アイテム交換受付期間：2024年10月1日～2025年9月末日

ポイント残高	:	0
内2024年度分	:	0
内2025年度分	:	

「」は2025年9月末日まで有効(2025年9月末日までにお申し込みがなければポイントは無効となります。)
「」は2026年9月末日まで有効(「」でもご利用いただけます。)

ポイント獲得期間：2025年10月5日～2026年9月5日お引き落とし分

アイテム交換受付期間：2025年10月1日～2026年9月末日

本カードでの 今月獲得	通常(当月利用) ボーナス	:	0
----------------	------------------	---	---

「」の獲得ポイントは、10月1日よりアイテム交換を受付いたします。
「」のアイテム交換にはご利用いただけませんので、予めご了承ください。

「ご利用可能枠」のご案内

ご利用可能枠		利率(実質年率)	お支払いコース・回数など
ショッピング			
	分割払い		
	リボ		
キャッシング			
内枠	1回払い		
	リボ		

ご請求内訳

ご利用区分	8/15現在の 残高	9/15現在の 左記へのご入金	今回 ご利用金額	9/15現在の 残高	今回 ご請求金額	手数料・利息 ・遅延損害金	今回 お支払い後残高
総額							
リボ払い							
1回払い							
2回払い							
ショッピングボーナス払い							
ご優待							
ご返金対象金額							
遅延損害金							
増額払いお申出額							
分割払い							
ご優待							
お預り金充当額							
小計							
リボ払い							
1回払い							
手続費用							
ご返金対象金額							
遅延損害金							
増額払いお申出額							
小計							
その他請求							

今回ご請求額の元金充当額

ご利用明細

ご利用区分	ご利用日	ご利用 者区分	ご利用店	ポイ ント 対象	今回 回数	ご利用金額	今回の お支払い金額	備考		
								現地通貨額 手数料・利息等	通貨略称	換算レート (円)
			「ショッピング利用」							
1回払い	20250801	0	日経ID決済	*		4277	4277			1001
1回払い	20250801	0	日本海新聞	*		3300	3300			1002
1回払い	20250811	0	UQ mobileご利用料金	*		3345	3345			1003
1回払い	20250814	0	株式会社潮出版社	*		770	770			1004
1回払い	20250901	0	ニホンノウギョウシンブン	*		2403	2403			1005
1回払い	20250901	0	ニホンカイケーブルネットワーク	*		11057	11057			1006
1回払い	20250904	0	ソニーネットワークコミュニケーションズ	*		627	627			1007
1回払い	20250906	0	シユレッツダーイチバ	*		34800	34800			1008
						小計				

1003

料金内訳書

<凡例> U:税込料金、*:免税料金等、#:旧税率計算対象料金

KDDI 株式会社

前田 伸一 様

ご請求コード: [REDACTED]

発行日: 2025年 8月 3日

1 頁

●UQモバイル電話料金

●合計

3,345 円

ご利用項目	金額 (円)	内訳 (円)	備考
	3,345		お客様コード [REDACTED]
< 7月ご利用内訳 >	3,345		ご利用月数は2025年 8月で 1年 0ヶ月目です。
▼プラン利用料	3,950		
トクトクプラン+通話放題		4,950	基本使用料と通話放題 (1800円) の合算額です
自宅セット割		-1,000	カウント対象回線数 1台
▼オプション使用料	0		
メールサービス利用料		200	
オプション使用料割引額		-200	60歳以上通話割 (メール)
▼通話料/トクトクプラン+通話放題	87		
通話料		12,260	
SMS送信料		87	
通話放題割引額		-12,260	
▼請求総額割引	-1,000		
請求総額割引額		-1,000	60歳以上通話割
▼ユニバーサルサービス料	3		
▼電話リレーサービス料	1		
▼消費税等相当額 (10%)	304		10%消費税の課税対象額 3,041円

・通話放題または通話放題ライト、通話パック60にご加入の場合、電話きほんパック (V) の月額利用料が無料となります。

<当月ご請求金額のご案内>

作成日: 2025 年 9 月 2 日

日頃は格別のお引立ていただきましてありがとうございます。

当月のご請求金額についてご案内申し上げます。

お支払日	2025年09月01日
お支払合計額	11,057 円

金庫印	クレジット
支店	
科目	
番号	
名称	マエタ シンイチ

利 用 料 金 明 細	金額 (値引額)
請求明細をご案内申し上げます。	



NET	NCNひかり200メガ	2025.09月	4,840(1,100)
電話	<契約コード: TEL: 0857762502>		
電話	ケーブルプラス電話基本料	2025.07月	1,463
電話	ユニバーサルサービス料	2025.07月	3
電話	国内通話料	2025.07月	942
電話	au以外携帯への通話料	2025.07月	52
電話	電話リレーサービス料	2025.07月	1
電話	KDDI 電話宛国内通話料	2025.07月	126
電話	発信番号表示利用料	2025.07月	440
臨時 (NET)	請求明細書発行手数料 (NET)	2025.09月	220

SEQ:00003720

按分率	1/3		
費目	伝票金額 (円)	実金額 (円)	支出内容
調査研究費			11057-1100-1870 = 8087
研修費			
会議費			
資料購入費			
資料作成費			
広報費			
事務所費			
事務費	8087	2695	適用年月日
人件費			10.6
			伝票No
			1006

請求番号

362918942509_1

発行年月日

2025年9月4日

請求書



ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社

登録番号 T8010701005322

前田 伸一様

(お客様番号:)

2025年9月請求金額	¥627
-------------	------

繰越請求額 (税込)	
------------	--

支払方法	クレジットカード
支払期日	クレジットカード会社の振替日

◆前月ご利用分

消費税の区分	本体価格(税抜)	消費税額	合計した対価の額(税込)
10%小計	¥570	¥57	¥627
8%小計	¥0	¥0	¥0
非課税小計	¥0	¥0	¥0
不課税小計	¥0	¥0	¥0
免税小計	¥0	¥0	¥0
合 計	¥570	¥57	¥627

■ご利用明細

取引年月日	取引の内容	数量	消費税率	単価	本体価格(税抜)
2025/08/31	NURO モバイル VSプラン (D) (基本使用料金)	1	10%	¥570	¥570

【特記事項】

- ・即時課金請求済み取引明細に記載のサービスは、ご契約のクレジットカードへ直接請求済みのため、「前月ご利用分」の金額には含まれません。
- ・通話料など一部のサービスは、通常より1カ月遅れでのご請求となります。
- ・即時課金済みに記載の端末料金は弊社の販売価格のため、お客さまの選択されたお支払方法により実際のご購入代金と異なる場合があります。

領収書

発行日 : 2025年11月02日

注文番号 : 808281007

前田 伸一 様

¥ 34,800- (税込)

但 品代

2025年8月28日 上記正に領収いたしました

〒711-0937 岡山県倉敷市児島神田町1889

アイティサプライ株式会社
シュレッダー市場TEL 086-231-6311
<https://shred18.com/>
E-mail : info@shred18.com

購入明細

注文日 : 2025年8月28日 ご注文番号 : 808281007

※ご請求額には消費税 (10%) が含まれています。

商品コード	商品名	単価 (円)	注文個 数	小計 (円)
SHD021	60分連続 業務用 電動シュレッダー 20枚細断 A4 クロスカット ホッチキス/CD/DVD/ カード対応 400-PSD021	¥ 34800	1	¥ 34800
小計				¥34,800
送料				¥0
合計				¥34,800
税抜金額				¥31,636
消費税額(10%)				¥3,164

登録番号 : T7-2600-0101-1773

領収書
前田 伸一様¥37,190 (税込)
(クレジット支払い ¥37,190含む)

(消費税 10 %対象 ¥37,190 (税込))

印紙税申告納
付につき
税務署承認済但し、旅客運賃料金として、
上記の金額正に領収致しました。
全日本空輸株式会社

1. 2025年10月 8日 ANA 300 便 鳥取⇒東京

購入日: 25-10-08 発行所: トリノカ
発行日: 25-10-08 TKT: QKJ79J 登録証号: T1010401099027本領収書は再発行不可となります。
座番: 3948 * 19785

10/10

領収証

利用年月日 2025年10月08日

前田 伸一

取引内容 (税率: 10%)
乗車券発売
ご利用金額 670円・ 毎度ありがとうございます。
・ この領収証は大切に保存してください。羽田
発売駅名 羽田空港第2
号機番号 券目 13
伝票番号 1921
登録番号 T4010401020947
東京モノレール株式会社

→新橋

10/11

東京メトロ 領収書

・ ご利用ありがとうございます。
・ この領収証は大切に保存してください。

お取引内容: 乗車券 ¥180

前田 伸一

上記金額を領収いたしました。

ご利用日付 2025年10月08日
時刻 20時42分

新橋→芋場町

伝票番号: 54538
東京地下鉄株式会社

地 新橋駅 券01発行

按分率	10/10		
費目	伝票金額 (円)	実金額 (円)	支出内容
調査研究費	38,040	38,040	ANA 鳥取⇒羽田 37190
研修費			東京モノレール
会議費			羽田⇒新橋 670
資料購入費			東京メトロ
資料作成費			新橋⇒芋場町
広報費			180
事務所費			計 38,040
事務費			適用年月日
人件費			伝票No.
			10.8
			1009~1011

領収書 兼 利用明細書

前田 伸一 様

領収金額	¥25,500
宿泊代	¥25,300
**宿泊税	¥200
小計	¥25,500
(10%対象 ¥25,300 内消費税	¥2,300)
(8%対象 ¥0 内消費税	¥0)
宿泊税	¥200
合計	¥25,500

* 軽減税率適用 ** 課税対象外

現金 ¥25,500

宿泊期間: 2025/10/08 - 2025/10/08

アパホテル<茅場町 八丁堀駅前>

〒103-0025

東京都中央区日本橋茅場町3-8-5

TEL:(03)5645-5811

FAX:(03)5645-5812

アパホテル株式会社

登録番号: T4010401043403

取引番号: 251008000104593

担当者



収入印紙

・本領収書は再発行できません。2025/10/08

按分率	10/10			
費目	伝票金額 (円)	実金額 (円)	支出内容	
調査研究費	25500	25500	アパホテル 茅場町八丁堀駅前 ¥25500	
研修費				
会議費				
資料購入費				
資料作成費				
広報費				
事務所費				
事務費			適用年月日	伝票No
人件費			10.8	10/2

1013



領収書

●ご利用ありがとうございます。
●この領収書は大切に保存してください。

お取引内容: きっぷ ¥180※

前田 伸一

※ 上記金額を領収いたしました。
※ 課税10%対象

ご利用日付 2025年10月09日

時刻 08時37分

茅場町 → 口会議事堂

伝票番号: 31513

東京地下鉄株式会社

登録番号: T4010501022810

茅場町駅 券口1発行

1015

領収証 前田 伸一様

ご利用日付 2025年10月09日

時刻 14時25分

取引内容: 乗車券類 (税率: 10%)

購入金額: 金150円

お支払方法 内訳

現金: 金150円

新橋 → 汐松町

伝票番号: 63010

●この領収証は大切に保存してください。
●ご利用ありがとうございます。

新橋駅 券302発行

登録番号: T8011001029597 JR東日本

1014



領収書

●ご利用ありがとうございます。
●この領収書は大切に保存してください。

お取引内容: きっぷ ¥180※

前田 伸一

※ 上記金額を領収いたしました。

※ 課税10%対象

ご利用日付 2025年10月09日

時刻 14時04分

口会議事堂 → 新橋

伝票番号: 34078

東京地下鉄株式会社

登録番号: T4010501022810

新橋駅 券口2発行

1016

領収証

ご利用日付 2025年10月09日

時刻 14時32分

前田 伸一

取引内容: 精算連絡券

購入金額: 金520円

お支払方法 内訳

現金: 金520円

汐松町 → 羽田

伝票番号: 28666

●この領収証は大切に保存してください。
●毎度ありがとうございます。

浜松町駅 精111発行

東京モノレール株式会社

按分率	10/10		
費目	伝票金額 (円)	実金額 (円)	支出内容
調査研究費	1030	1030	東京メトロ
研修費			茅場町 → 口会議事堂 180
会議費			口会議事堂 → 新橋 180
資料購入費			JR東
資料作成費			新橋 → 汐松町 150
広報費			東京モノレール
事務所費			汐松町 → 羽田 520
事務費			適用年月日
人件費			伝票No
			10.9
			1013 ~ 1016

1030

ANA A STAR ALLIANCE MEMBER

領収書
前田 伸一様

¥37,190 (税込)
(クレジット支払い ¥37,190含む)
(消費税 10 %対象 ¥37,190 (税込))

印紙税申告納
付につき
税務署承認済

但し、旅客運賃料金として、
上記の金額正に領収致しました。
全日本空輸株式会社

1. 2025年10月 9日 ANA 297 便 東京⇒鳥取

購入日: 25-10-08 発行所: 羽田939

発行日: 25-10-09 TKT: MKEFGM 登録番号: T1010401099027

本領収書は再発行不可となります。

通帳番号: 3298 * 19785

按分率	10/10		
費目	伝票金額 (円)	実金額 (円)	支出内容
調査研究費	37.190	37.190	ANA 羽田⇒鳥取 ¥37.190
研修費			
会議費			
資料購入費			
資料作成費			
広報費			
事務所費			
事務費			適用年月日
人件費			伝票No
			10.9
			1017

だんぜんダイソー
D&ISO

領収証
前田伸一様

No. 99999992-3391-3931
2025年10月12日
[担当: 99999992]

¥330-

(うち、消費税等 30円)

但し、
売上引No.: 3931

として上記正に領収いたしました

(うち、クレジット等 330円を含む)

ダイソー ホック皆生店
TEL: 082-420-0100

<令頁収証正日月系田>

2025年10月12日(日) 15:43

レシNo.: 0003 責: 99999992

サラサRバック05白軸黒 ¥100外

両面テープ(透明、強力、 ¥100外

ダブルクリップ 挟口51 ¥100外

小計 3点 ¥300

10%税抜対象額 ¥300

10%税額 ¥30

合計 ¥330

お釣り ¥0

登録番号 T7240001022681

(ボールペン)

按分率	1/3		
費目	伝票金額(円)	実金額(円)	支出内容
調査研究費			ダイソー 文房具 ¥330
研修費			
会議費			
資料購入費			
資料作成費			
広報費			
事務所費			
事務費	330	110	適用年月日
人件費			伝票No
			10/12
			1018

ANA A STAR ALLIANCE MEMBER

領 収 書

前田 伸一様

¥36,620 (税込)

(クレジット支払い) ¥36,620含む

(消費税 10 %対象 ¥36,620 (税込))

印紙税申告納
付につき
税務署承認済但し、旅客運賃料金として、
上記の金額正に領収致しました。

全日本空輸株式会社

1. 2025年10月19日 ANA 292 便 鳥取⇒東京
2. 2025年10月21日 ANA 291 便 東京⇒鳥取

購入日: 25-09-25 発行所: 19197770

発行日: 25-10-19 TKT: RKFVMB 登録番号: T1010401099027

本領収書は再発行不可となります。

請求番号: 3948 * 19785

按分率	10/10			
費目	伝票金額 (円)	実金額 (円)	支出内容	
調査研究費	36620	36620	ANA 鳥取 ↔ 羽田 往復 ¥36,620	
研修費				
会議費				
資料購入費				
資料作成費				
広報費				
事務所費				
事務費			適用年月日	伝票No
人件費			10.19	1020

1021

NO.68488

領 収 書

前田 伸一 様

金額 ￥330-

羽田 → 品川

※課税10%対象 ￥330-

2025年10月19日

上記金額正に領収いたしました

但し、乗車券 代金として

羽田空港1・2駅発行 2106

京浜急行電鉄株式会社

登録番号: T7010401009277

1023

領 収 書

Receipt

領収年月日

2025.10.19

登録番号: T9011001029597

金額

¥4,880

税10%

日立 → 品川

上記金額正に領収いたしました

購入商品 JR乗車券類

(20065 1枚)

東日本旅客鉄道株式会社

日立駅VF1発行

30066-02

印紙税申告納
付につき波谷
税務署承認済

1022

領 収 書

Receipt

領収年月日

2025.10.18

登録番号: T1120001059675

金額

¥4,880 (消費税等込み)

税10%

(クレジット扱い)

購入商品 JR乗車券類

(40368 1枚)

西日本旅客鉄道株式会社

鳥取駅N2発行

50369-01

印紙税申告納
付につき大淀
税務署承認済

品川 → 日立

1024

領収書

前田 伸一 様

品川 → 大塚
箱荷

ご利用年月日

2025年10月20日

時刻

17時55分

取扱内容

乗車券精算・発売

領収金額

280円※

※10%対象

上記金額正に領収いたしました。

この領収書は大切に保存してください。
ご利用ありがとうございます。

品川駅 3812

係員多機能機

No. 8210

京浜急行電鉄株式会社

登録番号 T7010401009277

按分率	10/10		
費目	伝票金額 (円)	実金額 (円)	支出内容
調査研究費	10370	10370	京急 羽田 → 品川 330
研修費			JR 品川 → 日立 4880
会議費			日立 → 品川 4880
資料購入費			京急 品川 → 大塚箱荷 280
資料作成費			計 10370
広報費			適用年月日
事務所費			伝票No
事務費			10.18 ~ 10.20
人件費			1021 ~ 1024

No. 0000005985
2025/10/19
振込:
Page: 1/1

明細書
STATEMENT

株式会社ミナシア
登録番号: T301000187428
ホテルウィングインターナショナル日立
0294-23-2111

お名前
Sold To 前田 伸一 様

到着日 Arrival	出発日 Departure	人数 Person	予約番号 Reservation No.
2025/10/19	2025/10/20	1	03MJCE8K

日付 Date	説明 Description	数量 Quantity	単価 Price	料金 Charges	入金 Credits
10/19	宿泊費 Room Charge —— 705 ——	1	8,784	8,784	

注) ※1は税込額を指す

御請求合計 Total	¥ 8,784	御入金合計 Credits	¥ 0	御請求額 Balance due	¥ 8,784
----------------	---------	------------------	-----	---------------------	---------

10%消費税: ¥8,784(内消費税¥790) 8%税込: ¥9,499(内消費税¥709)

No. 0000005985
振込:
領収書
RECEIPT

領収書
RECEIPT

印紙税申告納
付につき特記
帳簿等に記す

株式会社ミナシア
登録番号: T301000187428
ホテルウィングインターナショナル日立
0294-23-2111

Sold To 前田 伸一 様

現金 Cash ¥8,784.-

現金金額(Excluding tax price): ¥7,998
消費税額(Consumption tax amount): ¥790

35 円税 ¥8,784.-
8% 税込 ¥9,499.-
2025年10月19日 上記に記す金額を
I have received the amount above 2025/10/19

Payment received in Cash ¥8,784.-

10% 税込 ¥9,499.-
8% 税込 ¥9,499.-
Taxable Amount (8%): ¥8,784
TAX (8%): ¥790
Taxable Amount (8%): ¥8,784
TAX (8%): ¥790

按分率	伝票金額 (円)	実金額 (円)	支出内容
	10/10		
調査研究費	8784	8784	ホテルウィングインターナショナル日立
研修費			日立
会議費			10.19 - 泊 8784
資料購入費			
資料作成費			
広報費			
事務所費			
事務費			
人件費			
			適用年月日 伝票No
			10.19 1025

1027

領収書 前田 伸一様

Receipt
領収年月日 2025.10.26 登録番号: T1120001059675
金額 ¥6,850 (消費税等込み) 税10%

鳥取→三宮

上記金額確かに領収いたしました

購入商品 JR乗車券類

(50397.1枚)

西日本旅客鉄道株式会社

鳥取駅MK2発行 60398-02

印紙税申告納
付につき大淀
税務署承認済

1028

領収書

ご利用日付 : 2025年 10月 28日

カード番号 :

取引内容 : 乗車券

三宮→県庁前 金 210円

伝票番号 : 19233

- ・この領収書は大切に保存してください。
- ・ご利用ありがとうございます。

前田 伸一

三宮駅 101号機発行
神戸市交通局

1029 県庁前→三宮

25.10.28 神戸市交通局
県庁前 210
前田 伸一
102
発行当日限り有効
下申前途無効
7593 11:29

再犯防止(兵庫県庁) 1027, 1028

海岸標着物(アステコ) 1029

按分率	10/10		
費目	伝票金額 (円)	実金額 (円)	支出内容
調査研究費	7270	7270	JR 鳥取→三宮 6850
研修費			神戸市交通局
会議費			三宮→県庁前 210
資料購入費			県庁前→三宮 210
資料作成費			計 7270
広報費			
事務所費			
事務費			適用年月日
人件費			伝票No
			10.28
			1027~1029

1030

領 収 書

取扱日時 2025/10/28 12:17
取扱売場 神戸三宮105

三宮 → 川西能勢

取引内容 普通券購入
支払方法 現金(330円)

伝票番号 883604

お買上額 330円

:この領収書は大切に保管して下さい
:ご利用ありがとうございます

前田 伸一

阪急電鉄

1031

領 収 書

取扱日時 2025/10/28 15:22
取扱売場 川西能勢201

川西能勢 → 梅田

取引内容 普通券購入
支払方法 現金(280円)

伝票番号 579704

お買上額 280円

:この領収書は大切に保管して下さい
:ご利用ありがとうございます

前田 伸一

阪急電鉄

1032

領 収 書

Receipt 前田 伸一 様
領収年月日 2025.10.28 登録番号: T1120001059675
金額 ¥7,520 (消費税等込み) 税10%

大阪 → 鳥取

上記金額確かに領収いたしました

購入商品 JR乗車券類

(60181 1枚)
西日本旅客鉄道株式会社

大阪駅MK43発行 00182-02

印紙税申告納
付につき大淀
税務署承認済

海岸標着物 (797271)

按分率	10/10		
費目	伝票金額 (円)	実金額 (円)	支出内容
調査研究費	8130	8130	阪急
研修費			三宮 → 川西能勢 330
会議費			川西能勢 → 梅田 280
資料購入費			JR
資料作成費			大阪 → 鳥取 7520
広報費			計 8130
事務所費			適用年月日
事務費			伝票No
人件費			10.28 1030~1032



鳥取駅前P

領 収 証

入庫日時 2025年10月28日 06時07分
出庫日時 2025年10月28日 19時48分
No.02

駐車料金(一般) 800円
税抜利用額 727円
消費税額 73円

料金計 800円
(消費税込み)

投入現金 1,000円
釣銭額 200円

全て内消費税10%適用対象
日本パーキング(株)
登録番号: T7010001068319

兵庫県庁, フォレスト

按分率	10/10			
費目	伝票金額(円)	実金額(円)	支出内容	
調査研究費	800	800	NPC 駐車料金 ¥800	
研修費				
会議費				
資料購入費				
資料作成費				
広報費				
事務所費				
事務費			適用年月日	伝票No
人件費			10-28	1033

前田 伸一 様

キャッシング設定日
ご利用カード
会員番号ご請求金額
お支払日

2025年11月05日

金融機関名
支店名
科目・口座
口座名義

前田 伸一

口座へのご準備はお支払日の前日(金融機関営業日)までをお願いいたします。

本カードで	通常(当月利用)	:	
の今月獲得	ボーナス	:	
前月ポイント残高	:		
今月の獲得合計(複数カード合算)	:		
当月交換ポイント	:		
ポイント残高	:		
内2025年度分	:		
内2026年度分	:		

「XXXXXXXXXX」は2026年9月末日まで有効
(2026年9月末日までにお申し込みがなければポイントは無効となります。)
(XXXXXXXXXX)は2027年9月末日まで有効
(XXXXXXXXXX)でもご利用いただけます。)

ボーナスポイントその1:

ポイントが付く月に*が印つき、12カ月の内、10個達成すると、
達成月に100ポイント自動加算。

ボーナスポイントについて

10月	11月	12月	1月	2月	3月
*					
4月	5月	6月	7月	8月	9月
					*

ボーナスポイントその2:

上記表に*印が10個付き、かつ「XXXXXXXXXX」で獲得した通常ポイントの累計が1000ポイントに達した月に
更に100ポイント、ゴールド・プラチナ会員様は150ポイントを自動加算。(今月迄の累計ポイントは XXXXXXXXXX です。)

「ご利用可能枠」のご案内

		ご利用可能枠	利率（実質年率）	お支払いコース・回数など	
ショッピング					
内枠	分割払い				
	リボ				
キャッシング					
内枠	1回払い				
	リボ				

ご請求内訳

ご利用区分	9/15現在の 残高	10/15現在の 左記へのご入金	今回 ご利用金額	10/15現在の 残高	今回 ご請求金額	手数料・利息 ・遅延損害金	今回 お支払い後残高
総額							
リボ払い							
1回払い							
2回払い							
ボーナス払い							
ご優待							
ご返金対象金額							
遅延損害金							
増額払いお申出額							
分割払い							
ご優待							
お預り金充当額							
小計							
リボ払い							
1回払い							
手数料費用							
ご返金対象金額							
遅延損害金							
増額払いお申出額							
小計							
その他請求							

今回ご請求額の元金充当額

ご利用明細

ご利用区分	ご利用日	ご利用者 区分	ご利用店	ポ イ ン ト 対 象	今 回 回 数	ご利用金額	今回の お支払い金額	備考		
								現地通貨額 手数料・利息等	通貨略称	換算レート (円)
			「ショッピング利用」							
1回払い	20250901	0	日経ID決済	*		4,277	4,277			1101
1回払い	20250901	0	日本海新聞	*		3,300	3,300			1102
1回払い	20250911	0	UQ mobileご利用料金	*		3,308	3,308			1103
1回払い	20250914	0	株式会社潮出版社	*		770	770			1104
1回払い	20251001	0	ニホンノウギョウシンブン	*		2,403	2,403			1105
1回払い	20251001	0	ニホンカイケーブルネットワーク	*		10,255	10,255			1106
1回払い	20251006	0	ソニーネットワークコミュニケーションズ	*		627	627			1107

1103

料金内訳書

<凡例> U:税込料金、*:免税料金等、#:旧税率計算対象料金

KDDI 株式会社

前田 伸一 様

ご請求コード: 発行日: 2025年 9月 3日 1 頁

●UQモバイル電話料金		●合計		3,308円
ご利用項目	金額(円)	内訳(円)	備考	
	3,308		お客様コード	
< 8月ご利用内訳>	3,308		ご利用月数は2025年 9月で 1年 1ヶ月目です。	
▼プラン利用料	3,950			
トクトクプラン+通話放題		4,950	基本使用料と通話放題(1800円)の合算額です カウント対象回線数 1台	
自宅セット割		-1,000		
▼オプション使用料	0			
メールサービス利用料		200	60歳以上通話割(メール)	
オプション使用料割引額		-200		
▼通話料/トクトクプラン+通話放題	54			
通話料		7,360		
SMS送信料		54		
通話放題割引額		-7,360		
▼請求総額割引	-1,000			
請求総額割引額		-1,000	60歳以上通話割	
▼ユニバーサルサービス料	3			
▼電話リレーサービス料	1			
▼消費税等相当額(10%)	300		10%消費税の課税対象額	3,008円

・通話放題または通話放題ライト、通話パック60にご加入の場合、電話きほんパック(V)の月額利用料が無料となります。

<当月ご請求金額のご案内>

作成日: 2025 年 10 月 2 日

日頃は格別のお引立ていただきましてありがとうございます。

当月のご請求金額についてご案内申し上げます。

お支払日	2025年10月01日
お支払 合計額	10,255 円

金融機関	クレジット
支店	
科目	
所	
名	マイタ シンイチ

利 用 料 金 明 細	金額 (値引額)
請求明細をご案内申し上げます。	

NET	NCNひかり200メガ	2025. 10月	4,840(1,100)
電話	<契約コード: TEL: 0857752502>		
電話	ケーブルプラス電話基本料	2025. 08月	1,463
電話	ユニバーサルサービス料	2025. 08月	3
電話	国内通話料	2025. 08月	79
電話	au以外携帯への通話料	2025. 08月	35
電話	au携帯への通話料	2025. 08月	204
電話	電話リレーサービス料	2025. 08月	1
電話	発信番号表示利用料	2025. 08月	440
臨時 (NET)	請求明細書発行手数料 (NET)	2025. 10月	220

SEQ:00004012

按分率	1/3		
費目	伝票金額 (円)	実金額 (円)	支出内容
調査研究費			10255-1100-1870 = 7285
研修費			
会議費			
資料購入費			
資料作成費			
広報費			
事務所費			
事務費	7285	2428	適用年月日
人件費			伝票No
			11.5
			1106

請求書



ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社

登録番号 T8010701005322

前田 伸一様

(お客様番号: [REDACTED])

2025年10月請求金額	¥627
--------------	------

繰越請求額 (税込)	
------------	--

支払方法	クレジットカード
支払期日	クレジットカード会社の振替日

◆前月ご利用分

消費税の区分	本体価格(税抜)	消費税額	合計した対価の額(税込)
10%小計	¥570	¥57	¥627
8%小計	¥0	¥0	¥0
非課税小計	¥0	¥0	¥0
不課税小計	¥0	¥0	¥0
免税小計	¥0	¥0	¥0
合計	¥570	¥57	¥627

■ご利用明細

取引年月日	取引の内容	数量	消費税率	単価	本体価格(税抜)
2025/09/30	NURO モバイル VSプラン (D) (基本使用料金)	1	10%	¥570	¥570

【特記事項】

- ・即時課金請求済み取引明細に記載のサービスは、ご契約のクレジットカードへ直接請求済みのため、「前月ご利用分」の金額には含まれません。
- ・通話料など一部のサービスは、通常より1カ月遅れでのご請求となります。
- ・即時課金済みに記載の端末料金は弊社の販売価格のため、お客さまの選択されたお支払方法により実際のご購入代金と異なる場合があります。

ANA A STAR ALLIANCE MEMBER

前田 伸一 様 領 収 書

¥74,380 (税込)
(クレジット支払い ¥74,380含む)
(消費税 10 %対象 ¥74,380 (税込))

印紙税申告納
付につき
税務署承認済

但し、旅客運賃料金として、
上記の金額正に領収致しました。

全日本空輸株式会社

- 2025年11月9日 ANA 298 便 鳥取⇒東京
- 2025年11月12日 ANA 299 便 東京⇒鳥取

購入日: 25-10-14 発行所: 19107039 本領収書は再発行不可となります。
発行日: 25-11-09 TKT: CKKEL1 登録番号: T1010401099027 端末番号: 3848 * 19785

11.10 ジオパーク要望活動 政務活動費
11.11 都道府県議会議員研修 公費
11.12 森林総合研究所視察 政務活動費

按分率	10/10			
費目	伝票金額 (円)	実金額 (円)	支出内容	
調査研究費	74380	74380	ANA 鳥取 ↔ 羽田 往復 ¥74380	
研修費				
会議費				
資料購入費				
資料作成費				
広報費				
事務所費				
事務費			適用年月日	伝票No
人件費			11.9	1108

1109

NO.89026

領 収 書

前田 伸一 様

金額 ￥280-

羽田 → 蒲田

※課税10%対象 ￥280-

2025年11月-9日

上記金額正に領収いたしました

但し、乗車券 代金として

羽田空港1・2駅発行 2106

京浜急行電鉄株式会社

登録番号: T7010401009277

1111



領 収 書

・ご利用ありがとうございます。
・この領収書は大切に保存してください。

お取引内容: きっぷ ￥180※

東京 → 国会議事堂

上記金額を領収いたしました。

※ 課税10%対象

ご利用日付 2025年11月10日

時刻 08時46分

前田 伸一

伝票番号: 72654

東京地下鉄株式会社

登録番号: T4010501022810

地 東京駅 券07発行

1110

領収証 前田 伸一 様

ご利用日付 2025年11月10日

時刻 08時14分

蒲田 → 東京

取引内容: 乗車券額 (税率: 10%)
購入金額 金230円お支払方法 内訳
現金 金230円印紙税申告
付いたきっぷ
税務署承認済

伝票番号: 19943

・この領収証は大切に保存してください。
・ご利用ありがとうございます。

蒲田駅 券107発行

登録番号: T9011001029597 JR東日本

1112



領 収 書

・ご利用ありがとうございます。
・この領収書は大切に保存してください。

お取引内容: きっぷ ￥180※

国会議事堂
→ かすみが丘※ 課税10%対象
上記金額を領収いたしました。

ご利用日付 2025年11月10日

時刻 13時08分

前田 伸一

伝票番号: 41010

東京地下鉄株式会社

登録番号: T4010501022810

国会議事堂前駅 券01発行

按分率	10/10		
費目	伝票金額 (円)	実金額 (円)	支出内容
調査研究費	870	870	京急 羽田 → 蒲田 280
研修費			JR 蒲田 → 東京 230
会議費			870
資料購入費			×10 東京 → 国会議事堂 180
資料作成費			→ 国会 → かすみ
広報費			ギジロウ ケン 180
事務所費			
事務費			適用年月日
人件費			伝票No
			11.9 ~ 11.10
			1109 ~ 1112

1113



東京メトロ

領収書

・ご利用ありがとうございます。
・この領収書は大切に保存してください。

お取引内容: きっぷ ¥180※

かすみが町
→ 口会議事堂

上記金額を領収いたしました。

※ 課税10%対象

ご利用日付 2025年11月10日
時刻 13時55分

前田 伸一

伝票番号: 68678
東京地下鉄株式会社
登録番号: T4010501022810
馬車ヶ関駅 券04発行

1114



東京メトロ

領収書

・ご利用ありがとうございます。
・この領収書は大切に保存してください。

お取引内容: きっぷ ¥180※

口会議事堂
→ かすみが町

上記金額を領収いたしました。

※ 課税10%対象

ご利用日付 2025年11月10日
時刻 14時54分

前田 伸一

伝票番号: 34623
東京地下鉄株式会社
登録番号: T4010501022810
国会議事駅 券02発行

1115



東京メトロ

領収書

・ご利用ありがとうございます。
・この領収書は大切に保存してください。

お取引内容: きっぷ ¥180※

桜田内 → 渋谷

上記金額を領収いたしました。

※ 課税10%対象

ご利用日付 2025年11月10日
時刻 16時45分

前田 伸一

伝票番号: 02502
東京地下鉄株式会社
登録番号: T4010501022810
桜田門駅 券12発行

才虎連

按分率			
費目	伝票金額 (円)	実金額 (円)	支出内容
調査研究費			メロ かすみが町 180 → 口会 口会 → かすみ 180 桜田内 → 渋谷 180
研修費			
会議費			
資料購入費			
資料作成費			
広報費			
事務所費			適用年月日
事務費			
人件費			伝票No
			11.10
			1113 ~ 1115

領収書

1116

発行 No.2513028254
表示日: 2025年11月12日

下記、宿泊施設を代理して正に領収いたしました。

宛名 前田 伸一 様

ジョバーク要望活動

10%対象

金額 ￥25,800-(税込・サ込) 内 消費税額 ￥2,345
※但し、宿泊代金として(クレジットカード決済)

予約番号 05M1GJNA

ご利用施設 アパホテル(蒲田駅東)
[REDACTED]

宿泊日 2025年11月9日より 2泊

決済日 2025年10月11日

※本紙は電子的に保持している領収データを画面表示したものです。
※発行後に予約変更、キャンセルされた場合、本領収書は無効になります。



株式会社 リクルート

〒100-6540

東京都千代田区丸の内1-9-2グラントウキョウサウスタワー

登録番号: T5010001149426

ご利用明細書

発行 No.2513028254
表示日: 2025年11月12日

宿泊内容

宿泊日	予約番号	施設名	人数	室数	泊数
2025年11月9日(日)	05M1GJNA	アパホテル(蒲田駅東)	1	1	2

宿泊代表者氏名

前田 伸一 様

寿製菓株式会社

丸由百貨店エアポートショップ
〒6800947
鳥取県鳥取市湖山町西4丁目110-5鳥取空港2F
tottori-airport@kozuchi-net.jp
TEL:0857285999
FAX:0857285999
https://www.okashi-net.co.jp/
登録番号:T3270001004375
端末番号:8498

2025-11-09 15:04:33 端末取引ID:27413

因幡の白うさぎ12個入 ※ ￥1,998

小計 ￥1,998
合計 ￥1,998
内消費税 (￥148)
(8%対象 ￥1,998 内消費税 ￥148)
合計点数 1点
お預り金額 ￥1,998
クレジット - (￥1,998)
お釣り ￥0

注) ※は軽減税率(8%)適用



前田 伸一

No.7626682730005

クレジットカード売上票
CREDIT CARD SALES SLIP
お客様控え
CUSTOMER COPY
大切に保存してください
PLEASE KEEP THIS RECEIPT

加盟店名 丸由百貨店
MERCHANT
電話番号 0857-28-5999
STORE PHONE
売場 係員

カード会社
CARD COMPANY
端末番号 XXXXX-XXX-09801
TERMINAL
ご利用日 2025/11/09 15:04:28
DATE
会員番号 IC
ACCOUNT NUMBER

AID SHINICHI MAETA
APPLICATION ID
APP
APPLICATION PROVIDER
伝票番号 03525 有効期限 XX/XX 取引内容 売上
SLIP NO. EXP DATE TRAN TYPE
支払区分 一括 承認番号 703525 商品区分 0000990
PMT TYPE APPROVAL CODE PRODUCT CODE
合計金額 ￥1,998
TOTAL AMOUNT
ご利用ありがとうございました。

森林総研

按分率		林林誌研		
費目	伝票金額 (円)	実金額 (円)	支出内容	
調査研究費			おみやげ代 寿製菓(株) 因幡の白うさぎ 1998	
研修費				
会議費				
資料購入費				
資料作成費				
広報費				
事務所費				
事務費			適用年月日	伝票No
人件費			11.9	1117

1118



領収書

ご利用ありがとうございます。
この領収書は大切に保存してください。

お取引内容: きっぷ ¥260※

虎ノ門ビル
→北千住

上記金額を領収いたしました。

※ 課税10%対象

ご利用日付 2025年11月11日

時刻 18時28分

前田伸一

伝票番号: 32439

東京地下鉄株式会社

登録番号: T4010601022810

虎ノ門ビル 駅 券35発行

1119

領収証 前田伸一様

ご利用日付 2025年11月11日

時刻 19時10分

北千住 → 龍ヶ崎駅

取引内容: 乗車券類 (税率: 10%)
購入金額: 金770円お支払方法 内訳
現金: 金770円印紙税申告
付につき
税務署承認済

伝票番号: 21187

この領収証は大切に保存してください。
ご利用ありがとうございます。

北千住駅 券105発行

登録番号 T901001029597 JR東日本

森林総研 視察

按分率	10/10		
費目	伝票金額 (円)	実金額 (円)	支出内容
調査研究費	1030		外口 虎ノ門ビル →北千住 260 JR 北千住 → 龍ヶ崎駅 770 計 1030
研修費			
会議費			
資料購入費			
資料作成費			
広報費			
事務所費			
事務費			適用年月日
人件費			伝票No
			11/11
			1118, 1119

領収書

1120

発行 No.2513028251
表示日:2025年11月12日

下記、宿泊施設を代理して正に領収いたしました。

宛名 前田 伸一 様

金額 10%対象
¥9,240—(税込・サ込) 内 消費税額 ¥840
※但し、宿泊代金として(クレジットカード決済)

予約番号 06MVG0YN

ご利用施設 竜ヶ崎プラザホテル本館

宿泊日 2025年11月11日より 1泊

決済日 2025年10月26日

※本紙は電子的に保持している領収データを画面表示したもので、
※発行後に予約変更、キャンセルされた場合、本領収書は無効になります



株式会社リクルート

〒100-6640

東京都千代田区丸の内1-9-2グラントウキョウサウスタワー

登録番号:T5010001149426

ご利用明細書

発行 No.2513028251
表示日:2025年11月12日

宿泊内容

宿泊日	予約番号	施設名	人数	室数	泊数
2025年11月11日(火)	06MVG0YN	竜ヶ崎プラザホテル本館	1	1	1

宿泊代表者氏名

前田 伸一 様

1121

領収証 前田伸一様
ご利用日付 2025年11月12日
時刻 12時04分
能ヶ崎市→牛久
取引内容: 乗車券類 (税率: 10%)
購入金額 : 金190円
お支払方法 内訳
現金 : 金190円
伝票番号: 10531
●この領収証は大切に保存してください。
●ご利用ありがとうございます。
能ヶ崎市駅 券103発行
登録番号 T9011001029597 JR東日本

1122

領収書
Receipt
前田伸一様
金 290円
バス運賃 ☐ バス回数乗車券
☐ チャージ額
☐ その他()
上記の金額を徴収いたしました
2025年11月12日
関東鉄道株式会社
つくば中央営業所

取扱者: 谷口

1123

前田伸一

領収書
No.5630
日付 '25年11月12日
車番 0233 800
基本運賃 ¥1900円
迎車料金 ¥400円
合計 ¥2300円
上記の通り領収致しました
消費税率 10パーセント

毎度ご乗車ありがとうございます。

京成タクシー茨城株式会社
0297-47-1415

お忘れ物、お気付きの点は

上記へお問い合わせください。
森林総合研究所

登録番号: 牛久駅
T9050001027624

按分率	10/10		
費目	伝票金額 (円)	実金額 (円)	支出内容
調査研究費	2780	2780	JR 能ヶ崎市→牛久 190
研修費			関東鉄道(株)
会議費			バス 牛久→森林総研 290
資料購入費			京成タクシー茨城(株)
資料作成費			森林総研→牛久 2300
広報費			適用年月日
事務所費			伝票No
人件費			11.12 1121~1123

森林総研視察

2780

1124

領収証 前田伸一様

ご利用日付 2025年11月12日

時刻 15時33分

牛久 → 彦松町

取引内容: 乗車券類 (税率: 10%)

購入金額 : 金990円

お支払方法 内訳
現金 : 金990円

伝票番号: 84037

- この領収証は大切に保存してください。
- ご利用ありがとうございます。

牛久駅 券102発行

登録番号 T9011001029597 JR東日本

1125

領収証 前田伸一様

ご利用日付 2025年11月12日

時刻 17時12分

彦松町 → 羽田

取引内容: 精算連絡券

購入金額 : 金520円

お支払方法 内訳
現金 : 金520円

伝票番号: 30273

- この領収証は大切に保存してください。
- 毎度ありがとうございます。

浜松町駅 精111発行

東京モノレール株式会社

森林総研 関連

按分率	10/10	林林武則 氏		
費目	伝票金額 (円)	実金額 (円)	支出内容	
調査研究費	1510	1510	JR. 牛久→彦松町 990 東京モノレール 彦松町→羽田 520 計 1510	
研修費				
会議費				
資料購入費				
資料作成費				
広報費				
事務所費				
事務費			適用年月日	伝票No
人件費			11.12	1124, 1125

前田 伸一

駐 車 券

日交パーキング1F

TEL 0857-23-1121 日本交通㈱

T 3270001000564

適用消費税率10%(税込)

・本券は折ったり曲げたり磁気のあるものに近づけないで下さい。

・駐車場内で発生した事故・盗難・損傷等については一切責任は負いません。

25-11-15 11:00 12:00

精算11-15 14:24
駐車時間 3時間31分
駐車料金 700円
割引 0円

領収書

前払金 0円
現金 700円
釣銭 300円
NO. 875565

[日中友好協会]

臨時役員会と

中口留学生の意見交換会

按分率	10/10	中口留学生の意見交換会		
費目	伝票金額 (円)	実金額 (円)	支出内容	
調査研究費	700	700	日交パーキング 700	
研修費				
会議費				
資料購入費				
資料作成費				
広報費				
事務所費				
事務費			適用年月日	伝票No
人件費			11.15	1126

2025 年 11 月 15 日

鳥取県日中友好協会

会長 広谷直樹

臨時役員会

日 時 : 11 月 15 日 (土)
午前 11 時

場 所 : ホテルモナーク鳥取
(鳥取市永楽温泉町 403)

- 議 題
1. 日中友好交流大会の報告(前田理事)
 - 2 新理事の承認について
(湯梨浜学園理事長・坂根徹氏)
 - 3 その他

鳥取県日中友好協会役員名簿

2025年7月26日改定

役 職	氏 名	住 所	備 考
名誉会長			
会長	広谷 直樹	681-0003 岩美郡岩美町清富1529	TEL 090-7893-1201 FAX 0857-72-2911
副会長			
理事長			
副理事長	銀杏 泰利	689-1104 鳥取市桂木281-18	TEL [REDACTED] FAX 0857-53-4701
副理事長	坂野 経三郎	680-0023 鳥取市片原3丁目119番地	TEL 0857-25-3330 FAX 0857-68-1133
理事	前原 茂	683-0105 米子市葭津1379-9	TEL [REDACTED] FAX 0859-28-8216
理事	前田伸一	689-0101 鳥取市福部町岩戸89	TEL [REDACTED] FAX 0857-75-2502
理事	語堂正範	689-2315 東伯郡琴浦町上伊勢118	TEL [REDACTED] FAX [REDACTED]
理事	入江 誠	682-0721 東伯郡湯梨浜町田後858	TEL [REDACTED] FAX 0858-35-5601
理事			
理事			
理事			
理事			
理事			
理事			
事務局長			
事務局次長			
監事			
監事			

前田 伸一 様

キャッシング設定日
ご利用カード
会員番号ご請求金額
お支払日

2025年12月05日

金融機関名
支店名
科目・口座
口座名義

前田 伸一

口座へのご準備はお支払日の前日(金融機関営業日)までをお願いいたします。

本カードで の今月獲得	通常(当月利用) ボーナス	:	
前月ポイント残高	:		
今月の獲得合計(複数カード合算)	:		
当月交換ポイント	:		
ポイント残高	:		
内2025年度分	:		
内2026年度分	:		

「XXXXXXXXXX」は2026年9月末日まで有効
(2026年9月末日までにお申し込みがなければポイントは無効となります。)
「XXXXXXXXXX」は2027年9月末日まで有効
(XXXXXXXXXXでもご利用いただけます。)

ボーナスポイントその1:

ポイントが付く月に*が印つき、12カ月の内、10個達成すると、
達成月に100ポイント自動加算。

ボーナスポイントについて

10月	11月	12月	1月	2月	3月
*	*				
4月	5月	6月	7月	8月	9月
					*

ボーナスポイントその2:

上記表に*印が10個付き、かつ「XXXXXXXXXX」で獲得した通常ポイントの累計が1000ポイントに達した月に
更に100ポイント、ゴールド・プラチナ会員様は150ポイントを自動加算。(今月迄の累計ポイントは XXXXXXXXXX です。)

「ご利用可能枠」のご案内

ご利用可能枠(利率(実質年率))		お支払いコース・回数など
ショッピング		
内枠	分割払い	
	リボ	
キャッシング		
内枠	1回払い	
	リボ	

ご請求内訳

ご利用区分	10/15現在の 残高	11/15現在の 左記へのご入金	今回 ご利用金額	11/15現在の 残高	今回 ご請求金額	手数料・利息 ・遅延損害金	今回 お支払い後残高
総額							
リボ払い							
1回払い							
2回払い							
ショッピング							
ボーナス払い							
優待							
ご返金対象金額							
遅延損害金							
増額払いお申出額							
分割払い							
ご優待							
お預り金充当額							
小計							
キャッシング							
リボ払い							
1回払い							
手数料費用							
ご返金対象金額							
遅延損害金							
増額払いお申出額							
小計							
その他請求							

今回ご請求額の元金充当額

ご利用明細

ご利用区分	ご利用日	ご利用 者区分	ご利用店	ポイ ント 対象	今回 回数	ご利用金額	今回の お支払い金額	備考 現地通貨額 手数料・利息等	通貨略称	換算レート (円)
			「ショッピング利用」							
1回払い	20251001	0	日経ID決済	*		4,277	4,277			1201
1回払い	20251001	0	日本海新聞	*		3,300	3,300			1202
1回払い	20251011	0	UQ mobileご利用料金	*		3,272	3,272			1203
1回払い	20251014	0	株式会社潮出版社	*		770	770			1204
1回払い	20251101	0	ニホンノウギョウシンブン	*		2,403	2,403			1205
1回払い	20251101	0	ニホンカイケーブルネットワーク	*		10,032	10,032			1206

ご利用区分	ご利用日			ご利用店	ポイント 対象	今回 回数	ご利用金額	今回の お支払い金額	備考		
									現地通貨額 手数料・利息等	通貨略称	換算レート (円)
1回払い	2025	11	07	0	ソニーネットワークコミュニケーションズ	*	627	627	1207		
							小計				

備考欄に*印のあるご利用分は、一部または全額をご入金いただいた明細です。「今回ご利用金額」へは差額を記載しております。

<ショッピングご利用のお客様へのご案内>

- ・1回払いを除き、商品の瑕疵、役務の未提供等を理由にお支払いを止めることができます場合があります（抗弁権の接続）。

<キャッシングご利用のお客様へのご案内>

- ・本ご利用明細書では、貸金業法第17条第6項に基づき、一定期間（ご利用：前月11日～今月10日／ご返済：前月16日～今月15日）におけるキャッシングサービスのご利用・ご返済に関するお取引明細を記載しております。
- ・『キャッシングご入金明細』は2025年10月10日までのご利用分に対し、2025年10月15日までのご入金の明細を表示しています。
- ・2025年11月のご利用に対するご入金については、翌月のご利用明細書でご案内いたします。
- ・お支払指定口座の表示がない場合は、お支払日までに当社が指定する口座にお振り込みください。
- ・お支払方法について、1回払いは「元利一括返済」、リボ払いは「元金定額返済」を表します。
- ・今回のご利用に際し、新たにご提出いただいた書面はございません。
- ・キャッシングサービスのご利用および返済金のお支払いをCD・ATMで行う場合の当社所定の手数料（但し、利息制限法施行令第2条に定める額を上限とします。）、カード再発行手数料*、および公租公課はお客様にご負担いただきます。
- ・一部のカードは再発行手数料はかかりません。
- ・遅延損害金は20.00%(年率)となります。
- ・当社が契約する貸金業務にかかる指定紛争解決機関の名称 日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター

1203

料金内訳書

<凡例> U:税込料金、*:免税料金等、#:旧税率計算対象料金

KDDI 株式会社

前田 伸一 様

ご請求コード:

発行日: 2025年10月 3日

1 頁

●UQモバイル電話料金

●合計

3,272 円

ご利用項目	金額(円)	内訳(円)	備考
< 9月ご利用内訳 >	3,272		お客様コード
▼プラン利用料	3,272		ご利用月数は2025年10月で 1年 2ヶ月目です。
トクトクプラン+通話放題	3,950		
自宅セット割		4,950	基本使用料と通話放題(1800円)の合算額です
▼オプション使用料	0	-1,000	カウント対象回線数 1台
メールサービス利用料		200	
オプション使用料割引額		-200	60歳以上通話割(メール)
▼通話料/トクトクプラン+通話放題	21		
通話料		7,700	
SMS送信料		21	
通話放題割引額		-7,700	
▼請求総額割引	-1,000		
請求総額割引額		-1,000	60歳以上通話割
▼ユニバーサルサービス料	3		
▼電話リレーサービス料	1		
▼消費税等相当額(10%)	297		10%消費税の課税対象額 2,975円

・通話放題または通話放題ライト、通話パック60にご加入の場合、電話きほんパック(V)の月額利用料が無料となります。

<当月ご請求金額のご案内>

作成日: 2025 年 11 月 4 日

日頃は格別のお引立ていただきましてありがとうございます。

当月のご請求金額についてご案内申し上げます。

お支払日	2025年11月01日
お支払合計額	10,032 円

支払方法	クレジット
支 店	
日 付	
前 日	
名 義	マエタ リンイチ

利 用 料 金 明 細	金額 (値引額)
請求明細をご案内申し上げます。	

NET	NCNひかり200メガ	2025. 11月	4,840(1,100)
電話	<契約コード: TEL: 0857762502>		
電話	ケーブルプラス電話基本料	2025. 09月	1,463
電話	ユニバーサルサービス料	2025. 09月	3
電話	国内通話料	2025. 09月	79
電話	au 携帯への通話料	2025. 09月	16
電話	電話リレーサービス料	2025. 09月	1
電話	発信番号表示利用料	2025. 09月	440
臨時 (NET)	請求明細書発行手数料 (NET)	2025. 11月	220

SEQ:00003844

按分率	1/3		
費目	伝票金額 (円)	実金額 (円)	支出内容
調査研究費			10032-1870-1100 = 7062
研修費			
会議費			
資料購入費			
資料作成費			
広報費			
事務所費			
事務費	7062	2354	適用年月日
人件費			伝票No
			12-5
			1206

請求書



ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社

登録番号 T8010701005322

前田 伸一様

(お客様番号:)

2025年11月請求金額	¥627
--------------	------

繰越請求額 (税込)	
------------	--

支払方法	クレジットカード
支払期日	クレジットカード会社の振替日

◆前月ご利用分

消費税の区分	本体価格(税抜)	消費税額	合計した対価の額(税込)
10%小計	¥570	¥57	¥627
8%小計	¥0	¥0	¥0
非課税小計	¥0	¥0	¥0
不課税小計	¥0	¥0	¥0
免税小計	¥0	¥0	¥0
合 計	¥570	¥57	¥627

■ご利用明細

取引年月日	取引の内容	数量	消費税率	単価	本体価格(税抜)
2025/10/31	NURO モバイル VSプラン (D) (基本使用料金)	1	10%	¥570	¥570

【特記事項】

- ・即時課金請求済み取引明細に記載のサービスは、ご契約のクレジットカードへ直接請求済みのため、「前月ご利用分」の金額には含まれません。
- ・通話料など一部のサービスは、通常より1カ月遅れでのご請求となります。
- ・即時課金済みに記載の端末料金は弊社の販売価格のため、お客さまの選択されたお支払方法により実際のご購入代金と異なる場合があります。

領 収 書

前田 伸一

様

一金

6,000 円

但し

あいサポートとっとりフォーラム26参加費(資料代)として

内訳 6,000円×1名分

上記のとおり領収しました。

令和 7 年 12 月 24 日
米子市皆生温泉2-2-8
福祉フォーラム実行委員会
委員長 渡部恵子



按分率	10/10			
費目	伝票金額 (円)	実金額 (円)	支出内容	
調査研究費			福祉フォーラム実行委員会 資料代 6000円	
研修費	6000	6000		
会議費				
資料購入費				
資料作成費				
広報費				
事務所費				
事務費			適用年月日	伝票No
人件費			12/24	1208

領収証

2025 年 12 月 24 日

No. 202207

仲一
前田 様

金額

¥4,290-

内 消費税等 ¥390-

但し、書籍代等として
上記の通り正に領収致しました。

本体金額(税込)	
10%	¥4,290-
8%	¥0-
内 消費税等	
10%	¥390-
8%	¥0-
現金	
小切手	

収入印紙

公益社団法人鳥取県聴覚障害者協会

683-0845 鳥取県米子市旗ヶ崎六丁目19番48号

TEL:0859-30-3720

FAX:0859-30-3131

(登録番号:T1270005005074)

係



按分率	10/10			
費目	伝票金額 (円)	実金額 (円)	支出内容	
調査研究費			鳥取県聴覚障害者協会 「手話を学ぼう で話そう」 ¥3300 「講義テキスト」 ¥990 計 ¥4290	
研修費				
会議費				
資料購入費	4290	4290		
資料作成費				
広報費				
事務所費				
事務費			適用年月日	伝票No
人件費			12.24	1209



9784902158564



1920037030001

ISBN978-4-902158-56-4
C0037 ¥3000E全国手話研修センター
公式サイト

手話に関する研究・研修・試験等をおこなっています
社会福祉法人 **全国手話研修センター**

キーワードを入力 検索 ホーム お問い合わせ アクセス

センターについて | 手話研修・普及 | 全国手話検定試験 | 手話官能研究施設 | 手話助成資料提供 | 就労支援センターとも | 島阿市生活福祉支援センター | 後援会

**ようこそ
全国手話研修センターへ**

手話の拠点として、手話に関する研修・研究・試験事業を展開するほか、障害者の就労支援、市民の生活相談支援など地域に根ざした事業を行っています。

手話の研究・育成		
手話通訳士試験対策	手話専任職員養成施設	手話研修
手話通訳者養成研修	手話通訳者養成施設連携講座	新入職員研修
手話通訳士養成研修	開講ブロック研修会	中国語員研修
その他の研修	その他の研修	その他の研修

学びたい イベント・見学 資料・相談 協賛したい（後援会）

小学生向け手話WEB学習システム

Let's 手話! for キッズ手話奉仕員養成のための
講義テキスト手話奉仕員養成を
学ぶ人の必読書!

定価 990 円(税込)

全国手話検定試験のためのWEB学習

**Let's 手話!
WEB学習**

5級

4級

あなたも、ぜひ
応援団の一員に!
**全国手話研修センター
後援会**社会福祉法人 **全国手話研修センター**

TEL 075-873-2646 FAX 075-873-2647

〒616-8372 京都市右京区嵯峨天龍寺広道町3-4 (JR嵯峨嵐山駅下車すぐ)

URL <https://www.com-sagano.com/>

ISBN978-4-902158-56-4 C0037 ¥3000E 定価 3,300 円(税込)



9784902158571



1920037009007

ISBN978-4-902158-57-1
C0037 ¥900E

定価: 本体900円 + 税

全国手話研修センター
公式サイト手話に関する研究・研修・試験等をおこなっています
社会福祉法人 全国手話研修センター

キーワードを入力

ホーム お問い合わせ アクセス

センターについて | 手話研修・普及 | 全国手話検定試験 | 手話普及研究 | 手話普及資料 | 研修施設センター | 職員生活相談支援センター | 後援会

ようこそ
全国手話研修センターへ

手話の拠点として、手話に関する研修・研究・就職支援を展開するほか、障害者の就労支援、市民の生活相談支援など地域に根ざした事業を行なっています。

手話の研究・養成

手話通訳士試験対策	手話通訳士養成講座	職員研修
手話通訳士試験対策	手話通訳士養成講座	手話研修
手話通訳士養成講座	手話通訳士養成講座	新入職員研修
手話通訳士養成講座	手話通訳士養成講座	中級職員研修
その他の研修	その他の研修	その他の研修

学びたい

イベント・見学

就労・相談

知りたい (後援会)

小学生向け手話WEB学習システム

Let's 手話! for キッズ



手話専任職員養成テキスト

手話を学ぼう
手話で話そう

定価 3,300 円(税込)

全国手話検定試験のためのWEB学習

Let's 手話!
WEB学習

5級

4級

あなたも、ぜひ
応援団の一員に!全国手話研修センター
後援会

社会福祉法人 全国手話研修センター

TEL 075-873-2646 FAX 075-873-2647

〒616-8372 京都市右京区嵯峨天龍寺広道町3-4 (JR嵯峨嵐山駅下車すぐ)

URL <https://www.com-sagano.com/>

ISBN978-4-902158-57-1 C0037 ¥900E 定価 900円(税込)

前田 伸一 様

キャッシング設定日
ご利用カード
会員番号ご請求金額
お支払日 2026年01月05日金融機関名
支店名
科目・口座
口座名義 前田 伸一

口座へのご準備はお支払日の前日(金融機関営業日)までをお願いいたします。

本カードで	通常(当月利用)	:	
の今月獲得	ボーナス	:	
前月ポイント残高	:		
今月の獲得合計(複数カード合算)	:		
当月交換ポイント	:		
ポイント残高	:		
内2025年度分	:		
内2026年度分	:		

「XXXXXXXXXX」は2026年9月末日まで有効
(2026年9月末日までにお申し込みがなければポイントは無効となります。)
「XXXXXXXXXX」は2027年9月末日まで有効
(XXXXXXXXXX)でもご利用いただけます。)

ボーナスポイントその1:

ポイントが付く月に*が印つき、12カ月の内、10個達成すると、
達成月に100ポイント自動加算。

ボーナスポイントについて

10月	11月	12月	1月	2月	3月
*	*	*			
4月	5月	6月	7月	8月	9月
					*

ボーナスポイントその2:

上記表に*印が10個付き、かつ「XXXXXXXXXX」
で獲得した通常ポイントの累計が1000ポイントに達した月に
更に100ポイント、ゴールド・プラチナ会員様は150ポイントを自動加
算。(今月迄の累計ポイントは XXXXXXXXXXです。)

「ご利用可能枠」のご案内

		ご利用可能枠	利率(実質年率)	お支払いコース・回数など	
ショッピング					
内枠	分割払い				
	リボ				
キャッシング					
内枠	1回払い				
	リボ				

ご請求内訳

ご利用区分	11/15現在の 残高	12/15現在の 左記へのご入金	今回 ご利用金額	12/15現在の 残高	今回 ご請求金額	手数料・利息 ・遅延損害金	今回 お支払い後残高
総額							
リボ払い							
1回払い							
2回払い							
ボーナス払い							
ご優待							
ご返金対象金額							
遅延損害金							
増額払いお申出額							
分割払い							
ご優待							
お預り金充当額							
小計							
リボ払い							
1回払い							
手数料費用							
ご返金対象金額							
遅延損害金							
増額払いお申出額							
小計							
その他請求							

今回ご請求額の元金充当額

ご利用明細

ご利用区分	ご利用日	ご利用者 区分	ご利用店	ポイント 対象	今回 回数	ご利用金額	今回の お支払い金額	備考		
								現地通貨額 手数料・利息等	通貨略称	換算レート (円)
			「ショッピング利用」							
1回払い	20251101	0	日経ID決済	*		4,277	4,277			101
1回払い	20251101	0	日本海新聞	*		3,300	3,300			102
1回払い	20251111	0	UQ mobileご利用料金	*		3,285	3,285			103
1回払い	20251201	0	ニホンノウギョウシンパン	*		2,403	2,403			104
1回払い	20251201	0	ニホンカイケーブルネットワーク	*		9,820	9,820			105
1回払い	20251204	0	ソニーネットワークコミュニケーションズ	*		627	627			106
			小計							

103

料金内訳書

<凡例> U: 税込料金、*: 免税料金等、#: 旧税率計算対象料金

KDDI 株式会社

前田 伸一 様

ご請求コード:

発行日: 2025年11月 6日

1 頁

●UQモバイル電話料金

●合計

3,285 円

ご利用項目	金額(円)	内訳(円)	備考
	3,285		お客様コード
<10月ご利用内訳>	3,285		ご利用月数は2025年11月で 1年 3ヶ月目です。
▼プラン利用料	3,950		
トクトクプラン+通話放題		4,950	基本使用料と通話放題(1800円)の合算額です
自宅セット割		-1,000	カウント対象回線数 1台
▼オプション使用料	0		
メールサービス利用料		200	
オプション使用料割引額		-200	60歳以上通話割(メール)
▼通話料/トクトクプラン+通話放題	33		
通話料		7,420	
SMS送信料		33	
通話放題割引額		-7,420	
▼請求総額割引	-1,000		
請求総額割引額		-1,000	60歳以上通話割
▼ユニバーサルサービス料	3		
▼電話リレーサービス料	1		
▼消費税等相当額(10%)	298		10%消費税の課税対象額 2,987円

・通話放題または通話放題ライト、通話パック60にご加入の場合、電話きほんパック(V)の月額利用料が無料となります。

お支払料金照会

参照したい請求先を選択して下さい。

クレジット-前田 伸一様

2025年12月

2025年12月ご請求料金額

事業区分	料金内訳	請求金額	値引金額	お支払金額 (円)
------	------	------	------	--------------

NET	NCNひかり200メガ	5,940	1,100	4,840
電話	ケーブルプラス電話基本料	1,463	0	1,463
電話	ユニバーサルサービス料	3	0	3
電話	国内通話料	86	0	86
電話	a u以外携帯への通話料	17	0	17
電話	電話リレーサービス料	1	0	1
電話	発信番号表示利用料	440	0	440

2025年12月ご請求金額

¥9,820

2025年12月請求先合算ご請求金額

¥9,820

按分率	1/3		
費目	伝票金額 (円)	実金額 (円)	支出内容
調査研究費			9820-1870-1100 = 6850
研修費			
会議費			
資料購入費			
資料作成費			
広報費			
事務所費			
事務費	6850	2283	適用年月日
人件費			伝票No
			1.5
			105

106
請求番号

362918942512_1

発行年月日

2025年12月4日

請求書



ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社

登録番号 T8010701005322

前田 伸一様

(お客様番号:)

2025年12月請求金額	¥627
--------------	------

繰越請求額 (税込)	
------------	--

支払方法	クレジットカード
支払期日	クレジットカード会社の振替日

◆前月ご利用分

消費税の区分	本体価格(税抜)	消費税額	合計した対価の額(税込)
10%小計	¥570	¥57	¥627
8%小計	¥0	¥0	¥0
非課税小計	¥0	¥0	¥0
不課税小計	¥0	¥0	¥0
免税小計	¥0	¥0	¥0
合 計	¥570	¥57	¥627

■ご利用明細

取引年月日	取引の内容	数量	消費税率	単価	本体価格(税抜)
2025/11/30	NURO モバイル VSプラン (D) (基本使用料金)	1	10%	¥570	¥570

【特記事項】

- ・即時課金請求済み取引明細に記載のサービスは、ご契約のクレジットカードへ直接請求済みのため、「前月ご利用分」の金額には含まれません。
- ・通話料など一部のサービスは、通常より1カ月遅れでのご請求となります。
- ・即時課金済みに記載の端末料金は弊社の販売価格のため、お客さまの選択されたお支払方法により実際のご購入代金と異なる場合があります。

107 鳥取 → 米子

領収書

Receipt 前田 伸一 様
領収年月日 2026-1.10 登録番号: T1120001059675
金額 ¥2,890 (消費税等込み) 税10%

上記金額確かに領収いたしました
購入商品 JR乗車券類
(50691 2枚)
西日本旅客鉄道株式会社
鳥取駅MK3発行 60692-01

印紙税申告納
付につき大淀
税務署承認済

109

前田 伸一

鳥取駅南口駐車場

領収証

入庫日時 2026年01月10日 09時13分
出庫日時 2026年01月11日 15時11分
No.20-002463 券No.01-783488

駐車料金 (一般) 1800円

料金計 1,800円

投入現金 2,000円
釣銭額 200円

全て消費税10%適用対象
登録番号: T9000020312011
鳥取市

108 米子 → 鳥取

領収書

Receipt 前田 伸一 様
領収年月日 2026-1.11 登録番号: T1120001059675
金額 ¥2,890 (消費税等込み) 税10%

上記金額確かに領収いたしました
購入商品 JR乗車券類
(40081 2枚)
西日本旅客鉄道株式会社
米子駅MK2発行 50082-01

印紙税申告納
付につき大淀
税務署承認済

あいサポートととり7オ-ラム

按分率	10/10		
費目	伝票金額 (円)	実金額 (円)	支出内容
調査研究費			JR 鳥取 → 米子 2890 米子 → 鳥取 2890 鳥取市 駐車場料金 1800 計 7580
研修費	7580	7580	
会議費			
資料購入費			
資料作成費			
広報費			
事務所費			
事務費			適用年月日
人件費			伝票No
			1/10, 1/11 107 ~ 109

領収書

RECEIPT

発行日

2026/01/10

ビル番号
BILL NO 293471

米子ワシントンホテルプラザ
鳥取県米子市明台町125 Tel (0859)31-8111
125WEIJI CHO-YONAGOSHI, TOTTORI, JAPAN
ワシントンホテル株式会社
発行事業者登録番号:T3180001042070

お名前
NAME 前田 伸一様

部屋番号 ROOM NO.	到着日 ARRIVAL	出発日 DEPARTURE	宿泊人数 PERSONS
832	26/01/10	26/01/11	1

領収金額
RECEIVED THE SUM OF ¥7,160(内消費税
TAX ¥650)

ありがとうございました。
またのご利用をお待ち申し上げます。
Thank you for your patronage.
We look forward to serving you again.

印紙税申告納
付につき千種
税務署承認済

鳥取県米子市明台町125

日付 DATE	摘要 DESCRIPTION	単価 PRICE	数量 QTY	金額 AMOUNT
26/01/10	現金	5,160	1	5,160
	宿泊ネットポイント	2,000	1	2,000
	ご宿泊代	7,160	1	7,160
	(10% 税対象額)	7,160		
	(10% 消費税)	650		

※税別金額の表示は省略

ご利用合計 AMOUNT TOTAL	お支払合計 PAID TOTAL	ご請求残高 BALANCE DUE
7,160	7,160	0

※入金は右トアに表示してある非常口と
2方向の避難経路をご確認下さい。

ページ: 1 / 1

按分率	10/10		
費目	伝票金額 (円)	実金額 (円)	支出内容
調査研究費			政務活動費 5160円
研修費	7160	5160	ポイント 2000円
会議費			計 ¥7160
資料購入費			あいさサポートフォーラム
資料作成費			宿泊費
広報費			
事務所費			
事務費			適用年月日
人件費			伝票No
			1/10
			110

111

112

セブン-イレブン

鳥取天神町店
鳥取県鳥取市天神町70-1

電話: 0857-29-8066 ｼｰ#1
前田 伸一
事業者登録番号 T3810556343955
2026年01月20日(火) 13:21 責012

領収書

ボールペン フレッシュ 0.5mm黒 220
鉛筆HB 3本パック 150

小計(税抜10%) ¥370
消費税等(10%) ¥37
合 計 ¥407
(税率10%対象 ¥407)
(内消費税等10% ¥37)
お 預 り ¥1,007
お 釣 ¥600
お買上明細は上記のとおりです。
伝票番号 260-120-179-2619



だんぜん! ダイソー

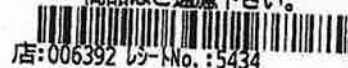
DAISO

前田 伸一
サ・100YEN PLAZA ダイソー
ー&アオヤマ鳥取安長店
TEL: 0857-39-8033

<領収書 訂正>

2026年01月27日(火) 13:31
ｼｰNo.: 0001 責: 00310878
クリアホルダー (A4、1 ¥300外
(¥100 × 3個)
小計 3点 ¥300
10%税抜対象額 ¥300
10%税額 ¥30
合 計 ¥330
お預り合計 ¥400
お 釣 ¥70
登録番号 T4240001033120

いつもご利用ありがとうございます
返品・交換は、1週間以内に
レシートと商品をご持参下さい。
なお食品、印鑑、開封済・使用済
商品はご遠慮下さい。



店: 006392 ｼｰNo.: 5434

按分率	1/3		
費目	伝票金額 (円)	実金額 (円)	支出内容
調査研究費			セブンイレブン 文具 ¥407 ダイソー 文具 ¥330 計 ¥737
研修費			
会議費			
資料購入費			
資料作成費			
広報費			
事務所費			
事務費	737	245	適用年月日
人件費			伝票No
			1/20, 1/27 111, 112

前田 伸一 様

キャッシング設定日

ご利用カード

会員番号

ご請求金額

お支払日

2026年02月05日

金融機関名

支店名

科目・口座

口座名義

口座へのご準備はお支払日の前日(金融機関営業日)までにお願いいたします。

本カードで	通常(当月利用)	:	
の今月獲得	ボーナス	:	
前月ポイント残高	:		
今月の獲得合計(複数カード合算)	:		
当月交換ポイント	:		
ポイント残高	:		
内2025年度分	:		
内2026年度分	:		

「XXXXXXXXXX」は2026年9月末日まで有効
(2026年9月末日までにお申し込みがなければポイントは無効となります。)
「XXXXXXXXXX」は2027年9月末日まで有効
(「XXXXXXXXXX」でもご利用いただけます。)

ボーナスポイントその1:
ポイントが付く月に*が印つき、12カ月の内、10個達成すると、
達成月に100ポイント自動加算。

ボーナスポイントについて

10月	11月	12月	1月	2月	3月
*	*	*	*		
4月	5月	6月	7月	8月	9月
					*

ボーナスポイントその2:
上記表に*印が10個付き、かつ「XXXXXXXXXX」で獲得した通常ポイントの累計が1000ポイントに達した月に
更に100ポイント、ゴールド・プラチナ会員様は150ポイントを自動加算。
(今月迄の累計ポイントは XXXXXXXXXX です。)

「ご利用可能枠」のご案内

		ご利用可能枠	利率(実質年率)	お支払いコース・回数など
ショッピング				
内枠	分割払い			
	リボ			
キャッシング				
内枠	1回払い			
	リボ			

ご請求内訳

ご利用区分	12/15現在の 残高	1/15現在の 左記へのご入金	今回 ご利用金額	1/15現在の 残高	今回 ご請求金額	手数料・利息 ・遅延損害金	今回 お支払い後残高
総額							
リボ払い							
1回払い							
2回払い							
ボーナス払い							
ご優待							
ご返金対象金額							
遅延損害金							
増額払いお申出額							
分割払い							
ご優待							
お預り金充当額							
小計							
リボ払い							
1回払い							
手数料費用							
ご返金対象金額							
遅延損害金							
増額払いお申出額							
小計							
その他請求							

今回ご請求額の元金充当額

ご利用明細

ご利用区分	ご利用日	ご利用者 区分	ご利用店	ポイ ント 対象	今回 回数	ご利用金額	今回の お支払い金額	現地通貨額 手数料・利息等	備考 通貨略称	換算レート (円)
			「ショッピング利用」							
1回払い	20251201	0	日経ID決済	*		4,277	4,277	201		
1回払い	20251201	0	日本海新聞	*		3,300	3,300	202		
1回払い	20251211	0	UQ mobileご利用料金	*		3,469	3,469	203		
1回払い	20260101	0	ニホンノウギョウシンブン	*		2,403	2,403	204		
1回払い	20260101	0	ニホンカイケーブルネットワーク	*		29,524	29,524	205		
			小計							

203

料金内訳書

<凡例> U: 税込料金、*: 免税料金等、#: 旧税率計算対象料金

KDDI 株式会社

前田 伸一 様

ご請求コード:

発行日: 2025年12月 3日

1 頁

●UQモバイル電話料金

ご利用項目	金額(円)	内訳(円)
	3,469	
<11月ご利用内訳>	3,469	
▼プラン利用料	4,150	
トクトクプラン+通話放題		5,150
自宅セット割		-1,000
▼オプション使用料	0	
メールサービス利用料		200
オプション使用料割引額		-200
▼通話料/トクトクプラン+通話放題	0	
通話料		5,280
通話放題割引額		-5,280
▼請求総額割引	-1,000	
請求総額割引額		-1,000
▼ユニバーサルサービス料	3	
▼電話リレーサービス料	1	
▼消費税等相当額(10%)	315	

●合計

3,469 円

備考

お客様コード

ご利用月数は2025年12月で 1年 4ヶ月目です。

基本使用料と通話放題(1800円)の合算額です
カウント対象回線数 1台

60歳以上通話割(メール)

60歳以上通話割

10%消費税の課税対象額 3,154円

・通話放題または通話放題ライト、通話パック60にご加入の場合、電話きほんパック(V)の月額利用料が無料となります。

事業区分	料金内訳	請求金額	値引金額	お支払金額 (円)
NET	N C N ひかり200メガ	5,940	1,100	4,840
電話	ケーブルプラス電話基本料	1,463	0	1,463
電話	電話ユニバーサルサービス料	3	0	3
電話	国内通話料	84	0	84
電話	a u 携帯への通話料	118	0	118
電話	電話リレーサービス料	1	0	1
電話	発信番号表示利用料	440	0	440

2026年01月ご請求金額

¥29,524

2026年01月請求先合算ご請求金額

¥29,524

29524 - 1870 - 1100

- 19605 = 6949

205

前田 伸一

駐車券

日交 日交パーキング1F

TEL 0857-23-1121 日本交通㈱

T 3270001000584

適用消費税率10%(税込)

・本券は折ったり曲げたり磁気のあるものに近づけないで下さい

・駐車場内で発生した事故・盗難・損傷等については一切責任は負いません

26-02-22 14:49

精算02-22 14:49
駐車時間 1時間36分
駐車料金 400円
割引 0円

前払現金 400円
釣銭 100円

NO. 882598

按分率	10/10			
費目	伝票金額 (円)	実金額 (円)	支出内容	
調査研究費	400	400	鳥取県スポーツ協会 表彰式 白鬼会館	
研修費				
会議費				
資料購入費				
資料作成費				
広報費				
事務所費				
事務費			適用年月日	伝票No
人件費			2-22	206

No. 20260100000350-001

領 収 証

請求月日
2026/01/31

〒 689-0101

(顧客番号)

新日本海政経懇話会



鳥取市福部町岩戸89

鳥取県議会議員

前田伸一

様

本 社 〒680-8088 鳥取市富安2丁目137番地

TEL 0857-21-2887

TEL 0857-75-2503

ご請求額内訳			
10月分以前	11月分	12月分	01月分
0	0	0	55,000

当月ご請求額

55,000

領収
月日 2026年 2月 8日

但し

※金額を訂正した
もの、社印及び
係印のないもの
は、無効としま
す。

不許複製

入金内訳	現金	1																	
	小切手	2																	
	振込	3																	
	手形	4																	
	相殺	5																	

下記の通り領収致しました。

領収額

¥55000

値引額

取扱者

2007

日本海政経懇話会
2026

按分率	10/10	114 年度 決算 2026		
費目	伝票金額 (円)	実金額 (円)	支出内容	
調査研究費	55000	13,750	R.8.1 ~ 3月分 55000 x 3/12 = 13750	
研修費				
会議費				
資料購入費				
資料作成費				
広報費				
事務所費				
事務費			適用年月日	伝票No
人件費			2.8	207

前田 伸一 様

キャッシング設定日
ご利用カード
会員番号ご請求金額
お支払日 2026年03月05日金融機関名
支店名
科目・口座
口座名義 前田 伸一

口座へのご準備はお支払日の前日(金融機関営業日)までをお願いいたします。

本カードで の今月獲得	通常(当月利用) ボーナス	:	
前月ポイント残高		:	
今月の獲得合計(複数カード合算)		:	
当月交換ポイント		:	
ポイント残高		:	
内2025年度分		:	
内2026年度分		:	

「」は2026年9月末日まで有効
(2026年9月末日までにお申し込みがなければポイントは無効となります。)
「」は2027年9月末日まで有効
(「」でもご利用いただけます。)

ボーナスポイントその1:
ポイントが付く月に*が印つき、12カ月の内、10個達成すると、
達成月に100ポイント自動加算。

ボーナスポイントについて

10月	11月	12月	1月	2月	3月
*	*	*	*	*	
4月	5月	6月	7月	8月	9月
					*

ボーナスポイントその2:
上記表に*印が10個付き、かつ「」
で獲得した通常ポイントの累計が1000ポイントに達した月に
更に100ポイント、ゴールド・プラチナ会員様は150ポイントを自動加
算。
(今月迄の累計ポイントは です。)

「ご利用可能枠」のご案内

ご利用可能枠		利率(実質年率)	お支払いコース・回数など
ショッピング			
内枠	分割払い		
	リボ		
キャッシング			
内枠	1回払い		
	リボ		

ご請求内訳

ご利用区分	1/15現在の 残高	2/15現在の 左記へのご入金	今回 ご利用金額	2/15現在の 残高	今回 ご請求金額	手数料・利息 ・遅延損害金	今回 お支払い後残高
総額							
ショッピング							
リボ払い							
1回払い							
2回払い							
ボーナス払い							
ご優待							
ご返金対象金額							
遅延損害金							
増額払いお申出額							
分割払い							
ご優待							
お預り金充当額							
小計							
キャッシング							
リボ払い							
1回払い							
手数料費用							
ご返金対象金額							
遅延損害金							
増額払いお申出額							
小計							
その他請求							

今回ご請求額の元金充当額

ご利用明細

ご利用区分	ご利用日	ご利用者 区分	ご利用店	ポイ ント 対象	今回 回数	ご利用金額	今回の お支払い金額	備考 現地通貨額 手数料・利息等	通貨略称	換算レート (円)
			「ショッピング利用」							
1回払い	20260101	0	日経ID決済	*		4,277	4,277	301		
1回払い	20260101	0	日本海新聞	*		3,300	3,300	302		
1回払い	20260107	0	ソニーネットワークコミュニケーションズ	*		627	627	303		
1回払い	20260111	0	UQ mobileご利用料金	*		3,537	3,537	304		
1回払い	20260201	0	ニホンカイケーブルネットワーク	*		9,761	9,761	305		
1回払い	20260205	0	ソニーネットワークコミュニケーションズ	*		627	627	306		
						小計				
			「その他ご利用明細」							
						小計				

303

請求番号
発行年月日362918942601_1
2026年1月7日

請求書

12月利用

ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社

登録番号 T8010701005322

前田 伸一様

(お客様番号:)

2026年1月請求金額	¥ 627
-------------	-------

繰越請求額 (税込)	
------------	--

支払方法	クレジットカード
支払期日	クレジットカード会社の振替日

◆前月ご利用分

消費税の区分	本体価格(税抜)	消費税額	合計した対価の額(税込)
10%小計	¥ 570	¥ 57	¥ 627
.. 8%小計	¥ 0	¥ 0	¥ 0
非課税小計	¥ 0	¥ 0	¥ 0
不課税小計	¥ 0	¥ 0	¥ 0
免税小計	¥ 0	¥ 0	¥ 0
合 計	¥ 570	¥ 57	¥ 627

■ご利用明細

取引年月日	取引の内容	数量	消費税率	単価	本体価格(税抜)
2025/12/31	NURO モバイル VSプラン (D) (基本使用料金)	1	10%	¥ 570	¥ 570

【特記事項】

- ・即時課金請求済み取引明細に記載のサービスは、ご契約のクレジットカードへ直接請求済みのため、「前月ご利用分」の金額には含まれません。
- ・通話料など一部のサービスは、通常より1カ月遅れでのご請求となります。
- ・即時課金済みに記載の端末料金は弊社の販売価格のため、お客様の選択されたお支払方法により実際のご購入代金と異なる場合があります。

304

料金内訳書

<凡例> U: 税込料金、*: 免税料金等、#: 旧税率計算対象料金

KDDI 株式会社

前田 伸一様

ご請求コード:

発行日: 2026年 1月 6日

1 頁

●UQモバイル電話料金

ご利用項目	金額(円)	内訳(円)
	3,537	
<12月ご利用内訳>	3,537	
▼プラン利用料	4,150	
トクトクプラン+通話放題		5,150
自宅セット割		-1,000
▼オプション使用料	0	
メールサービス利用料		200
オプション使用料割引額		-200
▼通話料/トクトクプラン+通話放題	12	
通話料		4,880
SMS送信料		12
通話放題割引額		-4,880
▼各種ダイヤルサービス通話料	50	
▼請求総額割引	-1,000	
請求総額割引額		-1,000
▼ユニバーサルサービス料	3	
▼電話リレーサービス料	1	
▼消費税等相当額(10%)	321	

●合計

3,537円

備考

お客様コード

ご利用月数は2026年 1月で 1年 5ヶ月目です。

基本使用料と通話放題(1800円)の合算額です
カウント対象回線数 1台

60歳以上通話割(メール)

0570ナビダイヤルなどの通話料です。

60歳以上通話割

10%消費税の課税対象額 3,216円

・通話放題または通話放題ライト、通話パック60にご加入の場合、電話きほんパック(V)の月額利用料が無料となります。

業区分	料金内訳	請求金額	値引金額	お支払金額 (円)
-----	------	------	------	--------------

ET	N C N ひかり200メガ	5,940	1,100	4,840
話	ケーブルプラス電話基本料	1,463	0	1,463
話	電話ユニバーサルサービス料	3	0	3
話	国内通話料	44	0	44
話	電話リレーサービス料	1	0	1
話	迷惑電話ブロック利用料	330	330	0
話	発信番号表示利用料	440	0	440

26年02月ご請求金額

¥9,761

26年02月請求先合算ご請求金額

¥9,761

305

9961-1870-1100

6791

306

請求番号

362918942602_1

発行年月日

2026年2月5日

請求書

1月利用



ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社

登録番号 T8010701005322

前田 伸一様

(お客様番号:)

2026年2月請求金額	¥ 627
-------------	-------

繰越請求額 (税込)	
------------	--

支払方法	クレジットカード
支払期日	クレジットカード会社の振替日

◆前月ご利用分

消費税の区分	本体価格(税抜)	消費税額	合計した対価の額(税込)
10%小計	¥ 570	¥ 57	¥ 627
8%小計	¥ 0	¥ 0	¥ 0
非課税小計	¥ 0	¥ 0	¥ 0
不課税小計	¥ 0	¥ 0	¥ 0
免税小計	¥ 0	¥ 0	¥ 0
合 計	¥ 570	¥ 57	¥ 627

■ご利用明細

取引年月日	取引の内容	数量	消費税率	単価	本体価格(税抜)
2026/01/31	NURO モバイル VSプラン (D) (基本使用料金)	1	10%	¥ 570	¥ 570

【特記事項】

- ・即時課金請求済み取引明細に記載のサービスは、ご契約のクレジットカードへ直接請求済みのため、「前月ご利用分」の金額には含まれません。
- ・通話料など一部のサービスは、通常より1カ月遅れでのご請求となります。
- ・即時課金済みに記載の端末料金は弊社の販売価格のため、お客さまの選択されたお支払方法により実際のご購入代金と異なる場合があります。

領収証

前田 伸一様

No.000002-5919-9473

2026年03月28日

消費税等

40円を含む。

¥448-

但し、コピー用紙代として上記正に領収いたしました。



JUNTENDÔ

ジュンテンドー 岩美店

TEL: 0857-37-5011

保管時は、こちらの印刷面を内側に折って保管してください。

担当者

登録番号: T5280001005032

226 岩美店 TEL: 0857-37-5011

毎度お買上げありがとうございます

2026年 3月28日(土)17:15 #000002
027565 8473内10 1606 国産 上質PPC (コピー) 用紙 A4 ¥448
P4517421100227小計 ¥448
買上点数 1点合計 ¥448
(税率10%対象額 ¥448)
(内消費税等10% ¥40)
お支払い ¥1,000
(内消費税等 ¥40)
お釣り ¥552

軽減は軽減税率対象

合計獲得ポイント

*****会員募集中*****

返品は1週間以内にレシートと商品
をお持ちください

按分率	1/3	をお持ちください		
費目	伝票金額 (円)	実金額 (円)	支出内容	
調査研究費			ジュンテンドー コピー用紙代 ¥448	
研修費				
会議費				
資料購入費				
資料作成費				
広報費				
事務所費				
事務費	448	149	適用年月日	伝票No
人件費			3.28	307

会派・議員連盟関係政務活動費計上額一覧表

議員名： 前田伸一

領収書等番号: 308

会派・議員連盟の名称	政務活動費計上金額	
	計上額	計上方法
会派関係（公明党）		
北朝鮮拉致問題早期解決促進鳥取県議会議員連盟	3,810	収支決算書のとおり
山陰海岸ジオパーク推進三府県議会議員の会	17,165	収支決算書のとおり
鳥取県森林・林業・林産業活性化促進議員連盟	6,342	収支決算書のとおり
鳥取県の水産業の発展を考える会	448	収支決算書のとおり
自治体立病院を考える議員の会	5,139	収支決算書のとおり
鳥取県議会看護問題対策研究議員連盟	380	収支決算書のとおり
鳥取港港湾整備利活用・圏域発展促進鳥取県議会議員連盟	90,969	収支決算書のとおり
政務活動費計上額合計	124,253	

※1)会派、各議員連盟の政務活動費計上額に係る証拠書類は、会派、各議員連盟の関係書類(収支決算書)を援用します。

※2)「計上方法」欄は、収支決算書どおりの金額を計上する場合は「収支決算書のとおり」と記載し、旅費調整など一部計上する場合はその内容を記載してください。

【様式】

令和7年度 燃料費計上額整理簿(鳥取501さ7846)

議員名

前田伸一

領収書等番号：

〔燃料費総支出額〕

月日	支出額	領収書 番号	月日	支出額	領収書 番号
4月11日	4,145 円	1	9月4日	5,518 円	16
4月18日	5,755 円	2	9月18日	5,824 円	17
4月30日	5,530 円	3	9月27日	4,981 円	18
5月16日	6,088 円	4	10月7日	5,901 円	19
5月29日	5,730 円	5	10月15日	5,845 円	20
6月8日	5,677 円	6	10月26日	5,292 円	21
6月23日	5,527 円	7	11月7日	5,865 円	22
7月5日	5,712 円	8	11月19日	5,723 円	23
7月9日	5,375 円	9	11月28日	5,294 円	24
7月12日	4,939 円	10	12月9日	5,013 円	25
7月25日	5,606 円	11	12月17日	5,235 円	26
7月16日	4,349 円	12	12月27日	5,683 円	27
8月4日	5,877 円	13	1月11日	5,650 円	28
8月18日	5,539 円	14	1月19日	4,951 円	29
8月23日	5,936 円	15	小計(A)	158,560 円	

〔自家用自動車の総走行距離〕

前年度末の累計走行キロ数(オドメーター表示数値)(B)	km
当年度末の累計走行キロ数(オドメーター表示数値)(C)	km
当年度の総走行距離(D)[(C)-(B)]	km

〔総走行距離から控除すべき走行距離〕

車賃旅費支給分にかかる自家用自動車の総走行距離(E)	km
その他控除すべき走行距離(F)	km
総走行距離から控除すべき走行距離(G)[(E)+(F)]	km

〔燃料費充当計算〕

(A)[158,560 円] × $\frac{(D)[\text{km}] - (G)[\text{km}]}{(D)[\text{km}]}$
× 按分率 [1 / 2] = []
(上限 1 / 2)

※1 累計走行キロ数は、四捨五入の上、整数で記載すること。

※2 自動車使用記録簿を一時的に併用した場合の政務活動に要した走行距離は、F欄に記載すること。

※3 改選期及び任期途中で辞職等する場合は、自動車使用の開始または終了時点の累計走行キロ数を記載して総走行距離を算定すること。

※4 年度途中に自動車を変更した場合は別業とし、新旧自動車の使用開始または終了時点の累計走行キロ数を記載して総走行距離を算定すること。

【様式】

令和7年度 燃料費計上額整理簿(鳥取501さ7846)

議員名

前田伸一

領収書等番号:

〔燃料費総支出額〕

月日	支出額	領収書 番号	月日	支出額	領収書 番号
1月28日	5,038	30			
2月6日	5,455	31			
2月12日	4,643	32			
2月23日	4,988	33			
3月20日	5,701	34			
合計(A)				184,385 円	

〔自家用自動車の総走行距離〕

前年度末の累計走行キロ数(オドメーター表示数値)(B)	26,859	km
当年度末の累計走行キロ数(オドメーター表示数値)(C)	51,206	km
当年度の総走行距離(D)[(C)-(B)]	24,347	km

〔総走行距離から控除すべき走行距離〕

車賃旅費支給分にかかる自家用自動車の総走行距離(E)	1,337	km
その他控除すべき走行距離(F)		km
総走行距離から控除すべき走行距離(G)[(E)+(F)]	1,337	km

〔燃料費充当計算〕

(A)[184,385 円] × $\frac{(D)[24,347 \text{ km}] - (G)[1,337 \text{ km}]}{(D)[24,347 \text{ km}]}$
× 按分率 [1 / 2] = [87,129]
(上限 1 / 2)

※1 累計走行キロ数は、四捨五入の上、整数で記載すること。

※2 自動車使用記録簿を一時的に併用した場合の政務活動に要した走行距離は、F欄に記載すること。

※3 改選期及び任期途中で辞職等する場合は、自動車使用の開始または終了時点の累計走行キロ数を記載して総走行距離を算定すること。

※4 年度途中に自動車を変更した場合は別業とし、新旧自動車の使用開始または終了時点の累計走行キロ数を記載して総走行距離を算定すること。



納品書
(領収書)

株式会社ヤマウチ
ヤマウチセルフ里仁給油所
鳥取県鳥取市里仁109-1
TEL:0857-28-4411
登録番号:T3470001004116

2025/04/11(金)09:46 2025/04/11

前田伸一

売上 一般クレジット

874 001000 外
レギュラー ¥3768
23.42L, 0160.9 L-4 N-10

小計 ¥3,768
外税分消費税 ¥377
(外税10%対象 ¥3768)
(外税10%消費税 ¥377)

合計 ¥4,145

承認No. 0013854
支払方法 一括
事前OK
端末処理通番 10821
端末識別番号 7734810101280 IC

※本書保管上のごお願い
財布・手帳等にはさんで保管頂く場
合は、印刷面を内側に折り保管をお
願い致します。

No.2465 担当:セルフ里仁 01

ENEOS

前田伸一
納品書(領収書)

2025年04月18日 18:29

売上 様

提携カード
車両番号 実車番
0200-00 P04
ガソリン
数量 31.45L
単価 183円 ¥5,755

合計 ¥5,755
(消費税10%対象 ¥5,755)
内消費税等 ¥523
クレジット支払

有効期限:XX/XX NC IC
支払方法:一括払い
承認番号:0013896

会員番号:
ポイント:基本P
特別P
今回計

利用ポイント
利用可能ポイント
本日付与されたポイントは2-3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、ポイントが加算
されないことがあります。

詳細はにてご確認ください。
現金で支払った場合、ポイントが加算されません。
消費税率表示のない場合は消費税を別途にて
ご請求いたします。
消費税には、地方消費税が含まれています。

株式会社 ENEOS
鳥取県 鳥取市
福部町細川平山740-6
TEL:0857-74-3331 SS-303113
登録番号:T9270002001829
レシートNo 2050-02
デ-外No7182-7185
外通番17-25410
001 2025/04/18



apollostation

きくや石油店
鳥取砂丘
鳥取県鳥取市
福部町湯山上浪瀬551-1
TEL:0857-75-2808 SS:97231-39640
登録番号:T2810692476660

クレジットカード売上票

2025年04月30日 12:53 伝票No. 1256
取引通番 6037

MAETA/SHINICHI 様

一般提供

0120-00 6583
レギュラーガソリン 外P01 ¥5027
数量 29.54L
単価 @170.18
(内ガソリン税 @53.8)

小計 ¥5027
消費税 ¥503
(外税10%対象 ¥5027)
(外税10%消費税 ¥503)

合計 ¥5,530

承認No. 0000013912
支払方法 一括
クレジットご利用額 ¥5,530
有効期限 XX年XX月 企業クレジット 0001
端末識別番号 7736410101408

2:0000000-0:0000000

「御署名欄」

前田伸一

処理日付: 2025/04/30 6583-6584
100取引

ENEOS

前田伸一
納品書(領収書)

2025年05月16日 08:28

売上

トク 様
提携カード
車両番号 実車番
0200-00
ガソリン P04
数量 33.27L *
単価 153円 ¥5,068

合計 ¥6,088
(消費税10%対象 ¥6,088
内消費税等 ¥553)
クレジット支払

有効期限: XX/XX NC IC

支払方法: 一括払い

承認番号: 0014050

会員番号:

ポイント: 基本P

特別P

今回計

利用ポイント

利用可能ポイント

本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、ポイントが加算
されないことがあります。

詳細は にてご確認ください。

現金でお支払の場合は領収書にかえさせていただきます。

消費税額表示のない場合は消費税額を請求書にて

ご請求いたします。

消費税には、地方消費税が含まれています。

尚永 砂丘東SS

鳥取県 鳥取市

福部町細川平山1740-6

TEL:0857-74-3331 SS-303113

登録番号: T9270002001829

レシートNo 4687-02

デ-クNo4368-4371

クレジット17-25951

001

2025/05/16

5

ENEOS

納品書(領収書)

2025年05月29日 07:20

売上 前田伸一様

トク
提携カード
車両番号 実車番
0200-00
ガソリン P04
数量 33.12L
単価 173円 ¥5,730

合計 ¥5,730
(消費税10%対象 ¥5,730
内消費税等 ¥521)
クレジット支払

有効期限: XX/XX NC
支払方法: 一括払い
承認番号: 0014100

会員番号:
ポイント: 基本P
特別P
今回計

利用ポイント
利用可能ポイント
本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、ポイントが加算
されないことがあります。

詳細は [] にてご確認ください。
現金でお支払いの場合は領収書にのみ記載されます。
消費税額表示のない場合は消費税を請求書にて
ご請求いたします。

消費税には、地方消費税が含まれています。

岡尚永 砂丘東SS
鳥取県 鳥取市
福部町細川平山740-6
TEL:0857-74-3331 SS-303113
登録番号: T9270002001829
E-No 5858-02
F-No 7398-7401
外通番 17-26101
001 [] 2025/05/29

6

前田伸一

apollastation

〒680-0001 鳥取県鳥取市
鳥取県鳥取市
福部町細川平山740-6
TEL:0857-74-2600 FAX:0857-74-2600
登録番号: T9270002001829

0200-00 0011 173円 5730
消費税 521
合計 ¥5,730

クレジット

0120-00 0011
173円 5730
消費税 521
合計 ¥5,730

小計 ¥5161
消費税 ¥516
(外税10%消費税) ¥5677
(外税10%消費税) ¥5677

合計 ¥5,677

7

ENEOS

前田伸一

納品書(領収書)

2025年06月24日 09:17

売上 前田伸一様

トク
提携カード
車両番号 実車番
0200-00
ガソリン P10
数量 31.95L
単価 173円 ¥5,527

合計 ¥5,527
(消費税10%対象 ¥5,527
内消費税等 ¥502)
クレジット支払

有効期限: XX/XX NC
支払方法: 一括払い
承認番号: 0014217

会員番号:
ポイント: 基本P
特別P
今回計

利用ポイント
利用可能ポイント
本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、ポイントが加算
されないことがあります。

詳細は [] にてご確認ください。
現金でお支払いの場合は領収書にのみ記載されます。
消費税額表示のない場合は消費税を請求書にて
ご請求いたします。

消費税には、地方消費税が含まれています。

岡尚永 砂丘東SS
鳥取県 鳥取市
福部町細川平山740-6
TEL:0857-74-3331 SS-303113
登録番号: T9270002001829
E-No 5858-02
F-No 7398-7401
外通番 17-26101
001 [] 2025/06/23

ENEOS

納品書 (領収書)

2025年07月05日 07:51

売上

トク

提携カード

車両番号

0200-00

ガソリン

数量

単価

32.09L

178円

P04

¥5,712

合計

(消費税10%対象

内消費税等

クレジット支払

¥5,712

¥5,712

¥519)

有効期限: XX/XX NC

支払方法: 一括払い

承認番号: 0014266

現金でお支払の場合は領収書にかえさせていただきます。

消費税額表示のない場合は消費税を請求書にて

ご請求いたします。

消費税には、地方消費税が含まれています。

御尚永 砂丘東SS

鳥取県 鳥取市

堀部町細川平山740-6

TEL: 0857-74-3331

登録番号: T9270002601829

レシートNo 2504-02

デ-タNo 6883-6886

外通番17-26636

001

2025/07/05

ヤマウチ
セルフ

納品書
(領収書)

株式会社ヤマウチ

ヤマウチセルフ岩美給油所

鳥取県岩美郡岩美町大字浦富1108-2

TEL: 0857-72-0021

登録番号: T3470001004116

2025/07/09(水) 10:15

2025/07/09

前田伸一

売上

一般クレジット

5792 001000

レギュラー

31.08L, J

0157.2 L-6 N-16

小計

外税分消費税

(外税10%対象

(外税10%消費税

¥4,886

¥489

¥4686)

¥489)

合計

¥5,375

承認No. 0014282

支払方法 一括

事前予約 OK

端末処理通番 13780

端末識別番号 7734810101279 IC

※本書保管上のごお願い

財布・手帳等にはさんで保管頂く場

合は、印刷面を内側に折り保管をお

願い致します。

No.5061

担当: セルフ岩美 01

ENEOS

納品書 (領収書)

2025年07月12日 15:40

売上

トク

提携カード

車両番号

0026-00

レギュラー

30.68L

実車番

P-08

*

¥4,939

¥4,939

¥4,939

¥449)

合計

(消費税0%対象

内消費税等

クレジット支払

有効期限: XX/XX NC

支払方法: 一括払い

承認番号: 0014308

会員番号:

ポイント: 基本P

特別P

特別P (SS)

今回計

利用ポイント

利用可能ポイント

本日付与されたポイントは2~3日

目以降に反映されます。有効期限切

の理由で、ポイントが加算

されないことがあります。

詳細はにてご確認ください。

現金でお支払の場合は領収書にかえさせていただきます。

消費税額表示のない場合は消費税を請求書にて

ご請求いたします。

消費税には、地方消費税が含まれています。

株式会社オカムラ

DDセ 谷上SS

兵庫県 神戸市 北区

谷上西町11-5

TEL: 078-583-4450

登録番号: T6140001060387

レシートNo 5503-03 デ-タNo 7600-7603

外通番17-69085

099D

2025/07/12

オイル交換予約受付中
ご予約いただくと待ち時間なく
スムーズに作業が行えます
TEL
078-583-4450



apollostation

きくや石油店
鳥取砂丘
鳥取県鳥取市
福部町湯山上渡瀬551-1
TEL:0857-75-2808 SS:97231-39640
登録番号: T2810697476660

クレジットカード売上票

2025年07月25日 08:40 伝票No. 7431
取引通番 6024

MAETA/SHINICHI 様

一般提供

0120-00 4439
レギュラーガソリン 外P04 ¥5096
数量 31.11L
単価 2163.81
(内ガソリン税 253.8)

小計 ¥5096
消費税 ¥510
(外税10%対象 ¥5096)
(外税10%消費税 ¥510)

合計 ¥5,606



納品書
(領収書)

株式会社ヤマウチ
ヤマウチセルフ岩美給油所
鳥取県岩美郡岩美町大字浦富1108-2
TEL:0857-72-0021
登録番号: T3470001004116

2025/07/16(水)16:53 2025/07/16

前田伸一 様
売上 00223 一般クレジット

1368 001000 外
レギュラー ¥3954
25.15L, 1 0157.2 L- 4 N-10

小計 ¥3,954
外税分消費税 ¥395
(外税10%対象 ¥3954)
(外税10%消費税 ¥395)

合計 ¥4,349

承認No. 0014332
支払方法 一括
事前決済 OK
端末処理通番 14877
端末識別番号 7734810101279 IC

※本書保管上のごお願い
財布・手帳等にはさんで保管頂く場
合は、印刷面を内側に折り保管をお
願い致します。

No.2487

担当:セルフ岩美 01

ENEOS

納品書(領収書)

2025年08月04日 14:59

売上 前田伸一 様

トク 様
提携カード
車両番号 実車番
0200-00
ガソリン P04
数量 33.39L
単価 176円 ¥5,877

合計 ¥5,877
(消費税10%対象 ¥5,877)
内消費税等 ¥534
クレジット支払

有効期限: XX/XX NC IC
支払方法: 一括払い
承認番号: 0014407

会員番号:

ポイント: 基本P

特別P

今回計

利用ポイント

利用可能ポイント

本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、ポイントが加算
されないことがあります。

詳細は にご確認下さい。

現金で支払った場合は領収書にかえさせて頂くを
お求めいたします。

消費税には、地方消費税が含まれています。

尚永 砂丘東SS

鳥取県 鳥取市

福部町細川平山740-6

TEL:0857-74-3331

SS-303113

登録番号: T9270002001829

シートNo 5550-02

デ-外No5064-5067

外通番17-27204

001

2025/08/04

ENEOS ENEOS

納品書(領収書)

2025年08月18日 13:39

売上 前田伸一様
トク 提携カード
車両番号 実車番
0200-00
ガソリン P10
数量 31.47L
単価 176円 ¥5,539

合計 ¥5,539
(消費税10%対象 ¥5,539
内消費税等 ¥504)
クレジット支払

有効期限: XX/XX NC IC
支払方法: 一括払い
承認番号: 0014506
会員番号:

ポイント: 基本P P
特別P P
今回計 P
利用ポイント P
利用可能ポイント P

本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、ポイントが加算
されないことがあります。

詳細はにてご確認ください。
現金でお支払いの場合は領収書にかえて頂きます。
消費税額表示のない場合は消費税を請求書にて
ご請求いたします。

消費税には、地方消費税が含まれています。
尚永 砂丘東SS
鳥取県 鳥取市
福部町細川平山740-6
TEL: 0857-74-3331 SS-303113
登録番号: T9270002001829
シートNo 6952-04
デ-外No8857-8860
外通番17-27498
00

2025/08/18

納品書(領収書)

2025年08月23日 17:42

売上 前田伸一様
トク 提携カード
車両番号 実車番
0200-00
ガソリン P10
数量 33.73L
単価 176円 ¥5,936

合計 ¥5,936
(消費税10%対象 ¥5,936
内消費税等 ¥540)
クレジット支払

有効期限: XX/XX NC IC
支払方法: 一括払い
承認番号: 0014514
会員番号:

ポイント: 基本P P
特別P P
今回計 P
利用ポイント P
利用可能ポイント P

本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、ポイントが加算
されないことがあります。

詳細はにてご確認ください。
現金でお支払いの場合は領収書にかえて頂きます。
消費税額表示のない場合は消費税を請求書にて
ご請求いたします。

消費税には、地方消費税が含まれています。
尚永 砂丘東SS
鳥取県 鳥取市
福部町細川平山740-6
TEL: 0857-74-3331 SS-303113
登録番号: T9270002001829
シートNo 7489-04
デ-外No0277-0280
外通番17-27615
001

2025/08/24



納品書 (領収書)

株式会社ヤマウチ
ヤマウチセルフ里仁給油所
鳥取県鳥取市里仁109-1
TEL: 0857-28-4421
登録番号: T3470001004116

2025/09/04(木) 21:41 2025/09/04

売上 前田伸一様 00223
一般クレジット

7226 001000 外
レギュラー ¥5016
31.91L 0157.2 L-3 N-7

小計 ¥5,016
外税分消費税 ¥502
(外税10%対象 ¥5016)
(外税10%消費税 ¥502)

合計 ¥5,518

承認No. 0014589
支払方法 一括
事前OK
端末処理通番 19902
端末識別番号 7734810101280 IC

※本書保管上のお願
財布・手帳等にはさんで保管頂く場
合は、印刷面を内側に折り保管をお
願い致します。

No.5542 担当: セルフ里仁 01

17

18

19

ENEOS

前田 伸一
納品書(領収書)

2025年09月18日 08:23

売上
トク
提携カード
車両番号 0200-00
ガソリン
数量 32.72L
単価 178円
P07
*
¥5,824
合計 ¥5,824
(消費税10%対象 ¥5,824
内消費税等 ¥529)
クレジット支払

有効期限: XX/XX NC IC
支払方法: 一括払い
承認番号: 0014654
現金でお買上げの場合は領収書にかえさせていただきます。
消費税額表示のない場合は消費税を請求書にてご請求いたします。
消費税には、地方消費税が含まれています。
尚永 砂丘東SS
鳥取県 鳥取市
福部町細川平山740-6
TEL: 0857-74-3331 SS-303113
登録番号: T9270002001829
シートNo 2881-03
デ-クNo 6551-6554
外通番 17-28021

2025/09/18



apollostation

きくや石油店
鳥取砂丘
鳥取県鳥取市
福部町湯山上渡瀬551-1
TEL: 0857-75-2808 SS: 97231-39640
登録番号: T2810692476660

クレジットカード売上票

2025年09月27日 12:22 伝票No. 2124
取引通番 9789

MAETA/SHINICHI
一般提携

0120-00 0517
レギュラーガソリン 外P04 ¥4528
数量 27.64L
単価 @163.81
(内ガソリン税 @53.8)

小計 ¥4528
消費税 ¥453
(外税10%対象 ¥4528)
(外税10%消費税 ¥453)

合計 ¥4,981

ENEOS

前田 伸一
納品書(領収書)

2025年10月07日 08:56

売上
トク
提携カード
車両番号 0200-00
ガソリン
数量 33.15L
単価 177円
P04
*
¥5,901
合計 ¥5,901
(消費税10%対象 ¥5,901
内消費税等 ¥536)
クレジット支払

有効期限: XX/XX NC IC
支払方法: 一括払い
承認番号: 0014753
現金でお買上げの場合は領収書にかえさせていただきます。
消費税額表示のない場合は消費税を請求書にてご請求いたします。
消費税には、地方消費税が含まれています。
尚永 砂丘東SS
鳥取県 鳥取市
福部町細川平山740-6
TEL: 0857-74-3331 SS-303113
登録番号: T9270002001829
シートNo 4662-02
デ-クNo 1258-1261
外通番 17-28352

2025/10/07

20



apollostation

きくや石油店
鳥取砂丘
鳥取県鳥取市
福部町湯山渡瀬551-1
TEL:0857-75-2808 SS:97231-39640
登録番号:T2810692476660

クレジットカード売上票

2025年10月15日 12:43 伝票No. 3200
取引通番 5651

MAETA/SHINICHI 様

一般提携

0120-00 1894
レギュラーガソリン 外P04 ¥5314
数量 32.44L
単価 @163.81
(内ガソリン税 @53.8)

小計 ¥5314
消費税 ¥531
(外税10%対象 ¥5314)
(外税10%消費税 ¥531)

合計 ¥5,845

21

ENEOS

前田 伸一
納品書(領収書)

2025年10月26日 16:39

売上

トク [REDACTED] 様

提携カード
車両番号 実車番
0200-00 P04
ガソリン
数量 29.73L
単価 178円 ¥5,292

合計 ¥5,292
(消費税10%対象 ¥5,292
内消費税等 ¥481)
クレジット支払

有効期限: XX/XX NC IC

支払方法:一括払い

承認番号: 0014894

現金でお買上げの場合は領収書にかえさせていただきます。
消費税額表示のない場合は消費税を請求書にて
ご請求いたします。
消費税には、地方消費税が含まれています。

(株)尚永 砂丘東SS

鳥取県 鳥取市

福部町細川平山740-6

TEL:0857-74-3331

SS-303113

登録番号:T9270002001829

シートNo 6421-02

デ-タNo5945-5948

外通番17-28678

001 [REDACTED]

2025/10/26

22



apollostation

お客様控え

(クレジット領収書)

379780
カーライフサポート鳥取県町SS
TEL 0857-30-3040
出光リテール販売(株)
本社 東京都中央区新富一丁目18-8 8F

登録番号 T2010001126403

2025年11月 7日

18:09

売上

MAETA SHINICHI 様

クレジット

レギュラーガソリン P-10(内)
34.10L @172.0 5866円
01200.00
(内、値引) -@3.0 -102円)

合計 5,866円
(内、消費税等(10.00%) 533円)

支払区分:一括

承認No. 0000014869

端末識別番号: 0817601378780

端末処理通番: 10084

ATC: 0070

IC/MS識別子: IC

AID: [REDACTED]

カードシーケンス番号: 01

伝No: 10114

担当: 8800

26



apollostation

きくや石油店
鳥取砂丘
鳥取県鳥取市
福部町湯山上渡瀬551-1
TEL:0857-75-2808 SS:97231-39640
登録番号:T2810692476660

クレジットカード売上票

2025年12月17日 09:52 伝票No. 7239
取引通番 8755

MAETA/SHINICHI 様

一般提携

0120-00 7063
レギュラーガソリン 外P01 ¥4759
数量 31.69L
単価 @150.18
(内ガソリン税 @53.8)

小計 ¥4759
消費税 ¥476
(外税10%対象 ¥4759)
(外税10%消費税 ¥476)

合計 ¥5,235

27

前田伸一

ENEOS

納品書(領収書)

ガソリン税にも消費税が課税されて
います。

2025年12月17日 14:17

売上

トク様

提携カード

車両番号

実車番

2000-00

レギュラーガソリン P-10

33.83L

168円

¥5,683

合計

¥5,683

(消費税10%対象

¥5,683

内消費税等

¥517)

クレジット支払

有効期限: XX/XX NC ICS

支払方法:一括払い

承認番号: 0015123

有限会社福田石油店 鳥取南SS
鳥取県鳥取市桂木244-1
TEL:0857-51-8156 SS-031010
登録番号:T1270002001290
店No 5910-02
テ-ルNo9820-9823
外通番17-57923
014 2025/12/27



apollostation

きくや石油店
鳥取砂丘
鳥取県鳥取市
福部町湯山上渡瀬551-1
TEL:0857-75-2808 SS:97231-39640
登録番号:T2810692476660

クレジットカード売上票

2026年01月11日 16:12 伝票No. 8809
取引通番 9955

MAETA/SHINICHI 様

一般提携

0120-00 9095
レギュラーガソリン 外P01 ¥5136
数量 34.41L
単価 @149.27
(内ガソリン税 @28.7)

小計 ¥5136
消費税 ¥514
(外税10%対象 ¥5136)
(外税10%消費税 ¥514)

合計 ¥5,650

29

30

31

ENEOS

前田伸一
納品書(領収書)

2026年01月19日 18:38

売上

トク

提携カード

車両番号 実車番

0200-00

ガソリン

P04

数量 30.56L *
単価 162円 ¥4,951

合計 ¥4,951

(消費税10%対象 ¥4,951

内消費税等 ¥450)

クレジット支払

有効期限: XX/XX NC IC

支払方法: 一括払い

承認番号: 0015206

現金でお買上げの場合は領収書にかえさせていただきます。

消費税額表示のない場合は消費税を請求書にて

ご請求いたします。

消費税には、地方消費税が含まれています。

(株)尚永 砂丘東SS

鳥取県 鳥取市

福部町細川平山740-6

TEL: 0857-74-3331 SS-303113

登録番号: T9270002001829

シートNo 6666-02

デ-7No5482-5485

外通番17-29796

001

2026/01/19



apollostation

きくや石油店

鳥取砂丘

鳥取県鳥取市

福部町湯山上渡瀬551-1

TEL: 0857-75-2808 SS: 97231-39640

登録番号: T2810692476660

クレジットカード売上票

2026年01月28日 13:32 伝票No. 9974

取引通番 5833

MAETA/SHINICHI 様

一般提携

0120-00 0570

レギュラーガソリン 外P04 ¥4580

数量 30.68L

単価 @149.27

(内ガソリン税 @28.7)

小計 ¥4580

消費税 ¥458

(外税10%消費税 ¥4580)

(外税10%消費税 ¥458)

合計 ¥5,038

ENEOS

前田伸一
納品書(領収書)

2026年02月06日 08:21

売上

トク

提携カード

車両番号 実車番

0200-00

ガソリン

P10

数量 33.67L *
単価 162円 ¥5,455

合計 ¥5,455

(消費税10%対象 ¥5,455

内消費税等 ¥496)

クレジット支払

有効期限: XX/XX NC IC

支払方法: 一括払い

承認番号: 0015255

現金でお買上げの場合は領収書にかえさせていただきます。

消費税額表示のない場合は消費税を請求書にて

ご請求いたします。

消費税には、地方消費税が含まれています。

(株)尚永 砂丘東SS

鳥取県 鳥取市

福部町細川平山740-6

TEL: 0857-74-3331 SS-303113

登録番号: T9270002001829

シートNo 1051-04

デ-7No9386-9389

外通番17-29954

001

2026/02/06

32

33

34

ENEOS

前田伸一
納品書(領収書)

2026年02月12日 16:40

売上

トク 様
提携カード
車両番号 実車番
0200-00
ガソリン P10
数量 28.66L *
単価 162円 ¥4,643

合計 ¥4,643
(消費税10%対象 ¥4,643
内消費税等 ¥422)
クレジット支払

有効期限: XX/XX NC IC
支払方法: 一括払い
承認番号: 0015271

現金でお買上げの場合は領収書にかえさせていただきます。
消費税額表示のない場合は消費税を請求書にて
ご請求いたします。

消費税には、地方消費税が含まれています。

(株)尚永 砂丘東SS

鳥取県 鳥取市

福部町細川平山740-6

TEL:0857-74-3331 SS-303113

登録番号: T9270002001829

レシートNo 1624-04

デ-タNo0955-0958

外通番17-30036

001

2026/02/12

ENEOS

前田伸一
納品書(領収書)

2026年02月23日 13:26

売上

トク 様
提携カード
車両番号 実車番
0200-00
ガソリン P04
数量 30.79L *
単価 162円 ¥4,988

合計 ¥4,988
(消費税10%対象 ¥4,988
内消費税等 ¥453)
クレジット支払

有効期限: XX/XX NC IC
支払方法: 一括払い
承認番号: 0015370

現金でお買上げの場合は領収書にかえさせていただきます。
消費税額表示のない場合は消費税を請求書にて
ご請求いたします。

消費税には、地方消費税が含まれています。

(株)尚永 砂丘東SS

鳥取県 鳥取市

福部町細川平山740-6

TEL:0857-74-3331 SS-303113

登録番号: T9270002001829

レシートNo 2563-02

デ-タNo3482-3485

外通番17-30149

001

2026/02/23



領収書

印紙税申告納

付につき京橋

税務署承認済

379780

カーライフサポート鳥取県町SS

TEL 0857-30-3040

出光リテール販売(株)

本社 東京都中央区新富一丁目18-8 8F

登録番号 T2010001126403

2026年 3月20日

17:55

売上

前田伸一 様

現金固定 01-379780-90001-0000-9

レギュラーガソリン P-9(内)
34.14L @167.0 5701円
01200.00
(内、値引) -@3.0 -102円)

合計 5,701円
(内、消費税等(10.00%) 518円)
(内、P支払可能金額 5,701円)

預り金 10,000円
釣銭 4,299円

【様式】

政 務 活 動 一 覧

議員名：前田伸一

旅行期間	活動日時	活動先			政務活動の内容	関連領収書番号
		住所	活動先の名称	対応部局等		
7.5.13 7.5.14	7.5.14 11:30～ 12:00	大阪市此花区 夢洲中1丁目	大阪関西万博	(公社) 2025年日本国 際博覧会協会	万博の概要と 地域における 万博の活用に ついて	507, 508, 5 09, 510, 51 1, 512, 513 , 514
7.5.20	7.5.20 13:30～ 16:00	広島県竹原市	・2級河川本川(現 地) ・竹原市役所	広島県庁河川 課ほか	特定都市河川指定に ついて	515, 516, 5 17
7.6.2	7.6.2 13:00～ 14:30	東京都千代田 区永田町2-2-1	衆議員第2会 館	厚生労働省老 健局介護保険 計画課	次期介護保険 計画の検討状 況の調査	601, 602, 6 03, 604, 60 5
7.6.4	7.6.4 10:00～ 11:00	鳥取市湖山町 南4丁目101	鳥取大学	三輪浩教授	流域治水の進 め方	606
7.6.30 7.7.1	7.7.1 10:30～ 17:00	大阪市此花区 夢洲中1丁目	大阪関西万博	鳥取県庁農林 水産部他	鳥取県の日 の調査	902
7.7.23	7.7.23 10:50～ 11:30	石川県輪島市	輪島港	能登港湾空港 復興推進室	港湾災害復旧 事業について	議連関係 経費資料 参照
7.7.23	7.7.23 14:00～ 16:00	石川県七尾市	七尾港 和倉港	能登港湾空港 復興推進室	港湾災害復旧 事業について	議連関係 経費資料 参照
7.7.24	7.7.24 9:30～ 11:00	石川県金沢市	金沢港	石川県	物流、クルー ズ、復興状況に ついて	議連関係 経費資料 参照
7.8.28	7.8.28 13:30～ 15:00	鳥取市尚徳町	鳥銀文化会館	文科省 上久保秀樹	学びの多様化 学校の説明	901
7.9.4	7.9.4 14:15～ 16:40	鳥取市東町1- 202	鳥取県議会公 明党控室	住宅政策課 県警本部	耐震改修計画 岩戸海難事故	905
7.9.8	7.9.8 13:00～ 14:30	高知県南国市 物部200	高知大学物部 キャンパス	深田陽久教授	産業としての 養殖業の将来 展望	903, 913
7.9.8	7.9.8 15:00～ 16:30	高知市丸ノ内 1-2-20	高知県庁	水産業振興課 土井課長他2 名	水産業におけ る女性・若者の 活躍推進	903, 913

7.10.8～ 10.9	7.10.9 10:20～ 10:40	東京都千代田 区永田町	総理官邸	石破内閣総理 大臣	政策要望書の 提出	1009 ～1017
7.10.8～ 10.9	7.10.9 13:30～ 14:30	東京都千代田 区永田町2-2-1	衆議員第1会 館	総務省自治行 政局行政課藤 本元太理事官	広域リージョ ン連携のレク	1009 ～1017
7.10.19～ 10.21	7.10.20 9:00～ 15:40	茨城県日立市 幸町1-21-1	日立シビック センター	日中友好協会 ほか	日中友好交流 会議出席	1020 ～1026
7.10.28	7.10.28 10:00～ 11:00	兵庫県神戸市 中央区下山手 通5丁目10-1	兵庫県庁	土木部契約管 理課 県民生活部暮 らし安全課	① 刑務所出所者 を雇用する民 間事業者への 公共事業等入 札における加 点制度につい て ② 再犯防止推進 計画等につい て	1027, 1028
7.10.28	7.10.28 13:00～ 15:00	大阪府池田市 城南1-8-23	(株)プラステ コ	代表取締役 林龍太郎	プラスチック 由来の海岸漂 着物削減	1029 ～1033
7.11.9～ 11.11	7.11.10 9:30～ 16:45	東京都千代田 区永田町	衆・参議員会館 各省庁	石破議員他秘 書含め12名 観光庁、環境 省、内閣府、文 科省	要望活動	1108 ～1116
7.11.11～ 11.12	7.11.12 13:20～ 15:30	茨城県つくば 市	森林総合研究 所	高橋正義チー ム長、川村竜也 総括審議役	柳のバイオマ ス燃料として の栽培と展開 の可能性につ いてのレク	1108, 1117 ～1125
7.11.15	7.11.15 11:00～ 14:20	鳥取県鳥取市 永楽温泉町403	ホテルモナー ク鳥取	鳥取県日中友 好協会	臨時理事会と 鳥大・環大中国 人留学生意見 交換会	1126
8.1.10 8.1.11	8.1.10 9:20～17:40 8.1.11 9:20～12:00	米子市	米子コンベン ションセンタ ー		あいサポート フォーラム研 修	1208, 107～109, 110
8.2.22	8.2.22 13:30～14:30	鳥取市	白兔会館	鳥取県スポー ツ協会	表彰式出席	206

- ・交通費（JR等運賃、タクシー代、駐車場代）、宿泊費、会議等への参加費及び会議の開催経費（会場代、講師謝金等）に政務活動費を充当する場合に記載すること。
- ・移動日等も含め政務活動が複数日に渡る場合は、移動日等を含めた「旅行期間」と実際の政務活動を行った「活動日時」を記載すること。なお、旅行期間が1日である場合は、旅行期間欄は空欄とし、活動日時欄の時間は記載不要とする。
- ・県外及び国外での政務活動については、別途「活動報告（県外・国外）」を提出すること。

活 動 報 告（県外）

議員名： 前田 伸一

活 動 事 項	2025 年大阪・関西万博自治体向け研修「会場内説明会」「パビリオン」視察
活 動 年 月 日	令和 7 年 5 月 13 日 移動日 宿泊 研修：令和 7 年 5 月 14 日、午前 11 時 30 分～12 時 政務活動 日本館視察：同日午後 3 時 50 分から 4 時 30 分 政務活動
場 所	大阪市此花区夢洲中 1 丁目
活動の相手方	（公社） 2025 年日本国際博覧会協会
活 動 の 目 的	万博の内容の現地確認と地方誘客の可能性の調査
活 動 の 内 容	万博の概要と地域における万博の活用と紹介について当局より説明を受けた。 日本館等の視察
活動の結果等	視察当日の最高気温は 27 度。会場に十万人近い観客が入っており、一つのパビリオンを鑑賞するのに短くて 30 分、長いパビリオンでは 2 時間待ちであり、一日万博会場を回るだけでも大変体力を必要とする。関西広域連合のパビリオンは予約がなければ入ることができず視察ができなかった。鳥取県のパビリオンについては博覧会協会の説明の中でも特徴的なパビリオンとなっており大変好評を得ていると説明を受けた。鳥取県への誘客にどのように結びつくのか確認することができなかったのが残念である。万博のパビリオンの数は日本語紹介するものと比べ圧倒的に海外のものが多い印象を受けた。鳥取県をはじめとする地方への誘客にどのように結びつけるのか、今回の施設では手がかりとなることをつかむことができなかった。
関連領収書番号	507、508、509、510、511、512、513、514

活 動 報 告（県外）

議員名： 前田 伸一

活 動 事 項	流域治水の先進地視察
活 動 年 月 日	令和 7 年 5 月 20 日（火） P M1:30～4:00 政務活動
場 所	広島県竹原市の本川（2 級河川）
活動の相手方	広島県庁水頭河川課長ほか
活 動 の 目 的	塩見川の特定期都市河川指定にあたっての検討事項の調査
活 動 の 内 容	現地視察並びに担当者との意見交換
活 動 の 結 果 等	竹原市を流れる本川は平成 30 年の西日本豪雨と令和 3 年の 7 月の豪雨により氾濫し、本川流域の 300 戸弱で浸水被害が発生している。令和 4 年 3 月には特定都市河川流域指定に向けた手続きを開始し、同年 7 月には指定を受けている。現在、河川の拡幅整備（県）とポンプ場の整備（市）が行われている。 当該河川の流域は以前塩田であった土地が開発され住宅地になっている。また、満潮時の潮位が高いことから、河川堤防から溢水しやすい地形となっていた。工事現場は河口に近いことから河床掘削もできず、流下能力向上のためには川幅を広げる事しか選択肢はないとのこと。家屋移転を伴う拡幅工事を急ピッチで行っていた。 特定都市河川流域指定にむけた住民との合意形成については、住民が浸水被害を経験していることもあり、「雨水浸透阻害行為における雨水貯留浸透施設の義務付け規定」に対する抵抗感はなかったようだ。 なお、県が流域指定するにあたり竹原市が住民の意向を調査し、竹原市の同意を得ることで県は指定手続きを行っていた。開発が可能なエリアはほとんど無いことが、手続きがスムーズに進んだ一つの要因と感じた。 また、河川工学や都市計画の専門家も住民と一緒に合意形成を行うことも有効とのお話があり、大変参考となった。
関連領収書番号	515、516、517

活 動 報 告（県外）

議員名： 前田 伸一

活 動 事 項	次期介護保険事業計画策定に向けた検討状況の調査
活 動 年 月 日	令和 7 年 6 月 2 日（月） 13:00～14:30 政務活動
場 所	衆議院第二議員会館第一会議室
活動の相手方	厚生労働省老健局 介護保険計画課長 大竹雄二 様
活 動 の 目 的	本県の介護を取り巻く環境や課題を国の計画に盛り込むこと
活 動 の 内 容	次期計画の検討状況の調査及び要望・意見交換
活動の結果等	1 これまでの介護保険での成果 2 これからの社会保障、世の中はどう変化していくのか 3 介護保険の見直しに向けた検討状況。現在やこれからの課題にどう対応していくのか 以上 3 点についてお話を伺った。 介護保険がスタートして 25 年、高齢者になくってはならない制度として、介護保険が定着してきた。在宅サービス利用者は 2000 年から 2022 年までの 25 年で 97 万人から 437 万人へ 4.5 倍の伸びとなっている。また、2040 年に向けて高齢者の人口増加が緩やかになる一方で、生産年齢人口の減少が加速化する。単身世帯の割合の増加、共働きの主流化、実質経済成長率の鈍化といった社会の変化も特徴的である。 今、第 10 期介護保険事業が検討されているが、その内容の一つとして人口減少に対する地域の対応が論点となっている。市町村が地域の実態に合わせて包括的にサービスを提供することも検討されているとの事。また人手不足の問題は介護業界にのみ限定されるものではなく、建設、運輸等様々な生活関連サービスで発生している。行政の立割ではなく、各分野の横断を刺すような連携を行いサービス提供に取り組んでいくことが重要であるとの見解を示された。 また、出席した各事業者からは、3 年に 1 度の報酬改定は物価の上昇局面では賃金の実態を反映しづらい。また、介護施設で利用者の食費の実態が公定価格を大きく上まわっており補足給付制度の見直しも必要ではないか。具体的に、食費は 1 日 1445 円で決められている。1 人 1 日の実際の食費は 1900 円となっており、100 人規模の施設では 1 年間に 18,000,000 円の赤字となる。なんとかならないかとの切実な要望もあった。 6 月定例会で公明党として執行部に食費の物価高騰対策を打てるよう意見すべきと感じた。
関連領収書番号	601, 602, 603, 604, 605

令和7年5月吉日

各 位

介護保険を充実する会
代表 細田元教

第10期介護保険事業計画についての研修会及び意見交換会

拝啓 時下ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記のことにつきまして下記の日時において、厚生労働省 黒田 秀郎 老健局長 様、大竹 雄二 老健局介護保険計画課長 様によります研修及び意見交換会を開催することになりました。

この度、大変お忙しい中、研修会の機会を得ることができました。行政のお立場から令和9年度の改正に伴います社会保障・介護保険制度のこれからについてご教示頂く機会となろうかと存じます。

参加を希望されます方は、別紙の参加申込書に必要事項をご記入の上、メールまたはFAXにてお申し込み下さい。

敬具

記

◇日 時 : 令和7年6月2日(月) 12時30分～

◇場 所 : 東京都千代田区永田町2丁目1-2 衆議院第二議員会館 ロビー集合

◇会 場 : 衆議院第二議員会館 第一会議室(地下1階)

◇次 第 :

13:00～13:05 挨拶 谷合 正明 参議院議員

13:05～13:30 挨拶 厚生労働省 黒田秀郎 老健局長

13:30～14:30 講演 厚生労働省 大竹雄二 老健局介護保険計画課長

14:30～14:40 休憩

14:40～15:40 質疑応答

以上

活 動 報 告(県外)

議員名： 前田 伸一

活 動 事 項	2025 年大阪・関西万博視察（鳥取県の日）
活 動 年 月 日	移動日：令和 7 年 6 月 30 日 前泊 研修：令和 7 年 7 月 1 日、午前 10 時 30 分～17 時
場 所	大阪市此花区夢洲中 1 丁目
活動の相手方	鳥取県食パラダイス推進課ほか関係部署
活 動 の 目 的	鳥取県の日、各種イベント視察
活 動 の 内 容	因幡の傘踊りほか民族芸能 水木しげる物語リーディング 平原綾香コンサート 鳥取県ブース視察
活動の結果等	酷暑にもかかわらず大勢の観客でにぎわった。 鳥取県ブースでの仕掛けも体感でき、工夫を凝らしており、人気のブースの所以を確認できた。
関連領収書番号	902

活動報告（県外）

議員名：前田 伸一

活動事項	輪島港の視察
活動年月日	令和7年7月23日（水）10:50～11:30 政務活動
場所	石川県輪島市
活動の相手方	能登港湾復興推進室
活動の目的	能登半島地震からの復興調査
活動の内容	現地調査
活動の結果等	輪島港は、令和6年の能登地震で海底が隆起。最高2m海底地盤が上がったことから、現在も港内の浚渫を行っている。 また、震災発災後、港は全壊とはならず、補修を加えレバ利用できる状況であったことから、被災地への水等救援物資の搬入に輪島港が活用されたとのことであった。 道路網が脆弱なエリアにおいて、有事の大量の物資運搬が可能な船舶と港湾施設の重要な手段である。 岸壁の災害復旧は国交省が代行で実施している。鳥取港においても普段からの災害への備えを国県市が連携し行っていくことが重要と感じた。
関連領収書番号	※議連関係経費資料参照

活 動 報 告 (県外)

議員名： 前田 伸一

活 動 事 項	七尾港、和倉港の視察
活 動 年 月 日	令和7年7月23日(水) 14:00～16:00 政務活動
場 所	石川県七尾市
活動の相手方	能登港湾復興推進室
活 動 の 目 的	能登半島地震からの復興調査
活 動 の 内 容	現地調査
活動の結果等	○七尾港 七尾港のある能登地方は山陰と似た地勢となっている。 七尾港の利用実態は、木材(外材)と港の近くにある火力発電所で使用する石炭が中心である。 鳥取県は皆伐再生林に力を入れている。岡山県北部や兵庫県北部でも皆伐再生林に力を入れて、圏域の森林資源を有効活用しなければならない。鳥取港を活用して木材を搬出する道筋を林業部門と港湾部門が一体となって進めるべきと感じた。 ○和倉港 石川県の有名な温泉地和倉温泉も能登半島地震で大きな被害が出ており、温泉旅館加賀屋も被災し、いまだ営業再開に至っていない。和倉温泉の魅力は各旅館の露天風呂から海が見えるシチュエーションにあるとのこと。 海岸護岸も地震で被災し、急ピッチで復旧工事を行っていた。海岸線は管理者ごとに行なっているが、七尾市の管轄部分は国交省と委託契約をかわし、国交省が代行で復旧工事を行い、一部民有地についても所有者が七尾市に寄贈を行った後国交省と七尾市の委託契約により国交省が工事を実施している。 有事の部門を超えた連携が復興をスピードアップすることになる。 鳥取でも参考になる事例と思う。
関連領収書番号	※議連関係経費資料参照

活 動 報 告（県外）

議員名： 前田 伸一

活 動 事 項	金沢港の視察
活 動 年 月 日	令和 7 年 7 月 24 日（木） 9:30～11:00 政務活動
場 所	石川県金沢市
活動の相手方	石川県
活 動 の 目 的	物流、クルーズ、復興状況の調査
活 動 の 内 容	現地調査
活 動 の 結 果 等	金沢港は昭和 38 年の三八豪雪で陸上輸送での物流が滞ったことが契機となり海上輸送の機能強化を目的に昭和 39 年重要港湾に指定されている。また平成 19 年には大手機械メーカーのコマツが石川県から茨城に移転する話が持ち上がり、行政や経済界が地域経済への影響を憂慮し国に金沢港の整備を要望した結果、国際ターミナルの整備が進みコマツの移転は白紙となった。このようなエピソードの紹介があった。翻って鳥取港を見たとき自社製品を輸出できるような大企業はなく鳥取港の利便性をフル活用できる産業の育成が望まれる。そのためにも鳥取港の後背地の整備と地場産業の育成強化が喫緊の課題である。金沢港はクルーズ船誘致にも力を入れている。具体的には令和七年度の取り組みとして SNS を活用した情報発信、また、クルーズ船の受け入れ体制の整備として金沢港クルーズウェルカムクラブを設立している。現在会員数は 9 0 0 0 人を突破しているとのことであった。 日本は高齢化に伴いクルーズ人口が今後 1 0 倍程度拡大することが期待されており有望な市場となっている。金沢港クルーズターミナルを現地見学し、新たな港の賑わいの拠点としてコンサートや展示会、ステージイベントなどを随時催しているとのこと。単なる物流拠点ではなく、賑わいの拠点としての港の活用は本県の港湾整備と活用に参考となる事例であった。
関連領収書番号	※議連関係経費資料参照

活 動 報 告（県外）

議員名： 前田 伸一

活 動 事 項	高知県庁の視察・調査
活 動 年 月 日	令和7年9月8日（月）13:00～14:30 政務活動
場 所	高知県南国市物部 200 高知大学物部キャンパス
活動の相手方	水族栄養学教室教授 深田陽久
活 動 の 目 的	水産業における女性・若者の活躍推進についての調査
活 動 の 内 容	飼料確保・開発・魚病予防、効率的な養殖システムの開発について資料をもとにレクチャーを受けた
活動の結果等	世界の養殖の実情は、中国・アジアでの伸びが圧倒的であり、アフリカでも徐々に伸びている。ヨーロッパは伸びていない。世界の養殖は内水面が6割、海面が4割。日本は海水面がメインで、生産量はブリ、タイ、クロマグロの順となっている。 日本の内水面ではウナギが多い。海面生簀の特徴は赤潮と高水温の影響を受けること。長崎のある地域で全滅の事例あり。 陸上生けす（かけ流し）：設備コストが低廉であるものの水温調節や海水の場合塩水による機器へのダメージが大きい。 陸上生けす（閉鎖循環式 Ras）：基本的に病気フリー。しかしゲオスミン臭が生じるため臭み抜きが必要。電気代などのランニングコストもかかる。 養殖の効率化のためには良い受精卵または稚魚をとること。日本は稚魚を自ら作りその技術が漏洩しないようにしている。漁病への対策はワクチンが主となっている。しかしワクチンも絶対ではない。養殖技術は専門性が問われることから学術機関との連携が必要と感じた。また流通・加工・販売・レストランの業者間の協力連携が必須であり、水産業単独の努力で成功するものではないことがわかった
関連領収書番号	903,913

活動報告（県外）

議員名： 前田 伸一

活動事項	高知県庁の視察・調査
活動年月日	令和7年9月8日（月）15:00～16:30 政務活動
場所	高知県庁
活動の相手方	高知県水産業振興課土井課長ほか2名
活動の目的	水産業における女性・若者の活躍推進についての調査
活動の内容	資料に基づくヒアリング
活動の結果等	高知県は平成5年に816千人の人口が令和5年には676千人と人口減が加速化し、その要因として女性の転出が多いことを挙げている。全庁的に女性活躍推進事業を展開しており、水産関係でも女性が働きやすい環境整備を行っている。その柱が「高知水産女子会」の立ち上げである。女子会ミーティングや長崎県への視察を通し、課題と解決策を提案している。 女子会は女性が漁業に従事するために、雇用型漁業で体力的な負担と精神的な負担を減らすことを提案している。令和8年度、5人以下の定置網漁船、漁網の調達を通しモデル事業を展開し、女性の働く環境の整備を行っていくとのことであった。 漁業に従事したいと思っている若者・女性の声を聴くところから事業を展開していた。モデル事業がどのような効果を高知県にもたらすのか来年度以降改めて調査したいと思った。
関連領収書番号	903, 913

活動報告(県外)

議員名：前田 伸一

活動事項	政策要望
活動年月日	令和7年10月8日(水) 移動日 宿泊 令和7年10月9日(木)10:20～10:40 政務活動
場所	総理官邸
活動の相手方	石破内閣総理大臣
活動の目的	政策要望書の提出
活動の内容	地方創生ほか政治状況を含め意見交換を行った。
活動の結果等	約1年にわたる国政の舵取りについての所感を伺った。
関連領収書番号	1009～1017

内閣総理大臣
石破 茂 様

要 望 書

公明党鳥取県議会議員団

令和 7 年 1 0 月 9 日

令和7年10月9日

内閣総理大臣
石破 茂 様

要 望 書

石破総理におかれましては、就任から一年余り、国内外の諸課題に粉骨砕身して当たられ、多くの成果を残されました。心より御礼申し上げます。

石破総理が掲げられた、地方創生の推進、東京一極集中の是正、防災体制の構築などの政策を、今後とも進めていただきますようお願い致します。

また、地方の典型でもある鳥取県におけるインフラ整備には、特に力を注いで頂きますよう要望致します。

公明党鳥取県議会議員団

団 長 銀杏 泰利

幹事長 前原 茂

政調会長 前田 伸一

活 動 報 告(県外)

議員名： 前田 伸一

活 動 事 項	広域リージョン連携のレク
活 動 年 月 日	令和7年10月8日(水) 移動日 宿泊 令和7年10月9日(木)13:30～14:30 政務活動
場 所	衆議院第1会館 竹内議事務所
活動の相手方	総務省自治行政局行政課 藤本元太理事官
活 動 の 目 的	広域リージョン連携の概要把握と本県の可能性調査
活 動 の 内 容	担当者からのヒアリング
活動の結果等	【ヒアリング内容】 ○中国ブロックの担当県が鳥取県となっており、現在具体的プロジェクトを検討している最中であること。 ○観光面での活用案の一つは「共同での観光プロモーション」 ○輸送インフラのハード整備とソフトの関係も重要な視点 ○九州では九州創生戦略会議を立上げアクションプランを策定している。九州は広域リージョン連携の先進地。農産品の共同輸出も検討している。
関連領収書番号	1009～1011、1012、1013～1016、1017

活 動 報 告(県外)

議員名： 前田 伸一

活 動 事 項	第 18 回日中友好交流会議
活 動 年 月 日	令和 7 年 10 月 19 日(日) 移動日 宿泊 令和 7 年 10 月 20 日 (月) 9:00～15:40 政務活動
場 所	茨城県日立市日立シビックセンター
活動の相手方	(公社) 日中友好協会、中国対外人民友好協会、中日友好協会
活 動 の 目 的	自治体レベルでの日中友好活動の現状と今後の方向性のあり方の調査
活 動 の 内 容	第 18 回日中友好交流会議茨城大会のメインテーマは「新しい地方間交流」であり、これまでの実績と未来に向けての交流のあり方について基調講演と分科会に分かれての議論を聴講した。
活 動 の 結 果 等	日立シビックホールには日中友好の歴史がパネル展示され、日中国交回復に至るまでの先人のご尽力や国交回復後の交流についてもち系列で交流の流れがわかるような展示内容であった。鳥取大学が進めてきた河北省での植林事業についてもパネルでの紹介があった。 また、大会に先立って行われた 19 日のレセプションで呉江浩駐日大使をはじめ雲南省人民外事弁公室の皆さんと交流を図ることができた。 20 日の本会議では、日中友好協会会長の宇都宮徳一郎氏と中国人民対外友好協会副会長の袁敏道から基調講演があった。 講演内容は次の通り 日中の現状は、台湾問題等厳しい状況が続いている。両国民のあて国に対する好感度も低いままである。国際情勢もアンチグローバリゼーションの進展や陣営間の対立により日中民間交流も影響を受けている。今後の活動のポイントは大きく次の 4 点 1. 日中友好の旗を高く掲げること 友好の種がまかれ、基礎がつくれた。268 の都市交流実現。 4 原則を守ること。 2. 交流の成果を知らしめること 交流の成果が知られていない。 官ではなく民の交流プロジェクトの強化が必要 3. 友好の松明をつないでいくこと 良いものは継承していく。新たな交流の形の模索も必要。 (クリーンエネルギー、アニメ等) 4. 若者の友好活動を推進すること (インターネットイブの世代は SNS が隠れた障壁になっている。) 終了後、中国人民対外友好協会袁敏道副会長と名刺交換を行い、鳥取県における燕趙園をはじめとする日中友好の取り組みや航空路線米子—上海便の復活等について意見交換を行った。 また、中国の現実を自分の目で見て理解することが大切であると思った。
関連領収書番号	1020、1021～1024、1025、1026

2025年 7月11日 11時50分

公益社団法人日本中国友好協会

NO. 5337 P. 1

鳥取県日中友好協会様

第18回日中友好交流会議 実施要項



交流会議会場の日立シビックセンター

開催日：2025年10月19日(日)・20日(月)
会場：茨城県日立市 日立シビックセンター
主催：公益社団法人日本中国友好協会
中国人民对外友好協会 中国日本友好協会

2025年 7月11日 11時50分

公益社団法人日本中国友好協会

NO. 5337 P. 2

第18回日中友好交流会議について

【主催】公益社団法人日本中国友好協会 中国人民对外友好協会 中国日本友好協会

【主管】NPO 法人茨城県日本中国友好協会

【後援】(特)外務省 中華人民共和国駐日本国大使館 茨城県 茨城県内自治体 (一財)自治体国際化協会

【開催日】2025年 10月19日(日)・20日(月)

【会場】茨城県日立市

オープニングセレモニー：日立シビックシビックセンター 新都市広場(茨城県日立市幸町1-21-1)

歓迎レセプション：ホテルテラスザスクエア日立 テラスボールルーム(茨城県日立市幸町1-20-3)

開会式・全体会議・閉会式：日立シビックシビックセンター 音楽ホール

分科会：日立シビックシビックセンター 多用途ホール・会議室

【日程】

○ 10月19日(日)

13:00~20:00 受付 日本側 日立シビックセンター 1F 会議室 101号

受付後、宿泊場所へ、または荷物を預けてバンダフェス、イベント参加

時間未定 茨城県-陝西省 友好県省締結調印式 会場：未定

15:00~16:00 オープニングセレモニー 会場：日立シビックセンター 新都市広場

16:00~20:30 歓迎レセプション 会場：ホテルテラスザスクエア日立 テラスボールルーム

○ 10月20日(月)

9:00~11:30 全体会議

会場：日立シビックセンター 音楽ホール

11:45~12:45 昼食

会場：ホテルテラスザスクエア日立 テラスボールルーム

13:00~14:45 分科会

会場：日立シビックセンター 2F 多用途ホールほか

15:00~15:40 閉会式

会場：日立シビックセンター 音楽ホール

【全体テーマ】「地方都市間の新しい交流」(仮題)

【分科会テーマ】(予定) ①地域間相互連携 ②先人に学ぶ ③若者の活躍 ④文化・スポーツ

【参加者】(予定) ○日本側 (1) (公社)日中友好協会 理事・監事
(2) 都道府県日中友好協会 役員・会員

○中国側 (1) 中日友好協会代表団

(2) 中国各地方对外友好協会代表団

2025年 7月11日 11時50分

公益社団法人日本中国友好協会

NO. 5337 P. 3

【登録料】 28,000 円 (7/14 までの早期割引料金。7/15 以降のお申込み・追加は 33,000 円)

※ 10/19 レセプション参加費、10/20 昼食費と会費参加費が含まれています。

【宿泊】 宿泊は各自で手配願います。以下の近隣ホテルの利用が便利です。

東横イン日立駅前(茨城県日立市幸町 1-3-5) 1泊朝食付き 7,100 円～

TEL (0294) 89-1045 <https://www.toyoko-inn.com/search/detail/00082/>

ホテルウイングインターナショナル日立(茨城県日立市幸町 1-5-12) 1泊朝食付き 7,150 円～

TEL (0294) 23-2111 <https://www.hotelwing.co.jp/hitachi/>

ホテル日立プラザ(茨城県日立市幸町 2-3-25) 1泊朝食付き 8,500 円～

TEL (0294) 21-7111 <https://breezbay-group.com/hitechiplaza/>

【オプション】 (添付の宿泊オプションプランのご案内をご参照ください)

前泊 パンダフェスバック (日程) 10月18日(土)、19日(日) 参加費 25,000 円

10/18 18:00 日立シビックセンター集合、国民宿舎「鶴の岬」へ

18:30 「鶴の岬」到着

19:00 茨城の地産食材を使ったお食事・温泉・太平洋の眺望をお楽しみください

10/19 9:00 「鶴の岬」出発

10:00 日立シビックセンター新都市広場にて、パンダフェスをお楽しみください

後泊 エクスカーションバック (日程) 10月20日(月)、21日(火) 参加費 25,000 円(A, Bバックとも)

10/20 17:00 日立シビックセンター集合、国民宿舎「鶴の岬」へ

17:30 「鶴の岬」到着、夕食・宿泊

19:00 日中友好「記念懇親会」、温泉・太平洋の眺望をお楽しみください

10/21 9:00 「鶴の岬」出発

Aバック

10:00 国営ひたち海浜公園(コキア鑑賞)

11:30 大洗海鮮市場(昼食は各自)

12:45 JR 水戸駅にて解散

Bバック

9:45 常陸太田市観光果樹園(シャインマスカット狩り)

11:30 常陸秋そばの昼食

12:45 JR 水戸駅にて解散

2025年 7月11日 11時50分

公益社団法人日本中国友好協会

NO. 5337 P. 4

【お申込み・お支払方法】

1. 参加者の取りまとめにつきましては各県協会ごとに行ってください。
2. 「第18回日中友好交流会議申込表」を7月14日(月)までにメール(データ)添付にて下記アドレスまでお送りください。
「第18回日中友好交流会議申込表」は漏れなく入力をお願いいたします。
3. 「第18回日中友好交流会議申込表」にて参加人数が確定しましたら、交流会議登録料(28,000円×人数分)、オプション参加費の請求書をお送りいたします。各県協会にて一括して(公社)日中友好協会へお振込みをお願いします。

【お申込み締め切り】 7月14日(月)

※ 期日を過ぎてのお申込みや追加の場合、登録料はお一人33,000円となりますのでご注意ください。なお、早期割引料金・通常料金ともキャンセルの場合は8月末まで20%、9/20まで50%、10/10以降は100%のキャンセル料がかかります。最終締め切りは8月18日(月)といたします。

【問合せ・申し込み先】

公益社団法人日本中国友好協会 担当: [REDACTED]

〒111-0043 東京都台東区駒形1-5-6 金井ビル 電話: 03-5811-1821 FAX: 03-5811-1532

E-mail: 2025kaigi@j-cfa.com

活 動 報 告(県外)

議員名： 前田 伸一

活 動 事 項	兵庫県の再犯防止の取組の調査
活 動 年 月 日	令和7年10月28日（火）10:00～11:00 政務活動
場 所	兵庫県庁第3庁舎
活動の相手方	土木部契約管理課主幹半沢和也 県民生活部くらし安全課課長舟川直輝 県民生活部特殊詐欺等対策課日野精二
活 動 の 目 的	再犯防止計画の概要と公共工事における社会的貢献の評価（協力雇用主）についての調査
活 動 の 内 容	担当者からのヒアリング
活 動 の 結 果 等	○入札契約における社会貢献評価制度 兵庫県は全兵庫県知事の移動県知事の時代に企業の社会貢献を底上げする方針をとっている。社会貢献評価活動の項目も刑務所出所者等の雇用を含め十項目存在し行政の積極的姿勢を読み取ることができる。業界からの昨今の人手不足の状況から出所者等の雇用促進項目を評価制度に加えることに対し好ましいとの評価を得ているようだ。しかし刑務所内で出所後就職の際に有効となる技能を習得するチャンスは少ない。受刑者の役務は木工製造や革製品の製作などが多く、出所後の就労の選択肢の幅が狭い状況となっている。 出所者は生活するために収入の高い大都市への就職を希望する人が多い。建設業自体の就労環境の改善や厳しい環境でもそれに見合った収入が確保できる処遇改善を全体的に図らないと単に出所者の就労受け入れる協力事業者が増えても就労に結びつかない現実がある。 社会全体で地道ではあるが出社の再犯を防止する意識の醸成を図っていく必要があると感じた。 ○再犯防止推進計画について 兵庫県の全国の自治体と同様に、再犯防止計画を策定し関係者とともに取り組みを行っている兵庫県の再犯者率は48.4%で鳥取県と同じレベルである。兵庫県の再犯防止更生支援に係る取組の中で個別具体のテーマを設定し市町村をはじめとする関係者との意見交換を行っている。出所者の社会的支援には市町村の協力が不可欠であることから今日か兵庫県は市町村との連携強化を図っているとのことであった。
関連領収書番号	1027, 1028

前田議員 兵庫県庁視察日程【10月28日(火)】(案)

<往 路>

6:36 発 鳥取駅
9:00 着 三ノ宮駅

<JR 特急スーパーはくと2号>

神戸市営地下鉄(三宮駅)
→ 「県庁前」下車

<市営地下地下鉄>
西神中央・名谷方面へ一駅(乗車時間1分)

神戸市営地下鉄「県庁前」駅から、西出口へ
→ 兵庫県庁舎3号館1Fロビーで、担当者が待ち受け

■日 時: 10月28日(火) 午前10時～

※ 兵庫県庁3号館1階ロビーにて、開始時間前に、
議会事務局の敏森(としもり)様(女性職員)が、待ち受け

■会場: 兵庫県庁3号館 2階 議員応接室

■連絡先: 兵庫県議会事務局 敏森様 078-362-4137

■内 容:

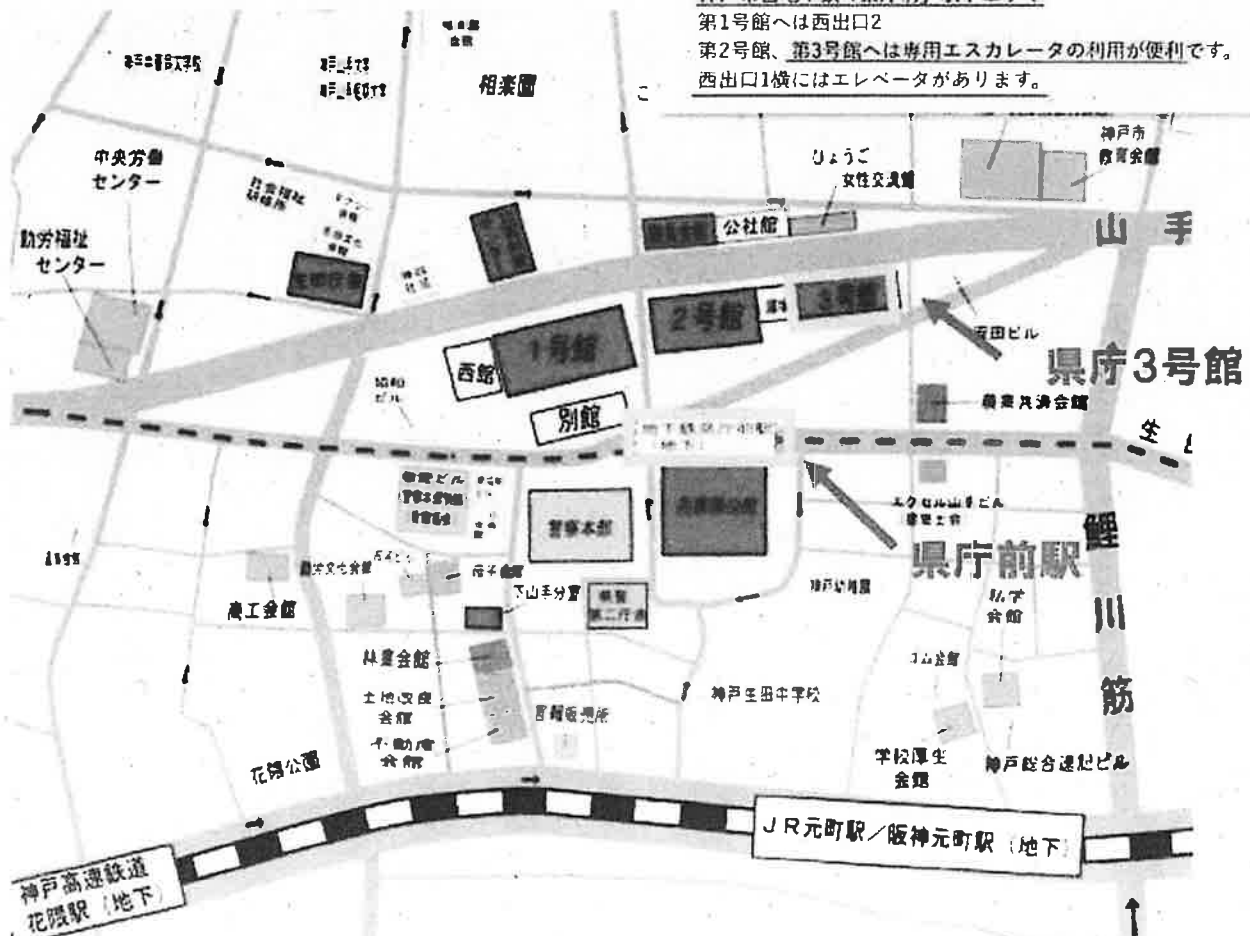
テーマ	担当課
① 刑務所出所者を雇用(新たに受入)する民間事業者への公共工事等入札における加点制度について	土木部契約管理課
② 再犯防止推進計画等について(計画全体の概要や施策の取組状況など)	県民生活部くらし安全課

※①、②ともに30分程度で担当課入れ替え制による

県庁周辺の地図

兵庫県庁への交通アクセス

- ・ JR西日本・阪神「元町」駅西口下車北へ徒歩約8分
- ・ 神戸市営地下鉄「県庁前」駅下車すぐ
第1号館へは西出口2
第2号館、第3号館へは専用エスカレータの利用が便利です。
西出口1横にはエレベーターがあります。



活 動 報 告(県外)

議員名： 前田 伸一

活 動 事 項	生分解性プラスチックの調査
活 動 年 月 日	令和7年10月28日(火) 13:00~15:00 政務活動
場 所	株式会社プラステコ 大阪府池田市城南1丁目8-23
活動の相手方	代表取締役 林龍太郎
活 動 の 目 的	プラスチック性海岸漂着物の削減
活 動 の 内 容	ヒアリングとプラント施設の確認
活 動 の 結 果 等	プラステコの上記ミッションは発泡プラスチックに関連する次の4点 1. 世界の有害化学物質温暖化効果ガス可燃性ガスの使用撤廃 2. 既存の使い捨て発泡プラスチックの生分解性プラスチックへの転換 3. 高性能断材極薄発泡素材高機能性発泡素材を微細発泡プロセスに転換 4. 発泡プラスチック用機械設備を超臨界発泡設備へ転換 中国企業のレノボは当企業の技術を活用しパソコン等の梱包材料を制作しているとのことであった。中国は発泡スチロールを埋め立て処分していることから生分解性プラスチックの需要が増えている。しかし日本ではプラスチックの再利用が主となっており、生分解性プラスチックの活用は進んでいない。 しかし漁業で使用するブイは、マイクロプラスチックの元となる発泡スチロールが世界的に使用されており、海洋汚染や漂着ごみの元となることから生分解性プラスチックへの転換が世界的に推進が急務となっている。当社は環境省ならびに水産庁へ漁業用ブイへの使用について働きかけをしているものの国の動きは鈍く現場での利用は進んでいないとのことであった。 鳥取砂丘の海岸線を歩くとプラスチックや発泡スチロールできた漁具の漂着物が大変目につく状況である。一年に2回砂丘一斉清掃が行われるが体積・重量のある漁具(網・ブイ)は撤去がままならず放置されている。 当社の技術を活用し漁具の生分解性プラスチック化を国を挙げて推進すべきである。 なお生分解性プラスチック材料は高価であるが、微細な気泡を大量に発泡剤として使用する技術を持っていることから、値段としては現在販売されている発泡スチロールと同等の価格で販売できる見通しがついているとのことであった
関連領収書番号	1029~1033

不活性ガス発泡×バイオプラスチックでエコ実現！

株式会社プラステコ

発泡プラスチックと環境問題

発泡剤による環境問題

- ・化学発泡剤 ⇒ 化学物質規制
- ・代替フロン ⇒ 強力な温暖化ガス
- ・石油ガス ⇒ 可燃性
温暖化効果ガス



不活性ガス発泡による解決

- ・安全性 ⇒ 無毒性
非可燃性
- ・温暖化効果ガス ⇒ 従来発泡剤の
数十～数百分の一

発泡プラスチックのゴミ問題

- ・発泡プラスチック ⇒ 埋立時に嵩が張る
- ・非生分解性 ⇒ いつまでも腐らない
- ・低密度 ⇒ 海上を浮遊⇒海洋ゴミ
⇒ マイクロプラスチック

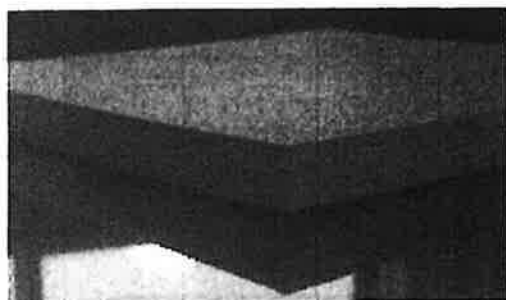


不活性ガス発泡による解決

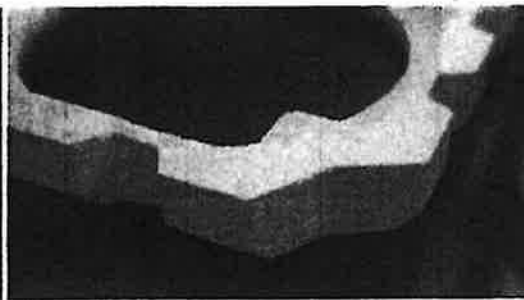
- ・生分解性樹脂を発泡 ⇒ 土中で水とCO2に分解
- ・高倍率発泡 ⇒ 発泡スチロール代替
- ・海上利用 ⇒ 海中では分解しない
生体内代謝性

CO₂発泡PLA製品例（生分解性発泡プラスチック製品）

発泡PLAビーズ成形品（30~60倍発泡）



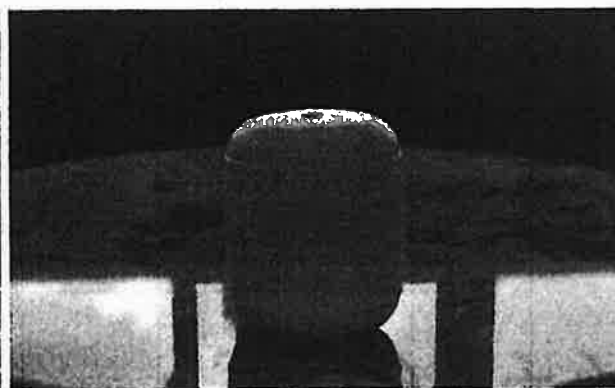
断熱材



梱包材

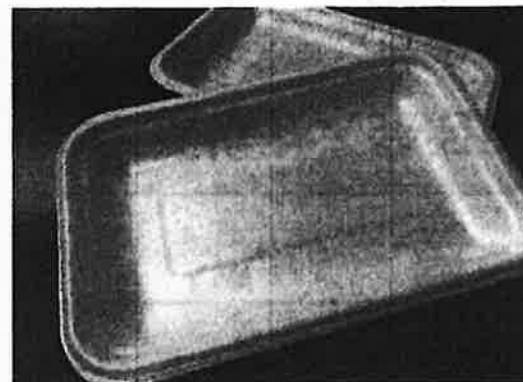


農業用途（原木椎茸菌種用）



海洋用途（水産用フロート）

発泡PLAシート成形品（5~20倍発泡）



食品トレイ



使い捨て食器



緩衝材



フルーツネット

活 動 報 告(県外)

議員名： 前田 伸一

活動事項	山陰海岸ジオパーク推進三府県議会議員の会による国要望
活動年月日	令和7年11月9日(日) 移動日、前泊 令和7年11月10日(月) 9:30～16:45 政務活動、後宿 ※11月11日(火) 終日、都道府県議会議員研修(公務)
場所	衆・参議院会館(東京都千代田区永田町2丁目2-1) ほか
活動の相手方	国会議員、関係省庁
活動の目的	ジオパーク活動への支援要請
活動の内容	関係議員、関係省庁担当者との意見交換
活動の結果等	山陰海岸ジオパーク推進三府県議会議員の会(京都府・兵庫県・鳥取県)のジオパーク活動への支援の要望活動に参加した。 山陰海岸ジオパークは山陰海岸国立公園とエリアが重複しており、ジオパーク関連の経済活動を行うにあたって国立公園の規制を受けることから、特に海岸エリアでの工作物設置について規制緩和を求める要望を行った。環境省自然環境局堀上局長より、ジオパーク活動と合わせて会場遊具等設置するのであれば国立公園内での会場遊具の設置について説明がつくのでそのあたりを検討していただきたいとのことであった。 鳥取県東部から京都府北部にかけてのエリアは交通網が脆弱であり、山陰海岸ジオパークを核とした観光客誘客のためにも鉄道航空路線自動車道の整備を強く国会議員と国交省の方に要請を行った。概ねこちら側の意向は理解をしていただいたと確信している。
関連領収書番号	1108～1116

活動報告(県外)

議員名：前田 伸一

活動事項	柳のバイオマス燃料としての栽培・展開の可能性についての調査
活動年月日	令和7年11月11日(火曜日) 東京より移動、茨城県龍ヶ崎市で前宿 令和7年11月12日(水曜日) 13:20～15:30 政務活動
場所	国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所 (茨城県つくば市松の里1)
活動の相手方	早生樹林管理担当 高橋勝美チーム長 総括審議役 川村竜哉
活動の目的	本県での柳のバイオマス燃料の栽培展開の可能性調査
活動の内容	座学および農場の視察
活動の結果等	座学の内容については別紙のとおり。 柳栽培を商業化するには、大規模でまとまった農地が必要となる。ことから中山間地域よりも平野部の農業不適地が柳栽培に適していることが分かった。ただ、柳の栽培特性として水はけが良く地下水が高いところでよく生育するとのことであった。本県平野部での耕作放棄地は水はけが悪く農作物の栽培に不向きなことが理由になっている現状がある。これらの地域で柳の栽培の可能性について研究する余地がある。 NEDOの補助金を活用した事業は全国でも数ヶ所と限られている。本県の将来のエネルギーの地産地消や耕作放棄地を広げない適地適作の観点から本県の土壌や気候に適した柳の種類の選定を含む研究を進めるべきであると感じた。森林総研の担当者のお話では、柳にもさまざまな種類があり収穫量の多い柳の穂木生産体制の確立は不可欠であるとのこと。乾燥収量で10トン/年/畝の収量が確保できれば商業ベースに乗ることが想定されている。境港市でバイオマス発電事業者による柳野栽培研究が行われると行われていると伺った。農水省は柳を含む早生樹の農地での短期栽培に対し柔軟な見解が示されたところであり、県内の農業委員会とも調整し、平野部での耕作放棄地対策として柳を含む早生樹の林業を推進すべきと感じた。
関連領収書番号	1108, 1117～1125